

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

平成19年3月愛荘町議会定例会

1日目(平成19年3月1日)

開会:午前09時02分 延会:午後05時27分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第16号 愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第17号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第18号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第19号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第20号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第 9 議案第21号 国民宿舎金剛輪寺荘条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第22号 愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第23号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第24号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第26号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第27号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第28号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第29号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第18 議案第30号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第31号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

日程第17から日程第21まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。
よって、平成19年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(久保田九右衛門君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)おはようございます。

本日、ここに平成19年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもか
かわりませず、早朝よりご出席賜り、厚くお礼申しあげます。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを心
から厚くお礼申しあげる次第でございます。

既に新聞報道等でご承知のように、昨年12月6日に、入札業者に設計金額を教えたとして旧愛知川町の元助役と町
内業者が競売入札妨害容疑で逮捕され、また、今年1月15日には、贈収賄容疑に発展し、計6名の逮捕者が出まし
たことは、旧町時代の事件とはいえ、愛荘町にとって重大な出来事であり、町民の信頼を大きく失墜しましたことに、
改めて町民の皆様にご心からおわび申し上げる次第でございます。

現状では、押収されました書類等は、まだすべてお返還されていない状況でございます。今後、町民皆様方の信頼
回復のため、二度とこのような過ちのないよう、職員ともども一丸となって再発防止に努めてまいりたいと考えており
ますので、今後とも変わらぬご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

条例制定、一部改正ならびに廃止条例案件12件、愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議案件が1件、損害賠償案件が1件、それから次に予算案件でございますが、まず平成18年度の補正予算、一般会計ならびに3特別会計の補正予算、合わせて4件でございます。特別会計は、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計補正予算でございます。次に、新年度平成19年度の愛荘町一般会計予算ならびに6つの特別会計予算、合わせて7件を提案させていただいております。特別会計予算につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得造成事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、それぞれ19年度予算でございます。合わせて25案件をご提案させていただきました。

それでは、条例制定、一部改正ならびに廃止条例案件12件ならびに協議案件1件についてご説明申し上げます。まず、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定につきましては、地方自治法施行令第167条の17で定める「物品の借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障をおよぼすようなもの」を基準にいたしまして、複数年契約が一般的なものを長期継続契約の対象とし、多様化する契約形態に機動的に対応するために新規制定をお願いするものでございます。次に、健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、愛荘町がん検診の健康診査項目の見直しによりまして、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、職員の勤務時間、休職に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたことにより、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律等」の一部を改正する法律等が公布されたことにより、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議につきましては、滋賀県社会教育主事の市町派遣制度が平成18年度末をもって廃止されることに伴い、地方自治法の規定により協議願うものでございます。

次に、国民宿舎金剛輪寺荘条例を廃止する条例につきましては、平成19年3月31日をもって、国民宿舎金剛輪寺荘の営業を廃止することにより、条例を廃止するものでございます。

次に、愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、さきに説明いたしました愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業および国民宿舎事業の廃止に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、保険税率の改正ならびに旧2町の不均一課税を見直し、税の平準化を行うため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例につきましては、愛荘町立ハーティーセンター秦荘は、貸し館業務だけでなく、自主事業等により文化芸術活動の振興を図る施設であり、町が主催する事業等の入場料等については、従来から諸収入として計上していたものを使用料として予算計上していくため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、ふれあいスポーツ公園の夜間照明設備設置に伴い、使用料の見直しを行うため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、町単独施策として助成対象者の見直しならびに健康保険法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、愛荘町一般会計補正予算(第7号)、国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、下水道事業特別会計補正予算(第4号)ならびに介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の4件でございます。

まず、平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)でございますが、補正額は1億5,818万3,000円を追加し、総額86億5,537万9,000円をお願いするものでございます。

その主なものを申し上げます。

歳入の主なものは、主要法人の大幅な法人税の収入増であります。また、本年度の保育所入所児童に係る国・県

の負担金の増、市町村合併推進体制整備費補助金の内示によります国庫補助金の増等であります。また、法人税の増収によりまして、財政調整基金および教育振興基金からの繰入金を減額するものであります。町債の発行につきましては、抑制することを前提として、合併特例債を事業費実績により減額いたすものであります。

一方、歳出の主なものは、民生費では、保育園の低年齢児童の減少による運営費支弁額を減額するものであります。農林水産業費は、集落営農ステップアップ促進事業として松尾寺北地区が行う農機具整備への補助金の増額、みんなでがんばる集落営農促進対策事業として元持地区の農業施設整備が中止となったことによる補助金の減額、土木費につきましては、工事費等の減額による下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。教育費につきましては、愛知川東小学校整備、愛知川小学校増築事業、秦荘西小学校大規模改造、愛知中学校のコンピューター教室整備等に係る入札差額による減額であります。諸支出金では、今年度の法人税の増収により、平成19年度の普通交付税の大幅な減額に伴う財源を確保するため、財政調整基金および教育振興基金への積み立てをするものでございます。繰越明許費といたしまして、町道蚊野金剛寺野線道路新設改良事業、公営住宅建て替え事業による町営住宅除却工事、ふれ愛スポーツ公園管理運営事業のナイター照明設置事業につきまして、それぞれ所要の予算を次年度へ繰り越しするものでございます。

次に、平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございますが、国民健康保険税の実績見込みにより、財源不足分として財政調整基金繰入金を増額するものであります。歳出につきましては、高額医療共同事業拠出金確定によりまして、医療費拠出金、財政安定化拠出金をそれぞれ減額するなど、歳入歳出それぞれ687万1,000円を減額し、総額14億5,189万6,000円にお願いするものでございます。

続きまして、平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)では、事業費の執行見込みにより、一般会計繰入金、公共下水道事業債の減額と平成17年度消費税還付金の減額、歳出につきましては、入札残および一部工事の減工により、歳入歳出それぞれ5,140万5,000円を減額し、総額15億8,919万9,000円とするものであります。繰越明許費といたしまして、下水道事業におきまして、既に発注済みの3本の工事について、次年度に予算を繰り越し、執行するものであります。

平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,207万円を増額し、総額8億8,803万円とするものでございます。歳入の主なものは、給付費の増加に伴いまして国庫負担金、調整交付金、事務費交付金、一般会計繰入金等を増額するほか、歳出では、医療保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修費用の追加と給付実績および今後の見込みによりまして介護保険サービス費等諸費を増額するものでございます。繰越明許費といたしまして、介護保険システムに医療保険制度の改正内容を反映させるための改修費用につきまして、次年度へ繰り越し、執行するものであります。

次に、損害賠償額議決案件につきましてですが、町道管理者として、町の過失に伴う車両事故における損害賠償額について議決をお願いするものでございます。

次に、平成19年度の予算でございます。

国の経済は、10年余りにわたる長期停滞のトンネルを抜け出し、さらにはデフレ脱却から、緩やかながら戦後最長の景気回復期にあり、「平時の経済」に戻つつあると言われておるところであります。しかしながら、原油価格の高騰や金利の上昇などが経済におよぼすリスクも指摘されているところであり、依然として厳しい経済環境と言えます。このような中にありまして、平成19年度の地方一般歳出は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針に沿って、人件費や地方単独事業など歳出全般について徹底した見直しが行われ、対前年度費マイナス1.1%に抑制されました。その上で、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額の確保を図るため、地方財政対策が講じられた結果、地方財政計画の規模は83兆1,300億円程度と、前年度同水準となったところであります。

ところが、地方一般財源の総額は前年度並みの水準が維持されたものの、地方交付税につきましては、地方税収の伸びにより収支不足は大幅に改善されたものの、依然として4兆4,200億円程度の財源不足が生じておるところであります。これは、平成8年度以降12年連続となり、建設地方債の増発、臨時財政対策債の発行等により、その全額を補てんすることとされたところであります。

一方、県におきましては、「もったいないをいかに滋賀県政」を基本方針に据えられ、生活者の感覚を生かした県民の幸せづくりと地域振興に取り組むこととし、平成19年度は財政危機回避の改革プログラムの最終年として、約560億円の財源不足のうち、280億円は歳出の削減で、残る280億円につきましては、県債の発行や基金の取り崩しで対応する計画を進められてきましたが、予算編成段階で県税の増収を大きく上回る地方交付税等の大幅な減額が見込まれ、歳入面でさらに40億円の不足となり、合わせて320億円の財源不足への対応を余儀なくされるなど、収支見通しは依然として厳しい状況であるとのことであります。

本町財政におきましても、町税収入は税源移譲や定率減税の廃止などにより、個人町民税および景気の回復基調にある法人町民税がそれぞれ増収となる見込みである一方で、税源移譲に伴う地方譲与税の減額、平成18年度法人町民税の増収に伴います地方交付税が大きく減額となる見込みであります。

さらに、歳出面では、人件費の抑制、物件費や補助費などの一般行政経費の節減に努める一方で、老人医療費や介護保険、国民健康保険、扶助費などの社会保障経費の負担増や借入金の返済である公債費の増加が見込まれるところであります。

平成19年度予算におきましては、合併後2年目となる年であり、さらに本格的な一体感の醸成や合併後のあり方が問われることから、新町まちづくり計画を着実に実現していくために、編成にあたって、厳しい財政環境を踏まえ、各種事務事業について最大限の節約に努めるとともに、各所属が主体的に創意と工夫を凝らす中、継続的な実施が必要な事業、また新たな課題に対応するための事業に配慮しつつ、全般的に抑制した緊縮型予算といたしたところであります。

その結果、平成19年度当初予算案につきましては、一般会計は84億8,800万円、前年度比1,200万円、0.1%の減となっております。また、6つの特別会計を合わせて55億6,586万2,000円、前年度比1億9,673万4,000円、3.7%の増。一般会計、特別会計を合わせまして140億5,386万2,000円、前年度比1億8,473万4,000円、1.3%の増といたしたところであります。

なお、国民宿舎事業特別会計および教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計の2つの会計につきましては、さきにも説明いたしましたとおり、平成18年度限りで廃止いたしますものであります。

それでは、予算案の主なものを申し上げます。

まず、一般会計歳入では、町税収入額が、税制改正や景気回復の基調により、前年度比5億9,642万円、23.2%の増を見込んでおります。国庫支出金につきましては、教育施設整備に伴い、1億3,985万円、55.1%の増。一方で、地方譲与税は1億5,100万円、61.4%の減、平成18年度の法人町民税の増収に伴い、普通交付税と合併後2年目の包括算定で減額となる特別交付税を合わせて、地方交付税は8億2,200万円、35.6%の大幅な減額が見込まれます。地方債につきましては、前年度を3,120万円下回る2.8%の減としております。地方交付税の大幅な減額に伴います歳入の不足につきましては、本年度、平成18年度の法人町民税の増収分を一たん基金に積み立てていたしまして、これを平成19年度に取り崩すことで確保していくものであります。

歳出の性質別ですが、まず義務的経費では、人件費につきまして、職員の退職に伴い、前年度比4,564万円、3.2%の減となりましたが、社会保障経費である扶助費や借入金の返済である公債費などを合わせまして6,223万円、1.9%の増となりました。

物件費や維持補修費、補助費などの一般行政経費は2億5,513万円、10.4%の減でございます。普通建設事業費は1億7,900万円、10.9%を増額いたしまして、愛知川小学校の増築、秦荘西小学校の大規模改修、秦荘幼稚園の建設に伴う用地造成、設計経費など、教育施設の整備を継続するものであります。また、道路新設改良費や2市4町で進めております(仮称)湖東三山インターチェンジ整備についても、その調査研究費など所要の経費を計上し、あわせて新設されます特別養護老人ホームの建設補助を見込んでいますものでございます。

また、新規事業といたしましては、子育て支援策として、町民の皆様の第3子目以降のご出産に対して15万円の出産育児一時金を給付する経費、また小学生が入院した場合の保険診療を助成する経費もあわせて見込んでいますものであります。また、多数の方々が出入りされます公共施設12カ所に自動体外式除細動器、いわゆるAEDを設置する計画をしております、順次、設置箇所を拡大していきたいと考えております。

また、議員皆様方の議会につきまして、開かれた議会、住民の積極的な行政活動への参画を推進するため、議会放映システムの導入経費を見込んでおります。モニターは、両庁舎、ハーティーセンター秦荘、愛知川公民館の4箇所の予定でございます。

また、多様化する住民ニーズに対応するため、さらに事務の省力化を図るため、執務時間外においても住民票の写しや印鑑証明書をおとりいただける自動交付機システムを両庁舎に設置する経費もあわせて見込んでいますものであります。

以上、全体的に抑制する中でありましても、施策の選択と集中で予算を計上いたしましたものであります。

100人委員会をはじめ、住民の皆様方のご意見やまちづくりアンケート結果を踏まえながら、住民と行政のパートナーシップのもと、引き続き新しい愛荘町総合計画策定に鋭意取り組みたいと考えております。

以上、平成19年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきましたので、何とぞ慎重なご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申しあげまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、上林貞君、3番、森隆一君を指名します。

◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの15日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(久保田九右衛門君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇水野清文君

○議長(久保田九右衛門君)14番水野清文君。

〔14番水野清文君登壇〕

○14番(水野清文君)14番水野清文、一般質問をさせていただきます。

5点について、町長からのご答弁をお願いしたいと思います。

さて本来、質問は執行側に向いて質問するのが本意であります。まだ設備が整っておらないということで、背を向けての質問、お許しをいただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

昨年、2町が合併し、新しい町、愛荘町がスタートしました。初代町長として大変ご苦労された1年だっただろうと拝察申し上げます。

そこで、所信表明で新しいまちづくりの思い、幾多の指針について重く語られました。1年を過ぎた今、その思いはいかがでしたか、お尋ねをいたします。

次に、19年度予算案についてお尋ねをいたします。

2年目を目前に重要案件が山積しております。例えて申し上げますと、湖東三山インターチェンジをはじめ、能登彦線愛知川御幸橋交通渋滞の問題、さらにインターを中心とした道路整備、右岸道路の町道から県道への認定、工場団地等々数多く抱えております。優先順位等ある中、何を重点事項として予算組みされたか、お尋ねをいたします。3点目について、お尋ねをいたします。

月並みな言葉で申し上げますが、執行部と議会は車の両輪のごとくと言われております。私は、この1年顧みますと、果たして両輪のごとくレールの上を走ってこられたのだろうか、時々疑問に思うときがあります。当然、執行部と議会は十分話し合いする中で是々非々しなければならぬわけですが、その部分のところがいまいまだ十分でなかったように思われますが、町長はいかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、4月に行われます統一地方選挙、いわゆる県議会選挙についてお尋ねをいたします。

愛荘町からも3名前後の名前が上がっております。村西町長は、町長としての立場上、公正・公平な判断をしていただけのものであります。嘉田知事も、施策についての意見交換は行っているが、選挙戦に入ってからの特定候補者の応援演説などは考えていないと述べられております。知事と町長の立場は少し違うと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

最後になりますが、昨年12月6日、突然、談合問題で警察の捜査が入り、元助役の逮捕、一部業者の逮捕と、思ってもいなかったことに大変私ども、びっくりをしたところであります。旧愛知川町の問題とはいえ、大変残念なことであります。そこで、村西町長就任前の問題ではありますが、何か思いがあればご答弁願いたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)ただいまの水野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、1年を振り返り町長の思いはということでございますが、昨年3月に就任をさせていただき、悲喜こもごも懐かし、がむしゃらに動き回った1年が余りにも早く過ぎ去ったというのが率直な思いであります。

合併元年、歴史的激変に、行政組織も戸惑いの中でスタートを切り、各種制度が大きく変化する中、住民の皆さんや

各種団体の皆さんには混乱やご迷惑を多々おかけしたにもかかわらず、厚いご理解、ご支援をいただきましたことに対し、心から厚くお礼申しあげます。誠にありがとうございました。

また、この間、議員をはじめ職員一同からいろいろご意見、ご指導を賜り、重ねて感謝申しあげる次第であります。昨年の就任時、地方行政の一端を担わせていただく責任者として、世の中の潮流を見据え、時代が求めているものは何なのか、何が変わり、何を变えていかななくてはならないのか、そして住民の皆さんの思いがどちらを向いているのか、そのニーズを見きわめ、前向きに提言、実行していくことが私に課せられた務めだと所信の一端を述べさせていただきましたが、初心を忘れず、新たな決意で2年目を全うしたいと考えているところでございます。

今年も、夢や理想を忘れずに、勇気を持って精いっぱいチャレンジし、愛荘町の明るい未来を念じて、悔いを残さないよう骨太の仕事に取り組みさせていただきたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

2点目の平成19年度予算編成についてでございます。

先ほど提案説明におきましてご説明申しあげましたが、スマート・アンド・スピード、ぜい肉をそぎ落とし、迅速な対応を念頭に、選択と集中をモットーに、財政状況を注意深く見守りながら編成をいたしたところであります。

合併協議会で議論されてきました新町まちづくりビジョンを実現するための諸計画の策定、教育施設の充実、また農地・水・環境保全向上事業、後期高齢者広域医療など、新しい施策にも的確に対応いたしますとともに、愛荘町は子そだちのまちとして、その支援策の独自拡大、住民サービスの向上といたしましては、ITを活用した証明書の自動交付機の設置、またインターチェンジのみならず、社会資本整備として欠かすことのできない生活道路の整備にも重点を置いたところであります。

3点目の議会と執行部のあり方についてでございます。

私も、この点につきましては、十分反省すべき点があったと考えております。合併元年の今年度は、行政の執行部も、また失礼ながらも、議会におかれましては、運営方法が旧町時代と大きく変化したこともございまして、互いに戸惑いの中にありまして、執行部としましては協議が不十分であったと感じておるところであります。率直に申しあげまして、重要な事項につきましては、議会に正式に上程をさせていただく前に十分にご意見を拝聴し、議論した上、立案していくものと考えておるところであります。

これまでの私の経験を述べさせていただくことをお許しいただくならば、まず重要事項については、議長と相談した上、事前協議の場合は第一義的に議会の委員会であり、そのうち重要度に応じて委員長判断で全員協議会に説明させていただくというのが従来の経験でありました。そのような先入観がありましたため、私自身、愛荘町で戸惑いを感じましたが、議会の運営はそれぞれのパターンがあり、独自性がある当然であります。今後、十分議会と協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、4点目の県議会議員選挙についてであります。

県議会議員選挙が近づいてきました。候補者の名前もいろいろ取りざたされているところであります。町長は選挙運動をすることが許されておりますが、現時点では今後の状況や展開も不明でございます。いずれにしても、節度を持って判断し、行動をしたいと考えております。町長としては、有権者が選出された県議会議員とともに、地域住民や県政とのパイプ役として町政との連携を深めていくことが重要と考えております。

最後の5点目の談合問題についてであります。

昨年末から今年にかけて、競売入札妨害および贈収賄の疑いで旧愛知川町の元助役と町内業者が逮捕され、大変驚いたところであります。町民の皆さんも、驚きとともに、町政に対する不信の念を強く抱かれたことと存じます。旧愛知川町時代の事件といえども、合併ですべてを継承いたしております愛荘町にとって、恥ずべき出来事でありま。住民の皆様に見れば、その怒りをぶつけるところは愛荘町しかなく、また受け止めていただくところも、やはり愛荘町しかありません。改めて、今回の不祥事につきまして、町民の皆さんに心からおわびを申しあげたいと存じます。

今後、皆様方の信頼回復のため、組織をあげて襟を正し、二度とこのような過ちを起こさないよう、再発防止に努めてまいります。

また、談合問題につきましては、監視の目を怠らず、公正・透明で競争が確保される入札制度を常に検討していかなければならないと考えておる次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)14番水野君。

○14番(水野清文君)再質問をさせていただきます。

ただいま、町長の方から謙虚な気持ちでご答弁いただいて、余り再質問をさせていただくのもどうかという思いをし

ておりますけれど、1点目の昨年の予算編成、大変ご苦労いただいたということも私も思っておりますし、選挙後、任命権者として、間髪を入れず暫定予算、3月、4月、5月、そして18年度の本予算と、町長にとっては、まさに盆と正月が一緒に来たような中での予算編成、限られた財源の中での予算編成をしていただいたことに、私は高く評価をさせていただいた。さすが前町長の経験者だなというような感服をしておったわけでございます。本当に、そのことについては、私は高く評価をさせていただきたい、このように思っております。

そして、2点目の19年度予算案、過日、全員協議会の中で概要について説明をいただいて、昨年同様の予算編成をしていただいた。私は、国の指針であります三位一体改革、交付税、補助金、税源移譲ということで減額予算を組まれると、このように思っておりましたが、旧愛知川町に2社の企業で増収増益ということで6億円余りの税収をいただき、それを歳入に計上されて組まれたということをお聞きしまして、愛知川町に立派な会社があるんだなというように思っております。そして、今年の19年度予算案にもおおむねそのような予算を計上したということで、同等の予算をしていただいたということで、私は大変ありがたいなと、ぜひともこのように執行していただきたい。

ただ、これだけもう少し予算を計上したかったかな、住民の皆さんに理解を求めたいことがあるなというような予算の部分があれば、何点か、ほとんどそろもう少し上乗せして予算は組みたかっただろうと本音は思いますが、限られた予算の中でございますので、何か大きな事項で、もう少しこれだけ上乗せして予算計上したかったという部分のマイナスの部分がなければご容赦いただきたいなと、このように思っております。

それと、3点目の議会と執行部との関係、町長の方から謙虚にお話をいただき、私ども議会も反省することが多々あったのかなと素直な気持ちで思っております。

12月の定例会で、町長が、提案事項は全員協議会で十分議論してほしいというようなお話がありましたが、議員の中に、それは提案事項であり、そういったことで協議する場ではないというようなことでちょっとおかしい話があって、私も町長の思いで、当然全員協議会であらゆる重要案件についてはやっぱり熟知をして、1回であかなんたら、また2回、3回と議論を重ねて、愛荘町の将来のためになることならば十分議論を尽くす場であろうと、このように思っております。

そうしたことで、ただ私は、今日までのこの1年の経緯を見ますと、例えて申し上げますと、町長の提案されてる、また思い、熱い志を、私は十分賛同しておりますし、当初所信表明で思っておられましたこの新しいまちづくりの思い、私は大賛成でありますし、当然そのように思っておりますが、ただ、その熱い思いが先へ先へと進んで、何かひとり歩きをしておったような感じがしております。例えて申し上げるなら、ある集落の東部に何十町歩の工場団地をつくる、そして企業誘致をして工場の拡大、当然、私はもう大賛成であります。ただ、そのことが、議会に報告もなしに、地域の住民の皆さん方にその計画があるやのお話をされ、また地図を広げて説明されたということは、私は住民の皆さんに大変な不安を与える、そういったことも懸念しておりますし、特にいろいろと問題になっております利害関係も生じてくるのかな、正直そういうような思いをしておりましたので、やはりそういった大きな事項につきましては、十分将来を見据えた基本計画を立てて、順序よく段階を踏んで、そしてそのことに進んでいくという基本があるのではないかなと、このように思っております。

大変、その熱い思いは私も十分思っておりますので、先ほども町長から謙虚なお話をいただきましたので、私どもも提案された事項につきましては十分議論をさせていただいて、町長の思いに沿っていききたいと、このように思っておりますので、どうぞ今後とも議会を、町長の権限も大きいものがあるわけですが、私ども議会にも最大の、議決する最高の議決機関だということもあるわけでありまして、その点を同等の目線で進めていただきたいなと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、4点目の統一地方選挙、いわゆる愛荘町1人区になりましたが、県会選挙、3名ほどのお名前があがっているように聞いておりますけれど、私は町長の立場で、先ほども申し上げましたが、やはり公正・公平、そして一番大事なことは、行政という立場で県に要望する事項または国に要望する事項、今は与党として自由民主党、やはり私ども地方議員は、本来市会議員も含めて、県会議員も含めて、自由民主党でなければならないと、私個人的にはそういうふうに思っております。しかし、そこに、行政にかかわる者として、思想、信条はありますけれど、そういった愛荘町に対する先ほどの話の中でも、国はあらゆる減額補正ということになりますと、やはり与党へ予算要望をする、または人脈を使っただけの予算要求ということでお願いする立場ではないかな。

昨年、私ども、町長と、また第2区の藤井代議士と、また県の担当課長何十名が、インターチェンジの設置場所、また能登彦線の新橋、そして愛知川御幸橋の渋滞、また不飲川の現場視察に寄せていただきました。藤井代議士も私どものお話に耳を傾けていただき、ぜひとも早期実現に向かって邁進させていただくというようなお言葉をいただきましたし、そういうことを顧みますと、今日までの町長の、個人的な思いで運動をされる、また応援されるということはいいと思いますが、ややもすると政権、政党から外れたような応援をされてきたのかなという部分で、ひとついかな

ものかなといった思いをさせていたさましたので、ここでそいった質問させていただいております。

過日、また四、五日前ですけれど、彦根のプリンスホテルで藤井代議士の懇談会がありましたが、2区の多くの町長さんをはじめ県議員、国会議員の中で、村西町長さんが乾杯の発声の立場で壇上に立たれて、そのときに湖東三山インターチェンジは藤井代議士のおかげ、自由民主党のおかげだと、今後も藤井代議士を応援させていただく、皆さんもどうぞよろしくと、声高らかに発声をされました。私は、そのことを聞いても、やはり町長は一本しんの通った方だなとそのときに思っておりましたので、そういったことを顧みますと、今後も、やはり国・県への要望事項たくさんあると思いますが、やはり財源不足の中、1円でも多く勝ち取っていただく、それが町長の手腕ではなからうかと思っておりますので、ぜひともそういった意味でも頑張ってくださいと、このように思っております。

そして、最後の談合問題。まだ司直の手にあるということで、中身に入っては質問を控えさせていただきたいと思い、ただ残念なことだったという思いだけおしております。

以上で再質問を終わらせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまは、大変なご激励をいただいたということで、ありがたく思っておる次第でございます。まずは、積み残した大きなものもあるのではなかったかというようなことも言っておりました。確かに、山積するこの行政ニーズの中で、その思いのすべてが実現しているわけでは決してありません。まだまだ、余裕があればこういうこともやりたい、ああいうこともやりたいことはたくさんあるわけですが、いわば骨の部分だけに少し、新たな子育て支援のものに肉づけをさせていただいたかなというようなことでございますけれども、私の思いの中には、今のようないくような時代、非常に殺伐といいますか、もう少し住民の皆さんがゆとりを持って、余裕を持っていいただけるような、そういう文化の香りの高いまちづくり、こんなものも必要なのかなということを思っているところでありますが、なかなか文化といえども幅が広いものでもありますしどうしても余裕があればというふうな意味にもなりやすいのですけれども、そういった面についても、ここで生きがいを感じてもらえるような町、こういったものも目指していかなとあかんのかなというようなことも思った次第であります。

また、企業誘致につきましても、優遇策がまだ十分、検討中ございまして、煮詰まっておりますけれども、具体化すれば、この企業誘致に係る予算も必要なというふうにも思っている次第であります。

また、私の構想、次々といくような、思いつきもあつたかと思っておりますけれども、毎日のように提案は職員にしております。大きいものも小さなものも思いつきもありますけれども、大概、朝来たら、職員にこんなことやったらどうや、あんなことはどうやというようなことは毎日のように言うてるのですけれども、全体の提案の中でできるというのはいまの数の数%でありまして、そういった中で、確かにこの強い私の思いを打ち出し過ぎて、組織の中でも消化不良のままといふところはあつたかと思っておりますが、その辺は今後十分議論をしながら、大きな提案についてもひるまずにやっぱり提案をしていく、そしていろんな住民の皆さんの声を聞く、こんなことで進めさせていただけたらなというふうにも思ふ次第であります。

また、政治的スタンスについては、私自身も選挙を通じて、一党一派に偏しないで、私はあくまでも2万人の町民の皆さんの立場で、町民党という、いわばそういう立場で歩ませていただいておりますし、特定の政党に偏らないということもできる限り維持をしていきたいなというふうにも思っている次第ですけれども、やはり、いろんな結びつき、仕事していこうと思う人脈も必要ですし、政治の力あるいはまた行政の、国や県のそういう執行体制との協力がなかったら進めることができません。そういった点については、十分配慮しながら、そういう連携を保ちながら、お力をかりながら進めていきたいなというふうにも思っているところであります。

そのほか、幾つもお指導なりご提案いただきまして、今後とも心して町政に当たっていきたくと思います。ありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君)14番水野君。

○14番(水野清文君)再々質問をさせていただきます。

これは少しちょっとお聞きしたい点がありますので、町長の今日までかかわってこられた選挙の、ある候補者の後援会の入会申込書というのを私にいただいたのですけれど、この中に町長を中心としてこやかに写真が載ってるんですけど、これはこれで、私は、過日も写真に載って何かご指摘をいただいて、私、町長は美術とか絵をかく趣味、また写真も趣味であるというようにかねがね思っておりました。いい趣味を持っておられるなという思いをしておりました。最近、この写真に載ることも趣味になってきたのかなというような、私は思いをしていますが、ただ、この中で1点だけお聞きしたいのは、この中に現在民生委員さんをお務めの方が載っておりませんか。

これ、私、はっきりわかりませんねんけど、民生委員さんは、公選法の中において、選挙運動はしないというようなことはかねがね言われておりましたし、もしこれが事実ならば、担当、社会福祉ですかね、こういった民生委員さんにこ

指摘をされはかったのか、それともしたのか、この責任はのど思いますか、このことだけを私、お聞きしたいわけですが。

果たして、これ、この写真に向かって町長の方から2番目の方ですけど、町長も民生委員ならご存じだったのかなという思いをしておりますが、このことについて、ご答弁を担当課長からちょっとお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)ただいまのご質問ですが、私の方、そのパンフレットは見ないうちに、ある人から写真が写ってあるよというふうに聞きまして、早速、文書で民生委員、児童委員さん全員に、法に抵触しないようにということで文書を出させていただきまして注意をさせていただいたところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)14番水野君。

○14番(水野清文君)その前に民生委員さんを集めて、選挙運動とはいうことは事前からもうわかってますわね、これ。これ、本人さんも十分ご存じだったと。私は、この方よりも、やはり心新たに候補者としてなられる方に傷がつく、汚点がつくということ、私はその点について気の毒だなという思いをしておりますのでね、これは、ただ後で文書で警告しただけの問題ではなかろうかなと。これ、現実の中に民生委員さんがあれば、これは入会申込書ですから、町民、住民の皆さんに十分お配りをされるわね。これ、完全な選挙運動ではないのですか。これは、ちょっと警告の中にも入るのではないかなと、私、個人的には思うのですけれど、何か事後ではありますけど、これを回収して回ったとかいうようなことはなかったのか、最後の質問にして終わります。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)選挙ごとに、こういった民生委員さんとの選挙のかかわりのことについては、文書も出し、またそういうような場でお話しておりますし、民生委員さんの改選時、就任されたときもこのようなお話を十分させていただいておりますので、あとはもう本人さんがどういふふうなつもりでどうなさったかいうところ辺まではまだ聞いておりませんが、選挙運動とはいかないまでも、今のそういった選挙運動に抵触するというのは我々も思っておりますし、本人さんがどのような気持ちでどういふふうになされたかいうところ辺をまだ聞いておりませんので、そういったことについてもこれから十分お話をさせていただきたいというふうに思っております。

◇吉岡あみ子君

○議長(久保田九右衛門君)10番吉岡あみ子君。

〔10番吉岡あみ子君登壇〕

○10番(吉岡あみ子君)10番吉岡あみ子でございます。これから一般質問させていただきます。

3月議会に当たり、3点ばかり質問させていただきます。答弁は、町長みずからお答えいただきたいと申しあげておきます。

さて、昨年12月6日、旧愛知川町が発注されました下水道工事をめぐり、業者に建設設計価格を漏らしたとして、旧愛知川町の石部助役と建設業T業者の会長と社長が競争入札妨害等で、また3容疑者が逮捕されました。さらに、年末も押し詰まった12月25日には、石部容疑者が同容疑で逮捕されると同時に、新たにA工務店社長が競争入札妨害で逮捕されました。そしてまた、年が明けて間もなく、松の内が終わろうとしている1月15日に、収賄容疑でまたもや石部容疑者と、贈賄容疑でA工務店の社長と新たにK建材工業の専務が逮捕されました。これで終わりかと思っておりましたところ、また2月5日に、贈収賄容疑で、またまた石部容疑者と新たに建設会社S技研の元会長が逮捕されました。

今回のこの事件は、住民にとっては疑心暗鬼で落ちつかなく、一日も早い終局を迎え、平常心に戻りたいものであります。以上が、私の調べたところの下水道工事問題の年末から今年の2月にかけての概要で、議場に在席の議員ならびに村西町長はじめ行政担当の皆さんはご承知のことであると思います。

新生愛荘町にとっては、誠に情けなく、恥じるべき大きな問題であります。石部容疑者は、接待と接待の場所のみずから指定していたとも言われておりますし、またこのようなことは助役就任以来からも業者の飲食接待を受けていたと言われております。元平元町長は、石部助役を信頼し、三役の一人として10年余り町政を任せてきたことにもかかわらず、このような形で裏切られたことをどこに持っていきおしいのか、このような事実を見過ごしてきたことの一端は、旧愛知川町議会にも大きな責任があると思います。大いに反省すべきであり、議会としてのチェック機能が働いていなかったのもであるとも思われます。

また、村西町長は、合併前旧愛知川町の不祥事であり、町民の皆さんに申しわけなく思う、また信頼回復に向け、襟を正して公正な行政の執行に努めると言われておりますが、言葉だけではなく、どのような形で住民にわかりやすく説明を果たされるのか、まず1点目の答弁を村西町長にお尋ねいたします。

続いての質問でございます。

今回のような談合問題が二度と起こらないようにするには、今後どのような施策を構築されるのか、お考えがあれば、愛荘町住民の皆さんが納得できるよう、村西町長に答弁を願いたいと思っております。

続いて、3点目の質問をいたします。

愛荘町選の選挙公報に「流れを変えよう愛荘町」との公約を掲げられ、さらに村西町長自身の後援会リーフレットには、「まちづくりの四本柱」あるいは「こうして町を創ります」と住民に訴えられました。愛荘町初代の町長に村西町長が就任され、1年が経過いたしました。

この1年を振り返り、公約がどの程度実行されたものか、住民の方々に伺ってみましたところ、返ってくる言葉は「何も見えてこない」、また「パフォーマンスばかりが目立つだけだ」という返事が私のもとに返ってきてまいります。村西町長は、行政のプロであり、さらに町長は経験済みでございます。第二の夕張にならないように、公約どおり愛荘町の行く先を定めてほしいものであります。

さらに、公約の一つに「町民全体の100人委員会を設置します」とあり、設置されました。誠にありがたく、住民の方々がいろいろ意見を言える最高の場所であると思っておりました。委員を公募されましたときには148名の登録があり、はじめの1、2回は一定の人の参加があったものの、どの委員会もいつの間にか参加者が非常に少なくなったと伺っております。果たしてこのまま継続できるものか疑問であります。私は、町長がこのことを検証され、またいろいろな問題に取り組まれておられるかということをもって、お聞かせ願いたいと思っております。残っておられる委員は、何か自分たちが提言でもするような錯覚に陥っておられ、行政が求めている100人委員会の姿になっていないとも思われます。これでは、みんながついていけないし、またついていけないとも思います。

この年度末に19名ほどと言われる職員の方々が退職されるように聞いております。合併のメリットの一つは、職員の定数を減らすことにあると言われておりますが、今回退職される方たちは、愛荘町の幹部クラスが多いと伺っております。4月からの行政運営に影響はないのか、村西町長にお尋ねいたします。

また、年度末を待たずに、平成18年9月に愛知川庁舎の保健センターの職員4名が一度に退職されたことにより、旧愛知川町民の住民の保健行政に大きな影響が出ていると訴えもあり、職員が減ることは人件費が減り、行財政改革につながるという幹部もおられます。行政運営と住民サービスに影響があってはならないと考えておりますが、村西町長はどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、村西町長のリーフレットに「力強い行財政改革を進めます」と掲げておられます。ここ1年経過した今、何がどれだけ進歩したのかお示し願いたい。実行されていない公約をどのように考えて実行されるのか、あわせてお示し願いたいと思っております。

近隣の市および町のよいところを取り入れ、大いにリーダーシップを発揮していただき、住民にとって安心・安全なまちづくりを邁進していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、ただいまの吉岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の下水道工事をめぐる事件についてであります。さきの水野議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおりでございますけれども、町民の皆さんに対しても、改めておわびを申しあげたところでございます。

また、今回の事件が行政の中枢にいる者の不祥事でありますだけに、近隣の市町の関係者に対しましても、住民の信頼を損ねた点におきましては、少なからずご迷惑をおかけしたものと大変申しわけなく思っておるところであります。

新町におきましては、旧愛知川町の事件であったことと済ませず、町民の皆さんの怒りをしっかり受けとめ、今回の事件を大きな教訓として、職員一同手綱を引き締めて綱紀粛正に努めてまいりたいと考えております。

また、どのような施策を講じるのかとのご質問ですが、今回の事件は公共工事の入札に係る妨害および収賄事件でありました。具体的には、その容疑の内容が工事設計額の漏えいに端を発しております。つまり、特定の者が公表されていない情報を知っていることが問題であります。私は、基本的に町が持つ情報は、個人情報を除いて、住民にとって有用なものは町民の共有財産であり、すべて公開しなければならぬものと考えております。特に多額の税をつぎ込む公共工事の入札は、公正・透明さが制度の根幹をなすものであり、納税者である住民の皆さんの目の前で何一つ隠し事のない執行が確保されるべきものと考えております。

そのような意味で、現在は入札に際し、予定価格を事前公表といたしておりますが、公費をつぎ込み設計したその設計額そのものも公表すべきものと考えております。予定価格は、設計額をもとに予算の範囲内で落札されるよう入札の上限を設定しているものですが、現実には、設計そのものも予算の範囲内でできるよう設計をいたしております。

て、この設計額を入札上限額とすればよいわけであります。従来の予定価格の設定は、落札額が高どまりしたときの対抗策として一定の歯どめをかけるねらいもありました。公正かつ競争が確保できれば、設計額を予定価格として公表し、入札上限額とすればよいと考えるものであります。しかしながら、従来の長い慣行がありまして、いまだ設計額を公表しているところは聞いたことがありません。今後、先般発足いたしました愛荘町公正・透明な入札確保委員会に諮って、検討をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、町長公約の進捗状況についてお答えさせていただきます。

昨年、幾つかの公約を掲げ、当選させていただき、就任以来、あっという間に1年がたちました。公約は、任期中に果たせるよう精いっぱい努力させていただこうと思っておりますが、最初の1年、余りにも早く経過し、時間が足りなかったというのが実感であります。

まず、流れを変えよう、四本の提案につきましては、その1つ目、これからのまちづくりのキーワードは自立、協働。そのため、住民参画のまちを目指しました町民主体の100人委員会が、いち早く立ち上げることができました。議員ご指摘のとおり、148人の登録をいただき、4つの部会を編成し、精力的に、また自由に議論をいただいております。部会、運営委員会など、それぞれ毎月1回以上、自主的に開催され、その回数は延べで43回、出席人員650人になっております。また、出席率が低下していることも事実ですが、最近の出席率は、部会によっても差はありますが、平均52%程度と聞いております。100人委員会の先進市の状況も、やはり徐々に出席率が低下したと聞いております。私は、無報酬の委員会で延べ650人を超える方々のご参加は、決して悪いとは思っていませんし、よりよい愛荘町のまちづくりにご議論いただいていることに敬意を表している次第であります。

私は、もとよりこの委員会は無償で自由参加が原則で、出入りも自由、運営もそれぞれの自主性を重んじる。したがって、議論のテーマも町として特に設定はいたしておりませんし、町長も出席依頼があれば出席させていただくことといたしております。また、それぞれの部会には、担当主監、担当課長が出席し、要請に基づき町の情報資料を提出させていただくことといたしております。

なお、3月22日に、これまで9カ月の議論の中間報告として、各部会から説明いただく全体会を開催することを計画されたところであります。この中間報告会は、100人委員会が自主的に計画され、多くの町民の皆さんがまちづくりに関心を持っていただくため、公開とし、傍聴者を募集されておりますので、町民の方をはじめ議員各位にもご出席賜れば幸いです。

5月には、まちづくりについてのアイデアや提案を町長にいただくことになっております。

公約2つ目の入札制度の刷新につきましては、条件つき一般競争入札の導入をさせていただきました。

3つ目の行財政改革につきましては、自治体にとって終わりのなきテーマであります。町民代表も参加いただき、行財政改革検討委員会を発足し、愛荘町集中改革プランの策定に着手をしたところであります。

また、全職員から、力強い行財政改革の意識を持ってもらうため、「私が提案する行財政改革プラン」という名前でレポートを提出していただきました。項目数で137項目にわたっての提案があり、できるものから実施に移しておりますし、19年度に予算計上をさせていただいたものもございます。

さらに、民でできることは民での発想で、指定管理者につきましては、これまで13施設について指定させていただいております。

4つ目に掲げさせていただきました住民投票条例の制定につきましては、全くの手つかずであります。自治基本条例型にするのか、常設型住民投票条例方式にするのか、それぞれの条例試案はもう既にできておりますが、まだ議論いただく段階に達しておりません。

この考え方は、分権時代の到来に伴い、地域は自立の道をたどらなければなりません。所得税から住民税に一部シフトされ、住民の皆さんにとって、税の使い方はますます身近な課題になってきました。これからは、町民の皆さんとともに、自己決定、自己責任を原則に、住みよい町を創造していくことが重要であります。そのため、合併問題では、全国一般的になりました住民投票は、民意を反映する民主主義の制度として、町民にとって極めて重要な課題を住民投票で確認するという制度であります。先進的なかなりの自治体で制度化をいたしておりますし、先般、近江八幡市では、この3月議会で提案するというのも大きく新聞で報道されております。この制度は、決して議会を軽視するものではありません。議会と住民の皆さん方との距離も縮まる、そういうふうと考えているところでございますが、19年度はこの制度について検討をしてまいりたいと考えているところであります。

そのほか、まちづくりの具体的な方針につきまして、福祉、教育、産業、地域の4本の柱を掲げさせていただいております。

この中で、18年度、真剣に取り組まれたのはインターチェンジでございましたが、何とか国、県、高速道路会社、2市4町が一つのテーブルについて検討する機関の設置ができたところであります。

ッ。

1、工事または製造の請負130万、2、財産の買い入れ80万、3、物件の借り入れ40万、4、財産の売り払い130万、5、物件の貸し付け30万、6、以外のものの50万の6点について、町長に答弁を求めます。

最後に、5点目ですが、公共工事の竣工検査についてお問い合わせします。

契約の相手方から契約の履行の届けがあったときは、その日から、工事の請負については14日以内に、その他の給付については10日以内に検査を実施しています。

公共工事の竣工検査は、施工体制、工事実施状況、出来形および品質、総合評価をもとに竣工検査をされています。また、工事成績評価表に基づいて、工事の評価や請負人の評価をされています。

考査項目には、監督員、検査職員が考査点をつけていますが、今日まで竣工検査をされてきたが、工事の評価、業者の評価は本当に実施されているのか答弁を求めます。

建築工事一式の検査は、設計事務所の立会のもと、土木工事一式の検査はコンサルタントの立会のもとで竣工検査をされているが、設計事務所、コンサルタントの評価はだれが検査をされているのか答弁を求めます。

今日まで、予定価格の公表によって、落札率が低下して競争性があると思いますが、施工をする業者はかなりの厳しい中で工事を請けています。そのことを考えると、材料のコストダウンや人件費の削減をしなければ経費が出てこないと思います。そのために手抜き工事が発生すると考えますが、今日までそのようなことがあったのか答弁を求めます。

以上で終わります。

○議長(久保田九右衛門君)管理課長。

〔管理課長宇野太佳司君登壇〕

○管理課長(宇野太佳司君)ただいまの本田議員のご質問に答弁を申しあげます。

入札・契約につきましては、地方自治法234条に規定され、議員ご承知のとおり、一般競争入札を原則と定めているものでございます。本町におきましても、一般競争入札を主とした契約締結を決定し、進めております。

ご質問の契約事項の一つであります随意契約につきましては、信用、能力等のある業者を選ぶことができ、事務に要する期間の短縮により、事務の簡素化、合理化に効率的な手段として認められているものでありますが、反面、競争性が失われるというリスクも備えております。特に、公共工事などは、原則として競争契約方式で発注することになっておりますが、地方自治法施行令第167条の2にその範囲が規定され、内容については、契約の性質や目的、緊急性などの理由から、競争契約方式が適当でない場合に限りて結ぶことが特例として認められております。

本町におきましての随意契約は、特別な場合を除きまして、事務の効率化を図る目的で所管課で執行しております。ちなみに、地方自治法234条で競争入札による契約の相手方の決定方法が示されておりますが、随意契約については特に示されておられません。つまり、このことは、安価な者が落札したとは限らないということでございます。

ご質問の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号について、売買、賃借、請負、その他の契約で、その予定価格が契約の種類といたしまして6項目になっておりますけれども、それに応じ定められており、額の範囲内で愛荘町財務規則で定める額を超えない契約を締結するときに随意契約ができるとされております。

現在、年度末を間近に控えまして、各所属から確認の調査を行いまして、これについては現在まで85件ありまして、総額2,157万2,983円の契約をしております。そのうち、工事または製造の請負契約は、限度額は130万円でございまして、23件でございます。総額といたしまして758万733円であります。その主なものといたしましては、愛知川庁舎敷地内の通信管路修繕工事が88万2,000円、秦荘庁舎内ほか照明設備工事が88万7,040円でございます。

物件の借り入れにつきましては、限度額が40万円でございまして、1件でございます。これは、公用車、特に軽トラックでございますけれども、車両賃貸契約をしているものでございまして、17万100円であります。

財産の借り入れ、限度額が80万円、財産の売り払い、限度額が30万円、物件の貸し付け、限度額が30万円については、該当がございません。

それ以外のものの区分としては、限度額が50万円でございまして、これについては、委託業務、物品購入等で61件でございます。総額が1,382万2,150円でございます。主なものといたしましては、各施設の設備点検業務が主なものでございます。ただし、これらは、単価契約を除き、契約締結を行っているものでございます。

なお、先ほど冒頭にも申しあげましたとおり、随意契約は事務の煩雑化を避ける有効な手段ではありますが、今後執行いたします契約締結については、競争性を保つべきものは、できるだけ業者の固定化を避けるよう特段の注意を払い、業務を進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

次に、公共工事の竣工検査についてのご質問でございます。

検査につきましては、愛荘町建設工事執行規則に基づき行っております。この結果は、現場の出来形と

り、今後の受注に対する評価ともなるべきものでございまして、今後の評価を十分にやっていくということしております。新年度は、工事成績表の内容の検討を行いまして、次年度の業者選考資料として活用し、品質のよい目的物の確保に努めていきたいと考えております。

設計事務所、コンサルタントの評価・検査についてでありますけれども、建築一式工事、土木工事の管理委託業務についての検査でございますけれども、建設工事の検査時に管理業者の立ち会いを求めまして、検査終了後、管理課または所管課において、適正な管理が行われていたか検査を実施しております。管理を伴わない土木工事等の設計、コンサルタントの検査については、所管しております部署でそれぞれ検査をしております。

予定価格の公表により、落札率の低下の問題というご質問でございますけれども、予定価格はあくまでも工事の価格の目安でありまして、この予定価格を事前公表することによりまして、予定価格の漏えいとなる事件を起こさない、いわゆる官製談合の防止を図ることと、透明・公正な制度とすることです。

しかし、反面、業者の見積もり意欲を損なう結果となることが懸念されます。そのため、現在実施しております当町の一般競争入札では、入札書を投函の際に、その工事等にかかる見積もり積算内訳書の提出を求められておりまして、その積算内訳書の積算や内容等に誤りがあった場合は、入札失格の措置をとっております。

なお、落札低下による成果物の完成状況でございますが、本年度、今日までの検査の結果におきまして、手直し命令を発する重大な事案は発生しておりません。よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

〔教育長川口繁君登壇〕

○教育長(川口繁君)はじめに、児童通学バスの取り組みについてお答えいたします。

子どもたちの登下校時の安全のため、各学校では、子どもの通学路について、学校、保護者、子どもによる点検を行い、大人の目の届きにくい場所等について安全マップを作成し、該当する地域の子どもたちに緊急時の対応の仕方など、被害に遭わないよう指導をしているところであります。こうした点検の結果、上がってきました比較的危険度の高い地点は、通学距離の遠近を含め数多く点在をしております。これら安全上注意を要する場所のほかにも、これまで不審者の出没情報はないがけがない地点で発生していることも事実であります。

こうしたことを考え合わせますと、危険地点の特定、危険度の判断とも困難な状況もあり、通学バスによってこれらをすべてカバーするためには、かなりの広範な地域を視野に入れなければならないと思われるところでございます。現在実施しております幼稚園の通園バス運行にかかる費用を参考に推定してみましても、かなり高額な財政措置が必要と予想されるところであり、財政上の問題も出てまいります。

以上、いろいろの諸点を検討した結果、通学バスの運行は、現時点では困難と判断したところでございます。

なお、2点目の大人の目が届きにくい場所については、そこを通る子どもや保護者は当然知っていただく事項ではございますが、これらを公表するのは差し控えさせていただくべきことと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

どのような関係機関・団体等に、どのように依頼するかについてでございます。

まず、各学校ごとに応募していただいておりますスクールガードの方々には、現在、愛知川小学校36名、愛知川東小学校97名、秦荘西小学校24名、秦荘東小学校38名の計195名でございます。学校安全、通学安全にご協力をいただいているところでございます。そのほか、PTAの方々、青少年育成町民会議の方々に、日を定めて役場職員とともにパトロール活動をしていただいております。ほかには、町内264箇所の子ども110番の家のご協力や、各自治会におかれましても、区長会を通して依頼し、地域による差はございますが、取り組みを進めていただいているところでございます。

最後に、身体的に支障のある場合、気象条件による安全確保とする安全の理由についてのお尋ねであります。これは分校廃止の低学年バス通学の際の申し合わせ事項についてご説明をさせていただいたところであり、今回のご要望の件で新たに作られた事項ではございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、ご回答申しあげましたが、子どもの通学上の安全につきまして、今後とも検討させていただきたいと存じておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、学校給食費の滞納についてのご質問であります。平成18年6月議会で小川議員の質問に答弁させていただいておりますように、給食費の未収金につきましては、納付がなかったり未納となっている状況がありますが、これらにつきましては、保護者負担の原則を理解していただくよう、給食センター職員や学校の教員による家庭訪問のほか、転出された場合でも、転出先へも納付督促による請求、納入依頼をしている状況であり、引き続きこれらの督促を強めるなどの努力をし、解消を図っていききたいと考えております。

今後、法的措置を講じなければならない事態も必要かとは思いますが、現在のところでは考えておりませんので、ご

理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成18年度の未納につきましては、愛知川小学校で2名、愛知川東小学校で2名、愛知中学校で10名の計14名となっております。

続きまして、外国籍を持つ子どもの指導方法についてのご質問でございます。

まず、町内の外国籍の子どもの児童・生徒は、ご指摘のとおり77名います。そのうち、町内の小・中学校に通っている児童・生徒は42名、通っていない子どもは愛荘町のサンタナ学園、また町外のラテン学園等に通っていると聞いております。町内の小・中学校に通う子どもの内訳は、18年9月1日現在で、愛知川小学校19名、愛知川東小学校7名、秦荘東小学校2名、秦荘西小学校4名、愛知中学校9名、秦荘中学校1名の計42名でございます。そのうち、日本語指導が必要な子どもの数は36名と、そのほとんどの子どもが日本語指導が必要であると考えております。

次に、各学校における日本語指導に関する状況でございますが、愛知川小学校、愛知川東小学校では、県費の非常勤講師がそれぞれ週6時間、日本語指導をしております。愛知中学校においても、今年度、日本語指導の教員が配置されまして、週20時間程度、別室で日本語指導をしているところであります。秦荘西小学校では、児童数が少ないため、担任が授業中に個別指導をしたり、教科によってはもう一人の教員がつくなど、個別指導にも当たっているところでございます。秦荘中学校では、教頭や校長が別室において、数学、国語の基礎的な力をつけるために、個別に週5時間程度指導をしております。

外国籍の子どもたちは、日常生活で日本語会話については比較的早く習得しますが、漢字においては、特に地名・人名が多く出てくる社会科等では苦勞が大きいものと考えられます。また、言葉がわかりにくかったり、文化が違うことからトラブルが発生しがちですが、現在では、そうした配慮もしながら、わかる授業、国際理解教育、人権教育等の指導を通して、どの子も生き生きと学習や楽しい学校生活をしているというふうに聞いているところであります。児童会や生徒会の取り組みにも成果があり、友達関係もこれといったトラブルは現在のところは聞いておりません。

教職員についてでございますが、校内研修で外国籍児童の共通理解を図ったり、ポルトガル語の講座や日本語教授法の研修会に参加し、子どもが少しでも早く日本語をマスターするよう研修を進めているところであります。外国籍の児童とその保護者と教職員が、休日を利用し、簡単な食事会を行い、保護者との信頼関係を築くことも一部の学校でとり行われています。そのときは、ポルトガル語を専攻する学生にボランティアとして通訳をお願いしているところと聞いております。

町におきましても、国際交流員として2名雇用していますので、転出入の手続きや学校での緊急の相談、トラブルの解消のために活動してもらっております。今後、地域におきましても、町民の皆さんが外国籍の住民の方とさらに交流を深めていただきますことも大切なことだと考えているところでございます。

以上、ご質問の3点について、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問をさせていただきます。

小学校の通学バスについてですが、教育長の答弁をいただいたわけですが、財政上に問題があるということと、安全マップの作成をされているということをお聞きしましたので、財政上に問題があれば、今後、そのようにできる範囲で何とかお願いしたいなという思いで、答弁は結構です。

2番目の学校給食費の未納・滞納の問題についてお伺いいたします。

現状は、お金の督促や回収となると、相手の状況がわかっているだけに気の進まない問題であります。学校の立場からすると、子どもが間にいるだけに、なかなか足が重くなります。

給食費の未納・滞納分を請求すると、常識が通用しない保護者がおられます。まじめに給食費を払っている保護者はどのように感じていると思いますか。また、給食費を払っていない子どもたちは、未納・滞納のことを知っていると思いますか。知らなければいいのですが、知っていればどのように指導されているのか、教育長に答弁を求めます。また、給食費の未納・滞納額は、平成17年度末20万7,200円ですが、平成18年度の現在までの給食費の滞納額は幾らなのか、答弁も求めます。

次に、3点目の外国籍の子どもたちについて再質問を行います。

外国人児童・生徒の進路指導についてもお伺いいたします。

本人および保護者に日本の教育制度についての理解を図る必要があります。進路選択に必要な情報を提供し、それぞれの児童・生徒が将来の展望を持ち、みずからの生活設計について考えることができるように、十分に進路相談を行うことが必要だと考えます。外国人児童・生徒一人一人が、目的意識を持って主体的に学習する態度を育てるために、受け入れ時の段階から在日予定期間を踏まえての将来への展望、保護者の考え等の把握に努めなければならないと思います。日ごろから教職員が外国人児童・生徒との意思疎通を図り、本人およびその保護者の願い

や悩み等を把握する努力が必要です。そのために、専門的な指導者、非常勤講師が必要です。外国人児童・生徒のことを考えると、各学校に常時配置の指導者がいれば、子どもたちの悩みも解決ができると思いますが、教育長に答弁を求めます。

最後に、公共工事の竣工検査についてお伺いいたします。

答弁をいただきましたが、工事の評価、業者の評価は今後実施していく予定と聞いておりますが、現在までは何もされていなかったのですか、その辺を答弁を求めます。

また、設計事務所、コンサル等の評価、所管という形ですが、所管については、所管のだれがされているのか、本当の理解がされている所管がやっているのか、その辺も答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)管理課長。

○管理課長(宇野太佳司君)竣工検査につきましての評定でございますけれども、現在あります評定表に基づきまして、所管課と管理課の方で検査を行ってます。それぞれその評定表で点数をつけまして、定めておるとおりの検査をしております。ただ、その評定表につきましては非公開としておりまして、審査事項等について、それを評価につなげるというようなものとは今現在至っておらない状況でございます。

今後、それも評価の一つといたしまして、評定表そのものにつきましても検討をしていきたいというふうに考えております。

また、コンサル等につきましての検査でございますけれども、所管課の方でそれは行っておるということで先ほど答弁させていただきました。だれがということでございますけれども、それぞれ担当課長なり、所管課の担当職員の方で検査を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)再質問のお答えをさせていただく前に、一つおわびを申しあげます。

先ほどの学校給食の未納・滞納問題の中で、未納につきましての学校別の人数を申しあげましたが、平成18年と申しましたのを17年に訂正させていただきたいと思っておりますので、17年度の未納につきまして、愛知川小学校2名、東小学校2名、愛知中学校10名と、こういってでございます。申しわけありませんでした。

再質問について、まず学校給食の未納問題についてでございますが、学校給食法第6条第2項において、学校給食の運営経費のうち施設設備費や人件費以外の食材等については保護者が負担すべきこととされております。保護者の方々に、こうしたことを適切に負担していただくよう理解を求めていくところであります。

しかしながら、未納となっている場合は、学級担任や校長、教頭、給食センター職員等が、電話や文書による督促のほか、家庭訪問等を実施しながら、その回収に向けて取り組んでいるところでございます。本来であれば教育の充実に取り組まなければならない時間や労力が、こうした未納問題に割かれているという問題が生じてくることでございまして、各保護者に果たすべき責任を十分認識していただくよう取り組まなければならないというふうに理解しております。

未納状況につきましては、新聞報道にもありましたように、納付されている保護者から見ますと、当然果たさなければならない義務を果たしていないと感じておられると推察できますので、これらに向けて一層理解を深めてまいることがあると思っています。

また、保護者が給食費を未納している子どもたちの指導についてでございますが、小学校の場合、集金日に子どもたちが給食費を学校へ持ってくることで、こういう手法をとっておりますので、未納であるかどうかは子どもがわかることになっていいると思われます。ただ、もうこのことに対して、子どもに対して、そのことを気にしないように、そうした教師の心遣いをお願いしているところでございます。

平成18年度の未納状況でございますが、1月末現在で取りまとめました結果は、愛知川東小学校で2件、5万4,400円、愛知川小学校で3件、1万3,600円、愛知中学校で37件、35万9,560円の計42万7,560円となっておりますが、期末にまとめて納入される例もありますので、今後、当然これは流動的になってまいります。

今後、各学校におきまして、この解消に向け、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

次に、外国籍を持つ子どもの指導方法についての再質問でございます。

すべての学校は、目的意識を持って主体的に学習できる子どもを育てること、これは共通の大きな目標でございます。進路指導の上でも、このことは中心的課題であろうと考えています。外国人児童・生徒に対しても、言葉の壁もあり、工夫も必要でございますが、愛荘町の子どもとして、わかる授業、楽しい授業を実践しているところであります。

また、外国籍の子どもの在日の予定期間を踏まえての教育をするのは大事でございますが、残念ながら、勤め先の事情や個人的な理由で住所を急に移動されたり、居住しておられるのか移動されるのかなかなかわかりにくい、そういった事例も幾つかございます。したがって、児童・生徒がいつまで小・中学校に在籍するかを把握すること

$\angle A = \angle B$ 且 $\angle C = \angle D$ 則 $\triangle ABC \cong \triangle DCB$ 且 $\angle A = \angle B$ 且 $\angle C = \angle D$ 則 $\triangle ABC \cong \triangle DCB$

〇13番(龍田み江)13番(龍田み江)、一脱質問を行います。

まずはじめに、認定こども園について、2点ほど質問します。

昨年、国において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が成立し、10月1日から認定こども園という新しい制度が施行されています。

認定こども園は、「教育・保育を一体的に提供する」、「子育て支援を行う」という2つの機能を持つとされ、各都道府県ごとの認定基準に基づいて認定される施設です。

認定こども園という制度成立の背景には、保育のあり方そのものを根本から変えようとするねらいがあります。昨年3月30日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画では、認定こども園の実施状況を見ながら、認可保育所への直接契約制や保育料の自由設定制を導入することを検討しています。政府の規制改革・民間開放推進会議は、保育に欠ける子への福祉サービスから、ニーズに応じて自由に選択できる環境づくりこそ必要と、一貫して民間への開放と規制緩和の必要性を説いています。介護保険制度のように、保育にも市場化ややむを得ない優先の原理を持ち込む足がかりにしたいという政府のねらいは明らかです。

このような多くの問題を持つ認定こども園の制度ですから、愛荘町での認定こども園を含めた保育のあり方をどのようにしていったらよいのかを、町内の保育園と幼稚園の関係者が連携して研修・視察・協議を行い、時間をかけて慎重に考えていくべき問題であると私は考えますが、1点目に、これに対する行政の見解を求めますが、答弁をお願いします。

町長は、2月13日の議員全員協議会において、愛荘町で認定こども園を設置する方向を打ち出しました。愛荘町には、保育園は公立・私立を合わせて6園、幼稚園は公立2園があります。特に保育園は、愛知川地区、秦荘地区とも3園があります。その3園の立地とは、ゼロ歳児から預かる地域保育の充実からです。地方自治体の仕事は、地域の健全な福祉を守ることです。認定こども園は、事業主体から、すなわち地域の3園から、今後の運営の一つとして持ち上がってくるのが道理です。なのに、町長からの押しつけ構想は断じて許されることではありません。今日まで、3園で地域の福祉を守るために貢献されてきた保育園の信頼関係を崩す認定こども園の構想は、幼稚園のあり方についても問題を投げかけます。町長は、認定こども園の制度をどのようにとらえているのか、答弁を求めます。

次に、巡回バスについて質問します。

秦荘地区では、昨年まで、税金の確定申告の相談会場は各字を巡回していましたが、今年は愛知川地区と同じように町内の主要施設で行われることになりました。また、70歳未満の方の健診場所も、今まで秦荘地区では数カ所で行われていたのに、来年度からは両地区の保健センター2カ所で行われるのみとなるそうです。残念なことに、合併してから、旧秦荘町のきめ細かな行政サービスが低下しています。

また、愛知川庁舎では、福祉関係の課がないため、サービス室がその対応をしていますが、福祉関係の窓口対応はさまざまなケースがあり、サービス室では対応しきれない場合が多々あります。愛知川地区においても、合併によって住民サービスが低下しています。

これらの住民サービスの低下によって一番の打撃を受けるのは、障害者、高齢者などの自動車での移動手段が持てない方々です。これらの方々への対策を早急に講じるために、巡回バスの試行的実施を求めますが、答弁をお願いします。

次に、指定管理者制度について、2点ほど質問します。

これまで、幾つかの施設に指定管理者制度が導入されています。その中には、管理中心的施設と町民と深くかかわる地域活動をしてきた学童保育施設や福祉センターなどの施設があります。現在、愛知川地区の両小学校の学童保育施設は、保護者で構成される育成会が指定管理者を受けており、福祉センター愛の郷、また、いきいきセンターは、社会福祉協議会が受けました。

1点目には、町民と深くかかわる地域活動をしてきた施設には、従来どおりの町民の利益を損なわない活動ができるように、非公募で従来から管理してきた団体を指定管理者にすることを求めますが、答弁をお願いします。

今後、町が直接管理している施設も指定管理者制度を導入する流れになることが国の指導で予測できますが、町民の利益を損なわないために適切な選択が必要です。図書館については、現在の関係者の努力で質の高い住民サービスを提供している施設ですから、図書館については指定管理者制度を導入すべきではないと考えます。2点目に、図書館については指定管理者制度を導入しないことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、70歳以上の方の健康診査・人間ドック脳ドック検診について質問します。これは、町内の70歳以上の町民の方から実際にお聞きした声です。

現在、70歳以上の方の基本健康診査は、町内の医療機関で行うということになっていますが、かかりつけの医療機関が町外にあるので町外でも受けられるようにしてまいとの声をお聞きしていますので、70歳以上の方の基本健康診査を町内の医療機関で受けられるようにするよう求めますが、答弁をお願いします。

施設を町内外の施設機関と連携しているようにすることをお願いします。答弁をお願いします。

もう1点として、人間ドック脳ドック検診は、現在70歳未満の町民の方しか受けられないわけですが、これを70歳以上の方も人間ドック脳ドック検診が受けられるように、年齢の枠を外していただくことを求めますが、答弁をお願いします。終わらせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 諸議員のご質問のうち、認定こども園についてお答えをさせていただきます。

認定こども園は、平成18年10月から施行されました就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において設けられたものであります。その目的は、我が国における急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境変化に伴い、就学前の子どもに対する子育て支援の総合的なメニューを提供し、もって地域において子どもが健やかに育成される環境を整備することとされております。要は、地域の多様なニーズにこたえ、幼稚園と保育園のよいところを生かしながら、制度の枠組みを超えた新たな幼保連携の仕組みとしてスタートしたものであります。

また、この法律を受けて、県では、昨年、滋賀県認定こども園の認定に関する条例を施行し、具体的な園舎や施設、職員の資格、配置、管理などの基準を定めたところであります。

私が認定こども園を提案いたしましたきっかけは、社会福祉法人三つ和会が運営する秦川愛児園が老朽化し、これの建てかえが必要な時期に来ているが、建てかえ費用がとてもし捻出できないという話が出ていたからであります。それならば、時を一にして秦荘幼稚園の建設が迫っていることでもあり、タイミングとして認定こども園を検討してみない手はないと考えたところであります。

こども園をつくるために改築するのではなく、経営主体は違えども、たまたま改築時期が合うならば、将来、悔いを残さないためにも幼保一体化の検討をしておく必要があると思います。むしろ、法整備もなされ、社会的関心も高い幼保一体化の新しい手法の可能性を検討せずしては、責任を果たしたことにならないと考えているところであります。

この制度導入にあたっては、課題もたくさんありますので、今後、関係者も含め、先進地の視察も必要ですし、さらに議論を深めたいと考えておりますので、議員各位のご意見をぜひいただきたいと存じます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君) 指定管理者制度についてのご質問にお答えをいたします。

公の施設の管理運営につきましては、従前、住民の平等な利用や公平な管理の確保といった点に重点が置かれ、管理運営の受託団体が公共団体や出資法人等に限定されていたところでありますが、指定管理者制度におきましては、その制限がなくなり、民間事業者など幅広い主体が参加できることとなりました。

これまで、個々の業務につきましては、アウトソーシングとして民間委託を積極的に活用してまいりましたが、本制度は公の施設の管理を幅広く指定管理者にゆだね、その中で民間の知恵や創意工夫を生かしていただくとするものでありまして、もって公の施設における住民サービスの向上と行政コストの削減を図ろうとするものでございます。町といたしましては、こうした制度の趣旨を生かし、行財政改革を進めるためにも積極的にその活用を図っていくこととして、昨年5月、愛荘町公の施設の指定管理者制度ガイドラインを策定し、平成17年度に制度導入を行いました施設を含め、13施設について、議会の議決をいただき、指定管理者の指定を行ったところでございます。

1点目の、非公募で従来から管理してきた団体を指定管理者にすることについてであります。本町では、ガイドラインにおきまして、公募を原則とするということにし、近い将来、廃止や移管が見込まれる場合あるいは施設管理上、緊急に指定を行う必要がある場合、また特定の団体以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合などにつきましては、公募を行わず、特定の団体に申請を行わせることができるとしたところであります。

こうしたことから、町民サービスの向上を図る上で、町の施策との整合性や特定の団体等とのノウハウ、固有の経営資源の必要性などの観点から、現在の管理者にゆだねる必要があるといったことなど、一律に公募を行うということがむしろ適当でない場合もございます。現在、町が直接、管理・運営を行っております公の施設につきましても、今後、指定管理者制度を視野に入れ、施設の存続、廃止等を含めて、あり方の検討を行ってまいることとしておりますが、これら指定管理者制度導入施設の指定管理者の募集方法につきましては、現在、町の直営施設でありますことから、すべてが手続き上は公募となります。その公募を一者に絞って行うのか、あるいは複数者で行うのかは、その施設の設置目的や管理の目標、ミッションなど、今日までの経過等々を踏まえながら、ガイドラインの考え方に基づき、適正に判断してまいることとしております。

2点目の、図書館について指定管理者制度を導入したいことについてであります。県立図書館が11月、県下

と黒ロソ、図書館については指定管理者制度で導入したいことについてであり、また、宗立図書館は個人、宗

の市町立図書館におきましては、全県的なネットワークを組み、協力体制を確立し、それぞれの図書館の蔵書をお互いに利用し合う仕組みとなっております。指定管理者制度を導入いたしますと、その協力体制が崩れることも懸念され、ひいては住民サービスの低下を招くことも考えられますので、現在の全県的な図書館の協力体制の中で足並みをそろえることの必要性等から、図書館に指定管理者制度を導入することは考えておりません。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、巡回バスにつきまして答弁をさせていただきます。

障害者や高齢者など、自動車での移動手段が持てない方々への対応として巡回バスをとの要望でございますが、以前にもお答えをさせていただいておりますように、総合的に効率性と長期展望に立った総合計画での検討が必要であると考えております。公共交通機関の整備につきましては、先般の総合計画の審議会におきましても、十分な議論が必要であるとの認識をいただいているところでございます。

障害者や高齢者の方々の外出支援につきましては、現在もっております福祉施策であります社会参加助成、また外出支援助成の町単独事業によりますタクシーや路線バス、また近江鉄道などの事前選択制の事業がございます。その事業の活用をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長村西作雄君登壇〕

○健康福祉課長(村西作雄君)高齢者のいきいき健康診査の指定医療機関を町外へも広げることについての質問についてお答えをいたします。

本年度からは、この健診に合わせ、生活機能評価を行い、介護保険に係る介護予防サービスの対象者、すなわち特定高齢者の早期把握を図るスクリーニングを実施し、要介護状態をもたらす生活機能低下者の早期発見から健康維持、介護予防に対する動機づけ、さらには介護予防サービスの提供へと展開することとしております。

いきいき健診の実施に当たっては、町内の9医療機関の先生方にお集まりいただき、健診内容、健診後の介護予防教室のあり方等まで協議検討をいただく上で、各医療機関と契約を結び、実施をしております。

議員お申し出の、町外も含めた町民の皆さん方のかかりつけ医が属する医療機関でこのいきいき健診が実施できるようにするには、広範囲にわたる医療機関の先生方と健診内容や特定高齢者のスクリーニングの打ち合わせ、健診後の介護予防教室のあり方等々の協議が必要になりますが、それを実施するには困難であると考えられます。しかし、それにも増して重要なことは、健診後、医療機関の先生方と連携を図りながら、アセスメント手法を活用して、地域の実情に応じた、かつ個々の対象者の需要に適合したサービスを体系的・包括的に提供していく必要があります。健診を受けられる医療機関も、合併前までは互いの町内の医療機関でしか受けられなかったものが、合併により、平成18年度からは愛荘町内9医療機関にまで広がったというメリットもあることから、前述の事情も踏まえ、新年度以降についても町内の医療機関のみでの実施としたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

〔住民課長福田俊男君登壇〕

○住民課長(福田俊男君)70歳以上の方の人間ドック脳ドック検診についてお答えをします。

急速な人口高齢化の進展に伴い、疾病構造も変化し、医療費は増加傾向にあり、医療費の適正化や保健事業活動として、被保険者の病気の早期発見、早期治療を促すため、国民健康保険事業の保健事業の一環として、70歳未満の国保被保険者を対象に人間ドック脳ドック検診を実施しているものでございます。

国民健康保険は、加入者の相互扶助共済を図る社会保障制度として運営されており、これらの財源につきましては、被保険者が負担する国民健康保険税のほか、国・県の補助金、一般会計繰入金および被保険者療養給付費等交付金により賄われていることから、被保険者とさせていただいております。

70歳以上の方も検診が受けられるように年齢の枠を外すことについてでございますが、高齢者の身体機能の特徴としましては、慢性的な疾患による治療や急性疾患からの回復が遅延するなど、全人的、包括的な医療を行う必要があります。このため、70歳以上の方につきましては、町内医療機関に委託していきいき健康診査が実施されており、身体機能から人間ドック脳ドック検診につきましては、70歳未満の方を対象にしたいと考えております。

こうした中で、医療制度改革におきまして、平成20年度から、医療費適正化計画に基づいて特定検診、保健指導を各保険者において実施することになり、また後期高齢者医療制度が創設されることから、保健センターと連携した取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)13番遊君。

○13番(龍すみ江君)13番龍すみ江、再質問を行います。

まず、認定こども園について質問を行います。

町長は、あの全員協議会の後日、2月20日に秦荘西小学校で行われたタウンミーティングの席上でも、愛荘町において、社会福祉法人が経営する保育園の園舎の建てかえと、町立である秦荘幼稚園の園舎建設と合体して、認定こども園を法人として行っていきたいということを町民の方に説明されています。認定こども園についての協議はまだ始まっていないうちに、このような発言をされているわけです。そして、建てるのは町、運営は民営で行うけれども、その必要な経費は町で支援していきたいということまで具体的に発言されています。このような発言は、町長の立場として行うべきではないと私は考えております。

先ほども申しあげましたように、町内6つの保育園は、合併前には旧秦荘町3つの保育園が連携して地域の子どもたちを守り育ててきたのですから、まず保育園現場の声を聞くべきであると考えられるわけですが、町内の保育園は、この構想に対してどのような意向を示しておられるのか、町長の答弁を求めます。

秦荘幼稚園を公立から法人にすること、町立の幼稚園は愛知川幼稚園だけということになります。そうなれば、愛知川幼稚園の学区は全町ということになります。また、認定こども園になれば、幼稚園部分の保育料を町が独自で設定できるようになります。認定こども園のモデル事業として、全国で35園の実施がありました。私が調べたところでは、法人が行っている園の幼稚園部分の月額保育料は、どこも1万円台から2万円台となっています。法人の経営は厳しいものがあり、愛荘町においても町立幼稚園の使用料6,000円と同じ設定はあり得ません。

京都の綾部市の議員の方がホームページで議会報告を出されている中に、綾部市の法人の中筋保育園が認定こども園のモデル事業の取り組みで中筋幼児園の設置をされたことについて詳しく書かれています。この綾部市の例は、町長が考えておられる構想と似ているので、あえて取り上げさせていただきます。

中筋保育園の改築に合わせて、公立の中筋幼稚園を廃園にして、モデル事業として法人に委託したそうです。その結果、綾部市の幼稚園では8,000円とお弁当で保育をしてもらえるのに、認定こども園となった中筋幼児園では、同様の保育をしてもらうと2万円が必要とのこと。2倍の料金になるわけです。その上、認定こども園が設置されると同時に、ほかの公立幼稚園の保育料も値上げされたとのこと。このことは、住民の利益を侵害する結果になったのではないかと私は考えます。

以上のことから、幼稚園部分に投げかけられる学区の問題、保育料に差が生じる問題について町長の見解を求めますけれども、答弁をお願いいたします。

次に、巡回バスについて質問いたします。

先日、愛荘町総合計画策定に係るまちづくりアンケートの集計が配られましたけれども、「住み心地が良くないと感じる点は何ですか」との設問で、「バスや鉄道の便が良くないこと」が一番多く、全体数で67.3%を占めています。この結果を重く受けとめていただきたいと思います。

また、先ほども通学バスのことも出ておりました。子どもさんの登下校において、集団で帰られる、また登校される場合を除いて、犯罪が起きやすい単独行動になる場合においても、あわせてこのようなバスの運行が必要なのではないかと私は考えます。

また、先ほどの一般質問の答弁の中で、町長が重点に置きたい施策として、プールを利用した若返り施策とも申されていましたが、これも今、秦荘のプールに単独で行く場合は、交通手段を持たない方は自由に行けない状況となっております。教室の場合は送り迎えがされるのですけれども、普通に散歩やらしたいけれども、歩けない、足が痛いという方がプールで歩きたいという場合においては、交通手段が全然ありません。このようなことを考えても、やはり巡回バスは必要ではないかと私は考えます。

先ほども、総合計画の部分で検討していきたい、協議していきたいと申しあげておられるわけですが、100人委員会や総合計画の審議会等、町民参加で行われているわけですが、その中の議論も十分に尊重していただきたいのですが、やはり行政は行政としての、しっかりとした考え方がなければいけないと思います。ということから、巡回バスの実施をする考えがあるのかどうか、行政の考えを答弁を求めておきます。

次に、人間ドック脳ドック検診の対象者を70歳以上の方に広げることについてですが、旧愛知川町においては、この人間ドック脳ドック検診については、対象者が町内に住所を有する者となっていて、年齢の枠はありませんでした。平成17年3月末日現在の合併協議結果の内容という冊子が配られましたけれども、これですけれども、合併の1年前ですね、大体、そのときに全戸配布された冊子の中では、愛荘町となっても対象者が町内に住所を有する者になるという協議結果が出ていました。しかし、合併してみれば、実際には70歳未満の国保被保険者という枠が設けられてしまいました。これは、愛知川地区の住民にとっては、合併によってサービスが低下することになったわけですね。


~~~~~

お聞きしたいのは、平成17年3月から、どのように協議内容が変更になったのか、その経過と、変更になった理由について答弁をお願いいたします。

この一般質問の後に提案される特別会計補正予算で、平成18年度愛荘町国民健康保険事業の特別会計補正予算があるわけですが、その中では、人間ドック脳ドックの受診者が予定人数に満たないことから、122万5,000円の減額が計上されています。このように、受診を受けられる余裕があるのですから、年齢の枠を取っていただき、受診したいという希望の方を受け入れていただくことは財政上でも可能であると考えます。

町民の健康を守っていく上で、また介護予防のためにも、70歳以上の方の人間ドック脳ドック検診の復活を再度検討していただくことを求めますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)認定こども園のことに関連いたしまして、基本的な考え方も含めて、ちょっと申し上げたいのですが、改革というのは、どんな場合も賛成論あり反対論ある、どんな改革でもそうだと思います。

しかしながら、現在は、先般もテレビを見て、ある大企業の経営者が言っておられたのですが、現状維持では現状維持ができない、この言葉で私もまっと気がついたのですが、現状維持では、もう今や現状維持ができない時代なのです。改革なくしては、もう維持できない。企業も成り立たないならば、同じ自治体でも、夕張のようにつぶれる時代であります。そういう意味から、常に改革というのは視野に置いて、どういったところを変えていけるのか、こういう観点に立っていきたいと思っています。

また一方で、自立していく、そして皆さんの税金で、納税者の立場に立って我々はお預かりしてるわけですから、最少の経費で最大の効果をあげていくというのは、もう重大な責任であります。そのためにも、これからは住民の皆さんとともに一緒に考えていかなければならない。行政で計画をして、それを積み上げて、そしてこれをお願いしますというのでは、これはもう通らない時代であります。早い目に住民の皆さんに考えてることを公開して、それに対して意見をいただく、そして議論いただく、そういうふうな時代だと思っておりますから、私はどんどんと住民の皆さんに、今考えていることは積極的に提案をしていき、そこで意見をいただきたい。タウンミーティングでも、ホットな考え方はどんどん、今後も皆さんとともにひざ突き合わせて意見を出してもらい、こういう姿勢を貫いていきたいというふうに思っています。

その前に、現場の声を聞いたかというお話もありましたが、これは保育所関係者の方に、まずはやっぱり一度話しとかんとあかんというのは思いましたから、ちょうど各園長さんがお集まりいただいた席で、こういう提案について、いろいろ意見は聞きました。すぐには、それでいいという意見には、もちろんありません。

こういう大きな改革は、課題というのは山ほどあります。どんな改革でも、そういうものをどうして解決していくのか、そこでできるのかできないのかといった判断をしていくのが私どもの責任だと思いますが、前政権の郵政改革も国民あげての大議論になりました。これは、当然そういうことでもありますし、この認定こども園についても、場合によっては住民投票という条例も提案をさせていただくというふうに考えてますから、それ間に合うのか合わないかわかりませんが、やはり住民の皆さんで施策をこれから選択していただく、こういう時代であろうかというふうに思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)巡回バスの関係でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、総合計画の審議会で議論をいただくということにつきましては、アンケート結果等におきまして説明をさせていただいて、総合計画の審議会の委員の中からそういう意見が出まして、最終的に審議会の委員長の方から、今後十分議論をしていきたいと思いますというようなことで確認をいただいているようなところでございます。

実は先月の23日に、米原の方で乗り合いタクシー、またコミュニティバスの公共交通シンポジウムというのがございまして、そこに参加をさせていただきました。これにつきましては、湖北の方において取り組みをされておりますいろいろな公共機関の現状と課題というようなことで、いろいろと発表がございました。

滋賀県下の、いろんな取り組みをされておりますけれども、市町村への乗り合いバス、またそれ以外の公共バス、3年間で250万人の利用者が200万人に減少していると、また各市町村においても減少になっているというようなことでございました。特に、彦根、米原、長浜、高月、その市町から現状と課題について発表がございました。どの市町村も四苦八苦をしているのが現状でございます。ほとんど利用客が毎年減っているというような状況でございます。彦根市におきましては、17年度決算において持ち出しが1億円を超えた。それから、米原市におきましては、カモンバスとか、そのほかいろんな手段を講じておられますけれども、17年度で持ち出しが9,000万円を超えたというような話を聞いております。長浜市では6,500万円、それから高月におきましては特別交付金を受けられておりますけれども、こ



れももう先行きわからないというようなことで、赤字の部分については3,800万円余りというようなことを聞いております。

そういう中で、いろいろと手段を考えておられますけれども、なかなか難しいのが現状でございます。彦根市もいろんな調査をされておりますけれども、実は先般の全員協議会でもお話をさせていただきましたように、滋賀大学と本町とが協力体制を結ぶというようなことでお話をさせていただきました。これは新年度から予定をしているわけですが、新しいまちづくりに対して調査研究をしながら、お互いに大学と本町とが協力体制を結ぶというようなことでございます。

実は、彦根市の公共交通機関について、滋賀大学の生徒がいろんな調査をされております。そういう中で、いろいろ検討会で議論をされているというようなことを聞いておりますし、一つはそういう大学との協定の中で、いろんな調査研究も、これからもできていけるのではないかなというような考えを持っております。

もう一つは、大きな舞台での総合計画審議会の中で議論をしていく中で、なかなか細かいところまで突っ込んで議論はできないというふうに思っておりますけれども、これはこれ独自の検討委員会というようなものもやっぱり考えていくべきではないかなというような考えを持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)3点目の人間ドック脳ドックの対象者につきましての合併協議での経緯でございますが、まず平成16年の1月22日の第3回合併協議会におきまして、人間ドック等の検診事業が提案をされております。当時の秦荘町の現状につきましては、特に対象者の部分でございますが、国民健康保険加入者で国民健康保険税を完納されている世帯等を対象になっておりまして、括弧書きで30歳から69歳までの過去2年間受診履歴のない者というふうなものが現状で報告されておまして、一方、愛知川町の現状につきましては、愛知川町内に住所を有する者ということで、それぞれ現状が述べられまして、具体的な調整方針の案としまして、愛知川町の例により合併時までに調整するということが方針としての案が示されまして、16年の2月26日の第4回合併協議会におきまして、この提案に対しての協議確認がされまして、原案どおり確認がされて、愛知川町の例により合併時までに調整するということになっております。

その結果を踏まえて、先ほどお示しいただきました平成17年3月末現在の合併協議会の内容等が住民の皆さん方に配付された資料を先ほどご提示いただいたと、こう思っております。

その後、愛知川町の例により合併時までに調整するということになっておりますので、合併時までの間に当時の担当課長あるいは担当者の方で協議をいただいた結果、平成17年9月22日の第14回合併協議会に、その調整方針についての具体的な内容が報告をされております。調整の結果の具体的な内容につきましては、国民健康保険加入者で69歳までの方ということで調整の最終報告がされて、協議会の確認をいただいたところでございます。それをおもちまして、協議会の経過を含めて調整がなされたものとして解釈させていただいております。

その中で、当時、愛知川町につきましては、70歳以上の方についても受診ができたというふうなご提言でございましたが、これらにつきましても、一定確認をしておりますのは、非常に当時の愛知川町国民健康保険事業の運営につきましては財政が緊迫いたしておりましたので、多額の一般財源等からの繰り入れをさせていただいて運営していた状況でございます。そういうことから、国民健康保険事業の保険事業として展開をさせていただいた中で、一定住民の公平を図っていくというようなことから、これらの方についても、一定保健センターでの要指導、要精検等のハイリスクの方々に対する指導等も含めて、これらの方については運用をしてきたというふうなことがあったということは聞いておりますので、これらの経過とあわせて、その後検討された結果が、69歳までの方でお願いをしたいということで調整されたということで、ご報告とあわせて状況をご説明されております。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)すいません、ちょっと申しおくれましたので、追加で再答弁させていただきたいのですが、先ほど、認定こども園になったら、保育料あるいは幼稚園の保育料が高くなるというふうなことをおっしゃいましたけれども、私は、それが認定こども園になったからといって、保育料を上げたり、幼稚園の保育料を上げるということは絶対にできないと思ってます。これは、今までどおりのそういう保育料あるいは幼稚園の保育料を維持すると、そのための行政としての支拂いは当然やっていかざるを得ないと思います。

○議長(久保田九右衛門君)13番龍君。

○13番(龍すみ江君)はい、13番龍すみ江。

今、町長が答弁していただきましたけれども、明確に幼稚園を法人にされるということを言われておりますので、法人といえど、このような子育てを応援していく保育園、幼稚園の法人はまかりにもあるわけです。このようなまかり

に対しての整合性をどのようにされていくのかということ、答弁を求めておきたいと思います。

そして、もう一つは幼稚園の学区の問題です。今、愛知川幼稚園はあふれ返っております。そして、これが学区が1つになってしまったらどうなるのかということ、先ほどからお聞きしているわけですが、答弁がございませんのでお願いしたいと思います。

そして、この認定こども園という制度、それは町立同士で、町立の認定こども園ということになれば、それはわかりませんが、法人の方が認定こども園をされるという場合は、本当に経営から何から考えて、経営が安定できる方向を見つけた上で手をあげられる、このような流れになると考えますけれども、町長の考えだけを前面に出されるといことでは、やはり法人の方々の自主的な選択というものについても、整合性がなくなるのではないかと考えます。このようなことから、個々の法人の方々の自主性を尊重していただき、拙速に答えを出すのではなく、やはり慎重に協議をして答えを出すべきと考えますけれども、これに対する町長の見解を再度求めておきます。

次に、巡回バスのことですけれども、ですからいろいろな問題点はあると思いますが、再三、私が前の質問でも言うように、この愛荘町にはどんな巡回バスが、どんな形の巡回バスがいいのか、このことを、独自の検討委員会を立ち上げたいと言っておられたので、それを検討していただきたいと考えます。費用負担、使用頻度、いろいろなことを考えて、そんなにいっぱいしの大きなバスは必要ないということになれば、小さいバスでも構いませんので、やはりそれは住民サービスの一環ですから、それを必要とされる方、たくさんの方を私は聞いておりますので、こういう質問をさせていただいてるわけですので、そのような愛荘町にふさわしいバスを、本当に徹底的に研究していただいて実施していただきたいと考えますので、それについての答弁を求めます。

そしてもう一つは、最後の人間ドック脳ドックの検診についてですけれども、1回目、最初の質問に対する答弁で、高齢者の身体機能は慢性的な病気に対する処置が必要というような意味のことをおっしゃられたと思いますが、それと国保会計、今は国保会計のこと持ち出されましたので、そのこととはつながらないのではないかと考えます。70歳超えても、がんになられる方もおられますし、いろいろな方がおられますので、それは一概に高齢者に、70歳以上だからこうとか、若いからどうとか、そういうことは言えないのではないかと思いますので、それについては、もう一度答弁をいただいております。

実際、先ほど申しあげましたように、122万5,000円という減額が後に提案される補正予算の中でも出ておりますので、このようなことも考えもって、やはり積極的に自分の健康を守っていききたいという、そのような声にこたえていただきたいと私は考えますので、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)学区とかいろいろと、形態の問題とかいろいろ課題は山ほどあると思いますが、現在の町内にあります保育所一つとりましても、私立もあり、あるいは法人立もあり、公立もあります。しかし、保育所の保育料というのは一定になっておりますし、それも認定こども園にしたから別料金になるちゅうようなことはないと思います。

それから、学区の問題も、これも現在の学区を、学区と言えるのかどうかわかりませんが、それをおおむねの範囲としてやっていければいいんじゃないかと。それも、すべて各論の問題ですから、今後みんなで意見を出し合いながら、そういうことも園構想ができるのかどうかも含めて、皆さん方のご意見をいただきたいと、こういうことでございます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)先ほどお答えをいたしました他の市町の状況でございましたけれども、米原あるいは高月につきましても、10人乗り程度の乗り合いバスでございます。それも含めての金額でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

はいはい、そういう関係で、公共交通機関の関係についても、議論の場ができてきたかなというようなことを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)人間ドック脳ドックの関係でございますが、まず先ほど答弁で申しあげましたように目的が2つございまして、1つは、先ほど答弁させていただきましたように、あくまでも医療の適正化あるいは保健事業として、被保険者の病気の早期発見と早期治療を促すという意味合いで、まず70歳未満の方を対象に展開をさせていただいております。

それから、もう1点申しあげました中で、高齢者の身体的機能の特徴を申しあげておりますが、特徴には、複数の疾患をあわせ持っておられるケース、あるいはまた高齢者特有の疾患、転倒とか尿失禁とかそういう特有の疾患、それから非定形的症状を示して一般症状に乏しいというふうな状況を示される場合、あるいは日常生活上の機能障害

を起こしやすい状況、あるいは免疫機能とか基礎体力の低下、こういうものは急性期の疾患から回復がおくれるというふうな特徴をお持ちでございますし、前段、いきいき健診の方でも申し上げていただいておりますように、一定これらの方については、個別の項目を健診することによって身体の状態を把握しながら健診がされております。そういう意味から、まず早期発見、早期治療という部分については、70歳未満の方を対象にさせていただいているということで、70歳以上の方については、それぞれの各健診項目がされますので、そちらでお願いをしたいということで、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩をいたします。再開を午後1時からとします。

休憩午後0時11分

再開午後1時00分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇森野榮次郎君

○議長(久保田九右衛門君) 11番森野榮次郎君。

〔11番森野榮次郎君登壇〕

○11番(森野榮次郎君) 一般質問を行います。

はじめに、成人式における町長のごあいさつについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

出席された新成人や恩師と言われる方々から、厳しいご質問やご意見をいただきました。ご指摘の問題点は、録音テープ等で理解したのは、おおよそ次のとおりであります。ニート、フリーターも結構、欧米では結婚しないで子どもを産むことが珍しくない、半分以上が結婚していないシングルマザーと言われている、今日では結婚さえも形骸化しつつあるのではないかなどであります。町長は、いかなるお考えなのかをお尋ねいたします。

次に、先ほども副議員の方からご質問がありました幼稚園と保育所を一本化したこども園構想についてお尋ねいたします。

先般の全員協議会において、秦川幼稚園と愛児園の増改築問題にかかわって、町長より多少言及されたように記憶しております。これまで、幼稚園は文部科学省所管の教育施設、保育所は厚生労働省所管の児童福祉施設、町の所管も幼保は教育委員会と福祉と別々であります。保育所では原則として幼児教育を行うことができない、幼稚園では原則1日4時間しか子どもを預かることができない等々の決まりがあり、現実の社会情勢やニーズと大きく隔たっています。

幼稚園は定員割れ、保育園は待機児童が列をなす、この状態が毎年続き、たまりかねた各市町の中では、既に早くから幼保一元化を試行的に実施されているところ県内にも数多くあります。これを認定する制度であります。言うなれば、待望の制度であると言えます。今後、3歳から5歳児を対象とする幼児教育の充実には、これによるべきであると思料します。

今、さらに幼保の増改築が求められているのです。全町的な視野で、将来を見据えた構想に基づき取り組むべきときであると考えます。町長、教育長の所見をお尋ねいたします。

3点目であります。

12月議会的一般質問をいたしました。その答弁の中で釈然としない点が幾つかあります。企業誘致の答弁についてお尋ねをいたします。

はじめの部分で、町長答弁は、まちづくり3法の改正により、都市計画の用途指定として商業地域の指定または地区計画が決定されなければ大型店は進出できないことになっておりまして、ハードルが高くなりましたことから、今後、総合計画や都市計画マスタープランなどの策定に際し、住民の皆さんのご意見を十分聞く必要があると認識しております。

同じ部分につきまして、室長の答弁が、蚊野地先の水田につきまして、農地転用が必要でございます。現在、県農政課に相談している状況でございまして、具体的には調整中の段階でございます。工業団地については、これから策定する愛荘町総合計画の中にも明確に位置づけを行い、進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

この今ほどお聞きいただきました2つの答弁では、用途指定は必要である、地区計画の決定が求められる、総合計画、都市計画の策定には皆さんのご意見を十分にお伺いすると答弁をされているのであります。

再質問で、都市計画法が19年11月に施行され、用途指定ができていないと不可になるということでお尋ねをいたしました。室長の再答弁では、蚊野の地先につきまして、議会の方でも具体的な内容をまだ示されていない状況で

すし—そのとおりであります—農政局に行く段階にまで至っておりませんので、十分、町の農業政策ならびに県農政課との調整等々を進めていくのが第一段階でございますので、具体的にはこれからということでご理解いただきたいと思います。

この再答弁は、まことに簡にして要を得た答弁である。さらにまた、室長としては、内部のすり合わせ等の思いを含めた、万感の思いを含めての答弁であると思います。

しかしながら、町の基本政策であります。農政局に行く段階までになぜ詰めなかったのか、一般に町民の皆さんに申しあげるまでになぜ詰めなかったのかという思いは残ります。その思いで再々質問をさせていただいたわけでありま

す。

これに基づいての町長の再答弁を箇条書きに申しあげます。

あくまでも総合計画はビジョンでありまして、法律と一々すり合わせしてまで決めていけるものではないと思っています。問題はこの部分であると私は理解します。法律と一々すり合わせしてまで決めていけるものではないと思っています。

2つ目は、総合計画は、これからの新しい愛荘町の青写真、ビジョンというふうにとらまえております。

3点目、都市開発のみならず、具体的なものについて、ありとあらゆる法律に則って実際はやっていかんならんわけです。先ほどの、法律と一々すり合わせしてまで決めていけるものではないというお答えとこの部分については、ありとあらゆる法律に則って実際はやっていかんならんわけでありま

す。実際も先も後も、法に則ってやるのは当たり前なことであるという思いであります。

4点目であります。都市計画法との整合性についても、これは一つの手法として今後具体化したときに、それに則っていくということです。後ほどふれますが、これも釈然としない一つの部分であります。

総合計画は、これからのまちづくりのビジョンというふうにとらまえていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、長々と議事録を引用させていただきましたが、改めて町長にお尋ねをいたします。

1、改正される都市計画法では、面積要件は外されるが、用途指定が必要とされると聞き及んでいます。本町では用途指定はされていません。先ほどのご答弁にもありますが、用途指定をされるのか、されないのか、お伺いいたします。

2、もし用途指定をされないとした場合、長野地先の大規模量販店の進出計画や、蛟野地先における工業団地造成の計画にいかに対応されるおつもりか。ごてごてしたご説明は結構であります。するのかもしれないのか、この問題はこうするんだと考えていると明快にお答えをいただきたい。

3、行政は法をなぞって仕事を進める、法に則って事業を進める機関であると理解します。先ほども町長の再答弁で申しあげましたが、法律と一々すり合わせしてまで決めていけるものではないというお考えになるわけでありま

すが、総合計画は本町10年間のビジョン、青写真といえども、愛荘町の行政計画であることには変わりはありません。お答えいただいたように、法律と一々すり合わせをしてまで決めていけるものではないとおっしゃるのでありますから、法に外れた部分を内包する総合計画をお考えなのかお尋ねいたします。

4番目であります。法との整合性について、先ほどもお聞きいただきましたように、ご答弁の中に、一つの手法として

今後具体化したときに、それに則っていくということですよという部分であります。前任地の米原町において、構造改革特区の事例もございます。確かに、今現在の米原市でのSILC構想は非常にすばらしいものであると大変感銘を

しているわけでありま

すが、本町においても、そのような、これに類するような手法があればお教えいただきたい。

最後に、室長にお尋ねをいたします。

先ほどご答弁いただいている県農政課のご相談の状況について、もしよろしければお聞かせをいただきたい、このように思います。

以上であります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)森野議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の成人式のあいさつについてであります。去る1月4日、合併後初の成人式、新成人のつどいが、両

中学校区合わせて対象者は244人、その中で195人の参加者がありました。出席率は80%ということで、大変高率で

ございまして、ハーティーセンターにおきまして、実行委員会方式をもって挙行されたところであります。

私は、これまで何回か成人式に臨んでおりまして、その雰囲気は大体わかっておりました。かつて全国でいろいろな

ことがありましたとおり、おもしろくもない説教じみた町長や講師の話なんかを耳を傾けてくれる雰囲気ではなかった

と反省をいたす。今回は講師が町長と森野議員であり、町民の皆さんは、町長と森野議員の話を聞かなくてはいけ

りのゆりま。もつ、今は講師を呼んで(り)講演会をやっ(いる)よつ(は)と(う)は(ま)す(は)い(と)思(い)ま(す)。そ(り)に(め)、こ(れ)は、で祝辞を依頼されたときは、メッセージをお願いできたらと言ってきたところであります。

「、地方の疲弊、人口減少と時代は変異つてまいりました。そこで、地方の活力を求める時代へと大きく変換していきました。

この調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を許さない、建物を建てさせない地域として、その存在価値が評価された時期は、大都市近郊以外を除いて、本当は短い期間だったのであります。人口流出が続き、活力が失われていく九州や四国の町では、特に深刻な状況となり、調整区域返上の動きが相次いでおります。香川県などは、数年前、県全域を廃止したと聞いております。

今、県では市町村合併が進み、都市計画区域の見直し、再編が議論されていまして、この町の将来を制する重大事項として今見守っておるところであります。特に愛荘町は、既に線引きいたしております東近江市、そして彦根市の中間に存し、どちらからも端っこになります。自分たちの町の将来は自分たちで描きたいという思いを大切にしたいし、今後、議員各位のご意見をいただきたいと考えております。

さて、用途指定につきましては、線引きをせずに土地利用の用途を指定できる制度でありまして、商業地域、住宅地域、工業地域などが指定でき、開発の際の法的メリットがありますので、今後検討する必要があると考えております。そのため、総合計画や都市マスタープラン策定段階で、現在話題になっている大型の計画も視野に入れながら、住民の皆さんの意見を聞き、十分議論を尽くしたいと思っています。

また、法律との整合性はどの段階でも必要であります。計画の熟度に合わせて、適合性を検討していくものと認識をいたしております。

米原の例を出していただきましたので、少し紹介をさせていただきますと、もともとこの構想は町が打ち出したものであります。交通の要衝を生かした物流拠点構想が壮大でありまして、中国、韓国、敦賀、米原、そして国内各地へとつながるJR貨物ターミナルの建設、鉄道利用によるCO2の削減、ジャンクションとの結合など、物流コストを下げ、CO2を削減するという国策とも合致する点もありました。また、道路行政の建設省と鉄道・港湾行政の運輸省が合併いたしまして国土交通省が誕生したということもあって、米原を一つのモデルとした物流新法までできたものであります。このような構想を支援するため、県も特区を認めたものであります。

愛荘町におきましても、地域資源を生かし知恵を出し合えば、スケールの大きい発想も不可能ではないと考えているところであります。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

〔政策調整室長高橋正夫君登壇〕

○政策調整室長(高橋正夫君)12月議会一般質問の中で、企業誘致の答弁内容につきまして、工業団地造成計画につきましてお答え申し上げます。

さきの12月議会でもお答えいたしました。豊かな行財政運営を確立するためには、税収の確保、地場産業の活性化、新産業の振興と雇用機会の拡大等を図るために、企業誘致は重要な方策であり、必要不可欠であろうかと考えております。

さて、蚊野地先の工業団地構想につきまして、県農政課との相談の状況についてのことでございますが、昨年10月17日と12月21日に県庁農政課と協議をしております。

県の担当主監より説明を受けました内容につきましては、まず町の総合計画、土地利用計画の位置づけをした上で、農地法の問題として、農地転用面積の妥当性とその理論づけ、必要面積の裏づけと、真にやむを得ないという理由が必要であるとのことであり、まず、現在、愛荘町内にある農地以外の遊休地の利活用を精査した上で、開発地は蚊野地先での農地転用が妥当で、そこしかないという根拠づけ、ならびに企業の進出動向、流通関連、進出予定等を整理してきてくださいというようなことでございました。

町といたしましては、昨年来、町内におけます各企業・各個人が所有されています遊休地の現状を把握し、今後の開発予定を聞き取り調査したところでございます。企業においては、増設予定や譲渡を希望されている企業もございました。こうした課題を現在整理しているところでございます。

また、蚊野地区の造成予定地に隣接します宇曽川沿いにあります工業団地、既設企業のコクヨ工業、ファンインシンター、大成歯科工業、ジーシー等が操業しておりますが、この工業団地は農村地域工業導入促進法による蚊野外地区工業団地エリアになっております。

蚊野地区も、この工業団地構想の農工法による工業団地追加の計画変更等も視野に入れて今後調整していきたいと、かように思っているところでございます。

いずれにしても、大規模農地の転用につきましては非常にハードルが高いのでございますが、今後とも県農政課と協議を続けていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

〔教育長川口敏彦君登壇〕

○教育長(川口繁君)認定こども園の制度の導入についてでございますが、この問題につきましては、保護者をはじめとする町民の皆様方のご意見を調査するとともに、町内にあります6保育園とも十分調整を図っていかなければならないものと考え、教育委員会といたしましても、全町的な将来像を踏まえて、今後十分検討すべき課題があると考えているところでございます。よろしくご理解のほど、お願いします。

○議長(久保田九右衛門君)11番森野君。

○11番(森野榮次郎君)再質問を行います。

成人式における町長のごあいさつについてご答弁をいただきましたが、2つか3つに分けてお尋ねをいたしますが、ニート、フリーターも結構というお言葉についてであります。今ほど町長のご説明にもありましたように、大変今までの成人式で、かた苦しいあいさつをしていても、わいわいがやがやと騒いだり、非常に異常な雰囲気が出てくるような時期もあったわけですから、町長のご工夫は大変立派だというふうには思います。

なお、ニート、フリーターというふうなお話の中にも、後にすぐ、今の町長の言葉で言うと、自分を発見していただきたい、自分探しをしていただきたいという言葉が後に続いておりますから、単純な賛成論ではないとは理解をいたしました。ただ、このニート、フリーターも結構という、この言葉について多少こだわります。

幾つか理由を上げます。

日本青少年研究所の意識調査で、若いときは将来へのことを思い悩むよりも、そのときを大いに楽しむべきだと答えている高校生が、アメリカで39.7%、日本では50.7%、半数以上がそういう答えを出しています。つまり、せつな的な傾向は日本の方が高いと。

こうなりますと、問題はモラルの低下というべきであると思います。若者が未来を信じなくなれば、社会は成り立たない。さらに、秩序はおのずから崩壊していくというのは、昨今の状況をごらんになっても十分にご理解いただけると思います。

2つ目に、これも皆さん十分ご承知のとおりであります。格差問題が本国会においても最大の焦点になっているかのごとき、私は受けとめ方をしております。

日本は、世界でも最も格差のある国になった、貧困層比率は最悪クラスだというようなご発言もお聞かせいただいております。所得格差を示すジニ係数につきましても、2001年の所得再分配調査では、当初所得で過去最悪であると言われます0.4938であります。この要因の一つが、フリーターやパートなどの非正規雇用者の拡大やニートの増加であり、将来にわたっての課題であると指摘されているのもご承知のとおりであります。

経済的に豊かになることが人生の目的ではないし、正規雇用されなければ不幸になるとは言えないと思います。しかし、大事なものは生きがいであり、働きがいであると思いますから、町長の言われる自分探しや自分発見をしてくださいということであろうとは、単純に結びつけ過ぎると、そういうとんちんかんな論理も生まれてくるとは思います。

しかし、そういう言葉の背景に、皆さんもご承知いただいている唐詩の中に「少年老い易く学成り難し、階前の梧葉已に秋声」というように、若いときに怠けていたらあかんやないかということも全国津々浦々に知れ渡っている。一体どちらを支持しておっしゃっているのか。

現実には、既にこれも調査の結果明らかになっていると思いますが、年齢が高くなればなるほどフリーターの正社員への転換は難しいのは事実の問題であります。つまり、将来にわたって低所得のままであり、さらにニートにおいては深刻な状況であるということも十分ご承知のとおりである。このニート族と言われる人たちの社会復帰を支援しているNPOが立ち上げられているというのもありますし、既に目的外のNPOにおいても、これに支援をしなければならぬという社会的な問題になっているのも事実であります。

こういう状況について、今の新成人が、これから人生を歩んでいこうと、そういう意欲に燃えている新成人に、ニートもフリーターも結構ですということについてであります。

さらに、シングルマザーであるとか結婚形骸化論についても、一、二、私見を述べます。

伝統的な価値観を否定する傾向があることは承知しております。はやり言葉になりました、できちゃった結婚という言葉が示しますように、何ば性行為がはまんしていても、出産に対しては、やはり生命の尊厳であり、あるいは育児の問題も踏まえ、一定のルールは働いていると思いますし、また歯止めがかかっているのも、これはご承知のとおりであります。3世帯同居こそ少なくはなりませんが、両親の連者な間は別居だ、あるいは親の面倒は当然見るんだという意識は、以前ほどでないといえども、今も極めて健全な状況であります。今、そのことを含めて、社会事象の根源にある家族とは、家族のきずななどということが大きく問われているのも事実であります。

結婚さえも形骸化しつつある状況とは何を指すのか。単なる結婚式を形骸化しているというならば、結婚式もというふうに表示されるべきである。結婚さえも、半分以上が結婚していないシングルマザーと言われるのでありますから、後者であることを、私はこのように理解をいたします。

重箱の隅をつついて言うわけではありませんが、これは極めて重要な問題であり、町長の価値観もお伺いしているというふうにご理解をいただきたい。新しい人生の出発点を祝賀する成人式に、2万町民の頂点に立つ町長のごあいさつであります。結婚さえも形骸化というのは、父がいて、母がいて、そして子どもがいるという、ごく普通の家族を否定するものなのか。半分以上シングルマザーがいるから、それを是とする判断なのか。

現在の中学校、高等学校の教科書を調べましても、家庭科の教科書を見せていただく範囲においては、模範的なと思いますか、理想的な家庭像を示しているのは余り少ないように私は理解しています。そういう状況の中で、新成人の諸君は、先ほどのニートやフリーター論と同じようではありますが、毎日の両親の生活なり、祖父母との別居の状況なり、そういうものを踏まえて、自分なりに一生懸命になって、おのれの価値観を培ってきたと、私はそのように理解している。

その新成人に向かって、結婚さえも形骸化しているんだ、外国へ行ったらシングルマザーが半分以上いるのですよ、ニートもフリーターも結構ですよ、どうぞ自由におやりなさいと、そういうとらえ方がされる発言が、先ほど町長のご答弁にあったように、成人式にかた苦しい話をして、これは聞いてくれないから、何とかして型破りでやってやろうじゃないかと、そういう思いでお話になっているとしたら、これは極めて私は大きな問題であるというふうにご認識しております。これが1番目。

2番目のこども園の問題について。

先ほど、議会議員のご質問にお答えいただき、さらにまた今ほどのご答弁の中でも大変突っ込んだお答えをちょうだいいたしました。具体的な問題をお尋ねいたします。といいますのは、私も現役当時、幼児教育にかかわった時期がある時期ございます。

まず1点目は、町内のご協議はどうなっているのか。町内での、このこども園構想についてのすり合わせをどういうふうにお考えになっていらっしゃる。

私の記憶している範囲においては、幼と保の先生方の意識の違いがあって、それにも随分てこずった思いをしたことが記憶しております。あるいは先ほど町長も幾つかお並べになりましたが、幼と保を一元化するということのメリット・デメリットということもあろうと思います。

2点目に、教育長のご答弁の中にもありましたが、アンケート調査なり意識調査、あるいは保護者のご意向等、あるいは6つの保育園の先生方、管理していらっしゃる方々のご意見、構想については、ビジョンそのものについては、今後の大きな問題であるという点については、さほど異論はないと思いますが、今日まで培ってこられた経緯があり、幼児教育をお進めいただいたということについても、そういう現在の皆様方のご意向を十分お尋ねするということが私は大事だと思う。

それについて、先ほどのご答弁の中で町長と教育長の意見が微妙な点で違っているのですね。町長は、今現在は全町的な立場では考えないというようなお答えのようであったけれども、教育長の方は、やはりきちっとした対応をしていきたいというようなご答弁であったように受けとめておりますが、そういうあたりの微妙なすり合わせというものが、実は町内の住民の皆さんなり、お進めいただく職員さんについても、大変困惑されるところであらうと思います。計画的な推移というような点で、まずこの4点をお尋ねしたいと思う。

それから、先ほども、3点目ではありますが、商業地域というものの指定は、否定もされないかわりに、何となくその辺ふわふわとなったような思いで、再度その辺をお聞かせいただきたいし、蚊野地先の工業団地については、やはり農振地域の解除があるとか、あるいは土地利用計画にきっちり位置づけなさいというような県のご指導であったと。それから思うと、12月にお尋ねした時点で、既に蚊野地先の皆さんについて、区長さん等にもお話になっていらっしゃる。それから、まだこれから、もっぺん振り出しからずっとお積み上げていただくということになると、まだまだ随分大変だなというような思いがありますが、具体的にどういうふうにご今後お進めになるか、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上であります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、ニート、フリーターあるいはシングルマザーの話につきましては、大変高邁なお考えをご披露いただきまして、私も大変勉強させていただいたところでありますが、今の若い人たちの生き方として、既成概念にとらわれない、いろんな生き方があるのですよと、こういうことが言いたかったのと、何回かおっしゃっていただきましたが、若い人たちに聞いてもらえる一当たり前の話したって、これはもうなかなか、そんなこと、ようわかってるちゅうなことになりまして、聞いてもらえない。その辺で、ちょっと工夫をさせていただいたというのが本音のところであります。

それから、幼保一体化の話。



今、森野議員さん、一元化という言葉何回か使われましたが、今は一元化というのと一体化というのと使い分けがなされてるようでして、新しい構想では一体化というふうなことを言うそうであります。

それと、全町構想との関係ですが、一番いいのは、全町的に今後どう考えるのかというの、あるのはいちばんいいと思うのですが、今回のこの幼稚園の建築というの、もう差し迫った問題でもありますし、細かい詰めをやっていきますと間に合わなくなってしまう。そのため、タイミングを失って、あのときこうしといたらよかったなではこれは済まない。だから、それを一たん、全町的な取り組みの問題とは切り離して、実態的な今の問題としてどうとらえるのかというふうに判断をさせていただいたところでして、もしも今の泰荘幼稚園の方のこれがうまくいったとすれば、一つのモデルになって、また全町的にもできるやないかという議論に発展していくのではなからうかというふうなことに思っています。

それから、企業誘致の方では、もう少しはっきりしなかったということですが、用途指定につきまして、はっきり申し上げて必要だと思ってます。これは、今後やっぱりゾーン設定をして、この地域は農業を守る地域、この地域は住宅あるいは商業、そして工業というゾーンを、住民の皆さんともどもに議論しながら決めていく。その場合は、総合計画であり、都市マスタープランであり、いろんな住民の皆さんの意見を聞きながらやっぱり決めていく。用途指定は、やっぱり必要だと思います。

たちまち、今、問題といいますが、提案がされている大規模ショッピングセンターでありますとか、あるいは工業団地でありますとか、そういったことを、十分、用途指定の段階では踏まえた議論を展開していく必要があるのではないかとこのように思っている次第です。

○議長(久保田九右衛門君) 11番森野君。

○11番(森野榮次郎君) もう端的に終わります。

まず1点目の、既成の感覚でなしに、とりあえず工夫をしたんだということについては、その論は大変立派だと思いますが、少し言葉が過ぎているように思う。つまり、新成人に対して、あなたの思いがしっかりと納得してもらえるような伝え方を今後ご工夫いただきたい。

もうお答えは結構であります。

2点目に、一元化論ということとは一体化論ですか、このこともちょっとうわさでは聞いているのですが、保にしろ幼にしろ、なかなか十分にご納得いただけていないというようなこと等も仄聞しております。十分に皆さんとの話し合いを積み重ねられて、今後、大事なことでありますから、十分な納得の上でお進めいただくことを期待しておきます。

3点目であります。ゾーン指定をされるということ。あんまり悠長にしておられると、もう何もかも時期が過ぎてしまうんじゃないかという思いを持ちます。極めて敏速に、活発に、なおかつ丁寧にお進みをいただきたい。

以上であります。

◇小川勇君

○議長(久保田九右衛門君) 7番小川勇君。

〔7番小川勇君登壇〕

○7番(小川勇君) 7番小川勇。

ただいまから一般質問を5点ほどさせていただきます。

その中で、学校給食の未納状況についてという件につきましては、先ほど本田議員が質問されておりますので、重複するところがありますが、答弁はもう割愛もってしていただいて結構ですので、自分なりの一応質問をさせていただきたいと、このように思います。

まず1番に、学校給食費の未納についてということで質問させていただきます。

去る1月24日から、学校給食週間にちなんで、全国の小・中学校の学校給食費の未納が約22億3,000万円上がった、その児童総数の生徒の未納の人数が約1%になるというのが報道されておりますとともに、またそれにあわせて、学校側の認識というのですか、考え方、未納の理由の約30%程度は経済的な理由で、残りは保護者としての責任感あるいは規範意識が薄い、ということが主な原因であるというようなことを新聞で報道されておりましたとともに、滋賀県本県の未納率は1.1%で、全国平均よりも0.1ポイント高くなっているというようなこと、25日の朝刊紙で報道されておりました。

この学校給食問題につきましては、去る6月の定例会におきましても、給食の徴収状況なりは質問させていただいておりまして、先ほど答弁のあったとおりでございますが、今日まで学校給食として、地域と一体として取り組んできた学校給食でございます。今、申しあげましたような全国平均のような数字ではないと私も承知しておりましたし、先ほどの答弁も聞かせていただきましたが、もう比較にならない給食費の徴収率であるというように感じ取っておると

ころでございます。

そういう中で、一応私は、園あるいは学校別の未収の状況はどうであるかということをお尋ねするとともに、その件数、比率はどれだけであるかということを考えておったのですが、先ほどの答弁によりますと、旧の秦荘地区では未収額はゼロやと、こういうふうに発表がありました。それを思い起こしますと、どのような形で徴収されているかという、やっぱり父兄が徴収をされております。それは現金徴収でございますが、そういうために徴収率がよいという結果につながっているのじゃないかなと、こういうふうに考えております。

それで、これからの学校給食費は、やっぱり保護者を交えて、今後どういうふうにしたら徴収率が上がり、また運営がスムーズに学校給食がなっていくかということ、やっぱり父兄を一体とした中で、保護者を一体とした中で考えていただきたいということを申しあげ、それについて、この問題についてご答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

次に、第2点目として、国民健康保険税の滞納についてということでお尋ねをいたします。

農業などを営む自営業者と会社等を退職した者が加入する国民健康保険の保険税の滞納が年々増加していると、滋賀県下では4万世帯を超えた、また、この国民健康保険税を1年以上滞納している世帯が2,000世帯となったと、こういうように、これも新聞等で報道されておりました。

ここで、本町の国民健康保険に加入している世帯は何世帯あるか、またそのうち保険税を1年以上滞納している世帯は何世帯あるか、いかにどんな比率であるかということをお聞かせいただきたいとともに、こういう滞納世帯については、保険証を交付するのを抑えて、発行せずにして、それにかわる資格証明書というものを発行せよというふうな指導を市町村にしているようでございますが、本町ではこの滞納者の扱いをどのような形でしているのかお尋ねをしたいと、こういうふうに思います。

そして、次の3点目でございますが、年末年始の燃えるごみの収集について尋ねたいと思います。

燃えるごみの収集日は、年間、大体1週間に2回収集を基準にして日程が組まれております。昨年末から年始にかけては、燃えるごみが多くでるのでありますが、旧の秦荘地区におきましては12月の27日が最終日の収集日で、そして年明けまして1月の7日が収集日で、この間8日間収集がなかったわけでございます。そしてまた、次の収集日が1週間後の14日ということで、大変収集の日が、ごみがよく出る年末年始に少なかったために、集積場はごみ袋の山で、はみ出ているというようなことで、大変これで住みよい町かなということをつくづく感じさせられたところでございます。

そういう中で、それでは、このごみの処理をしているリバースセンターの年末年始の業務体制を、どのような形でされているかということをお尋ねするものでございます。

そして次は、4点目といたしまして、栃木県的那珂川町と国内姉妹都市盟約についてということでお尋ねをいたします。

昨年の8月、旧の愛知川町が、中学生のホームステイ交流をきっかけにして、アメリカのウエストベンド市と姉妹都市契約の調印がなされました。本町といたしましては、町と町が国境を越えての交流ということで、愛荘町としては前途に大きなかけ橋ができたということで、大変めでたく、輝きのある町が出てきたやないかと、こう思っておりますとともに、一方では国内の姉妹都市契約はどうかということについて思うのです。

それで、旧の秦荘町が、栃木県の馬頭町と国民体育大会のアーチェリー会場を、56年に会場を持った、そういうような関係で、ともに開催した縁で、昭和56年に国内姉妹都市盟約を結んで、20数年間、今日に来ておったのでございますが、その間、町民がスポーツあるいは文化面であらゆる交流を深めてまいったところでございますが、一昨年の10月に、馬頭町が隣の町の小川町との2町合併で、新しく那珂川町という町に生まれ変わったところでございます。そこで、本町は新しく2町合併された那珂川町と、そして同じく2町合併した愛荘町とが、引き続き両町民の幸せあるいは町の発展を願って国内姉妹都市契約を結ばれることを計画がされているようでございますので、このことについて町長のお考えをお尋ねするものでございます。

それから次、5点目でございますが、県立アーチェリー場の移管についてということでお尋ねをしたいと、こういうふうに思います。

平成18年度じゅうに、県立の社会福祉あるいは教育・スポーツ施設等を法人の民間に、あるいは地元の市町に移管計画を県が発表されました。その中で、本町にあります県立アーチェリー場が、金剛輪寺荘の北隣にあるわけでございますが、この移管計画、移管の交渉というのですか、こういうのはどういうふうになっているかということ、どのような形で進んでいるかということをお尋ねするものでございます。

以上、5点を申しあげまして、私の質問とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)2点目の国民健康保険税の滞納についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本町の国民健康保険の加入世帯でございますが、平成17年度末、いわゆる平成18年3月末でございますが、3,202世帯の方が加入されておられ、そのうち保険税を1年以上滞納している世帯は110世帯となっております。

次に、国民健康保険税の滞納世帯への保険証の発行についてお答えをします。

国民皆保険制度としての被保険者証は、被保険者であることを証明する身分証明書でもあるとともに、療養の給付を受ける際の受診券でもあります。

傷病等に対する保険給付を行うための財源としては、被保険者から納めていただく保険税が主体となっています。特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を1年以上滞納している世帯主に対して、国民健康保険法で被保険者証の返還および被保険者資格証明書の交付ならびに保険給付の支払いの全部または一部の一時差し止めなど、保険給付の制限が規定されております。

しかしながら、被保険証は生命にかかわる問題であり、受診をためらい、重篤な疾病や死に陥らないよう、健康の保持増進を図る観点から、毎年度、被保険者証の交付に際し、該当世帯に窓口での納付指導や納付誓約など、制度の理解と納付相談により更新をしており、これらの交付を見送ってまいりました。

こうした中で、現在、旧町ごとの不均一課税となっております保険税率に係る応益応能割の平準化や、今日まで支出に見合う税率を改正せずに、基金の取り崩しと一般財源からの補てんなどにより運営している状況から、国民健康保険運営協議会でご審議いただき、平成19年度は税率の引き上げをお願いすることとしております。

また、善良な納税者への意識や、平成20年度からの後期高齢者医療制度との整合性など、健全な運営を図るため、被保険者資格証明や短期保険者証の交付について、国民健康保険運営協議会での議論を踏まえ、本町の取扱要綱および事務取扱内規に基づき実施を検討しておりますので、ご理解くださるようお願いを申しあげます。

次に、3点目の年末年始の燃えるごみ収集についてお答えをいたします。

燃えるごみにつきましては、湖東広域衛生管理組合のリバースセンターで処理をしており、組合構成の各市町が収集運搬を行っています。昨年の年間処理量は9,935tで、平日の午前5時から午後11時まで、2交替操業により、1日平均38.2tを処理しております。現在の稼働状況からの処理能力は約9,800t程度と見込まれ、施設設備の維持管理の面から、土曜日および日曜日は保守点検、年末年始や大型連休時には維持補修などを行っているところでございます。

ご質問の年末年始の受け入れについてでございますが、施設設備の点検整備ならびに補修作業などを行う必要があるため収集ができない状況となっておりますが、1週間以上の間隔が生じないよう努めており、新年度におきましては、年末年始の週の土曜日を収集日程に加えた収集計画としましたので、ご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)広報広聴課長。

〔広報広聴課長杉本幸雄君登壇〕

○広報広聴課長(杉本幸雄君)次に、4点目の栃木県那珂川町との姉妹都市盟約についてのご質問にお答えをいたします。

昭和56年に開催されましたびわこ国体でアーチェリー会場となりました旧秦荘町と、その前年の栃木国体でアーチェリー会場でありました旧馬頭町とが、アーチェリーが取り持つ縁で姉妹都市提携を結びました。以来、教育、文化、産業、経済など広い分野で交流を図ってまいりました。

合併に伴いまして、旧馬頭町は那珂川町に、旧秦荘町は愛荘町になりましたが、合併協議におきまして、国内交流については、これまでの経緯を踏まえ、新町に引き継ぐとされております。また、那珂川町の総合計画の基本計画におきまして、地域間連携、交流の促進の項目で、「旧馬頭町と滋賀県愛荘町(旧秦荘町)は、昭和56年から交流を行っています。合併により那珂川町となりましたが、交流事業を今後も引き続き実施し、新たな交流方法を検討し、拡大していく必要があります」とされております。

昨年12月14日には、村西町長が那珂川町を訪問しまして、川崎町長と今後の交流について意見を交わしました。今まで同様に交流を続けていきたい、19年度に姉妹都市盟約を結ぶために事務者で協議を進めていこうということで合意をいたしました。したがって、19年度予算に姉妹都市盟約式に係る経費を計上させていただきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)教育次長。

〔教育次長山岡勇市君登壇〕

○教育次長(山岡勇市君)5点目の県立アーチェリー場の移管についてのご答弁をさせていただきます。

平成16年度に設置されました県立アーチェリー場につきましては、県が平成17年2月に行った公の施設の見直しの方針に基づきまして、指定管理者制度の導入により、平成18年度から2年間、当町が指定管理者として管理しているところでございます。

そうした背景を受けまして、県立アーチェリー場の有効な活用を図るために、指定管理者の受託とあわせて移管の協議も進めておりましたが、国民宿舎金剛輪寺荘が今年度末をもって廃止されることや、湖東三山インターチェンジの推進など、アーチェリー場を取り巻く環境が大きく変化をしておりますので、そういった意味で、再度調整の必要があるかなというふうに思っております。平成20年度以降の管理につきましては決定はしておりませんが、平成19年度には町としてその方針を決める必要がありますので、再度検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

〔学校教育課長辻孝志君登壇〕

○学校教育課長(辻孝志君)学校給食費の滞納解消のため、保護者と一体となった徴収方法をというご提案でございますけれども、このことにつきましては、保護者の皆様方のご理解とご協力を必要といたしますので、このことにつきましては、愛知川学区、秦荘学区、若干徴収方法が異なっているというふうなことから、全町的に一体化した徴収方法というふうにいたしますには、今ほど申しあげましたように、保護者の皆様方のご理解とご協力を必要といたしますので、今後、PTAの組織等を通じながら、有効的な方策についてお話し合いをいただき、可能な協力はどんな形が考えられるか等々につきまして働きかけをさせていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)7番小川君。

○7番(小川勇君)再質問を若干申しあげたいと思います。

1番の学校給食の、今ほどのなんで、徴収方法ということ、給食費を払うということは、これはもうはっきりと当然のことであるという観点から考えても、父兄である保護者が払うという気持ちを持ってもらわなかったらあかんで、当然、これは学校給食に関係する学校の職員さんやら教育委員の関係の人が努力されているということはよくわかるのですが、もう少し父兄に責任を持って、父兄、すなわち保護者に責任を持った給食運営をしていただいて、給食の実態はこうであるというのは、先ほども話がありましたように、食材費は給食費の中だと、これが未納で足らなかつたら低下する、あるいは子どものために低下させないために、先ほど一般財源から繰り入れたりもして給食の質を落とさないようにという努力されてるということは、私はよくわかるのですが、この点、保護者にしっかりと伝えて、やっぱりこの徴収は、当然親として、保護者としてやらなければならないという、それをしっかりと保護者会などに伝えていただきたい、というふうに思います。

それから、2点目の国民健康保険税の問題で、資格証明証の発行を私はきちとすべきだと思うのです。1年以上滞納されても、一応発行は抑えもって、納付されたら発行されているようですが、これは一方で町民の健康管理というのですか、保健行政として、これは一体的な中で考えていかんなんですが、しかし、やっぱりしっかりと払ってもらわなかったら、これもまた一般財源から補てんせんないということにつながっているんやと思うのです。

こういう点も、十分やっぱり滞納者を説得し、平等に、これはさきの給食費の問題と同じように、払わなかったらこれで通じんのやと、通るんやというふうな、こういうことを考えられたら大変なことになると思うのです。ひとつそういうように、職員の皆さん、関係者の皆さん、努力をしていただけるよう重ねてお願いをするものでございます。

そして、年末年始の3点目の燃えるごみですが、確かに設立当時から見ますと、年々ごみが増大していることは事実でございます。また、機械の整備点検等の時間も必要であるということもわかるのですが、その時期が、年末によく出る、年始に、そんな時期に1週間から、7日や、あるいは8日も期間を置いてするということは、私、何かちょっといただけないと思うのです。

ぜひとも、違う、ごみの出にくい時期、つかんでおられると思うのです。そういう時期をとらえて、この点検期間として1週間置きの収集に切りかえていただけるよう、大変会社によっては、年末でも30日、時によっては31日まで業務をしておられるのです。それで、公益企業やで28日で終わりと、そういうような考えはしておられないと思うのですが、やっぱり地域の町民、愛荘町に住んでよかったと言える美しい地域をつくるためにも、ぜひともこの燃えるごみ、ごみ対策には十分配慮していただけるようお願いするものでございます。

あと、4点目の国内の姉妹都市盟約については、ご答弁いただいてありがとうございます。ともに県立アーチェリー場につきましても、一応インターの問題やら金剛輪寺荘の廃止の問題やら関連してくるところでございますので、総合的な判断で県との話し合いを進めていただければありがたいと思います。

私の再質問というのか、希望も含めての意見を述べさせていただきました。ご答弁ありがとうございます。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩いたします。再開、午後6時55分開始。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩いたします。再開、20分かつ再開します。

休憩午後1時14分

再開午後1時26分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇辰巳保君

○議長(久保田九右衛門君)1番辰巳君。

〔1番辰巳保君登壇〕

○1番(辰巳保君)1番辰巳、一般質問を行います。

まず最初に、(仮称)湖東三山インターチェンジの設置の場所について、再検討をされてはどうか、また検討会に参加している団体の考え方について質問を行います。

町長は、インターチェンジの設置と企業誘致をセットで考えていかなければならないと言われています。私も、地域の活性化については、当然研究をしていかなければならないと、このように考えています。

スマートインターチェンジは、事業団から言えば、効率的にインターチェンジを設置すること、その際、受益自治体の財源を伴って設置することとしています。最大の目的は高速道路の利便性であります。確かに、国道307号線沿いの行政関係者は県庁に行く機会が多くあり、また遠方へ毎日通勤されている方には、近くにインターチェンジがあれば大変便利であります。だから、事業団からも受益自治体からも共通して言えることは、高額な設備投資を行わないということで、では、現在の秦荘パーキング周辺でのインターチェンジ設置についての検証が必要です。

パーキング利用には、周辺整備のために砂防・防災整備が必要となります。また、緊急車両進入道路を利用した場合は、料金所から本線までの整備用地と国道までの取り付け道路用地の確保、こうしたものを含む周辺整備が非常に重要になってきます。どちらにしても、事業費15億円と言われていましたが、19億円、このような数字まで出ています。いずれにしても、事業費19億円で済むのか疑問です。

こうしたことをかんがみて、設置場所の再検討は必然だと考えます。町長の答弁を求めておきます。

町長、スマートインターチェンジ計画は、県下でも各地に出てきました。湖東三山インターチェンジ設置検討会に東近江市も参加していただいています。その東近江市は、旧蒲生町地先にスマートインターチェンジ計画を打ち出しました。この地先は、用地も確保されているため、当該自治体の負担は2億円とも言われています。もう一つ、竜王町も思案されていると聞き及んでいます。

当然、インターチェンジからインターチェンジの間の話ですから、(仮称)湖東三山インターチェンジと同じように考える必要はありません。でも、湖東三山インターチェンジ以外の計画が出されている中で、この検討会に参加されている県および東近江市、ここの考え方が、どのような考え方を持って、我が町が中心となっているこの湖東三山インターチェンジ設置検討会に参画されているのか、この場から答弁を求めておきます。

次に、セットで考えていくということですので、企業誘致と地域の活性化について質問をします。

企業誘致による地域の活性化であります。

日本共産党は、産業経済や技術の発展、公共事業を一概に反対するものではありません。ましてや、真の地域経済の活性化や生活関連公共工事は大いに推進すべきとの立場であります。しかし、町長の企業誘致における考察と行動は、愛荘町の行財政運営と土地活用および産業振興等の各分野で戸惑いと混乱をつくり出すと考え、大いなる検証が必要だと考えています。

町長は、愛荘地域において、インターチェンジとあわせて企業誘致による地域の活性化を示されているわけですが、企業誘致のメリットとして、法人税収入および労働者の増加による住民税収入、そして愛荘町民の雇用の機会の増、これをあげておられます。地域の活性化のために企業誘致する、そのためには優遇制度が必要条件と言われます。

今、全国の地方自治体は、企業誘致と雇用創出を目的としたさまざまな誘致優遇制度をしています。その優遇制度は、固定資産税に対する奨励金制度です。

三重県亀山市の例を言いますと、ここはシャープ工場を誘致しました。優遇制度は、シャープ1社で、三重県が90億円、亀山市が45億円、合わせて135億円もの支援に、しかもそれにとどまらず、そのためのインフラ整備など地元負担は大変なものとなっています。

それまでして誘致した亀山市の行財政および経済社会はどうなったのか。地方税収は増え、地方交付税交付は不交付団体となりました。しかし、誘致奨励金の交付のために財政運営が窮屈になった上に、インフラ整備の財源確保など、行財政運営に支障を来す状況です。

雇用の面でどうか。同工場の労働者が約4,000人。そのうち、正規、非正規労働者が半々です。亀山市の地元採用者は約55人ほどと言われています。住民税では、亀山市への住民登録が増えないために町税は増えていません。増えたのは、定住できない派遣、請負労働者向けの集合住宅だと言われています。

町長、企業の業績が伸びて国内回帰していると言いますが、そうでしょうか。シャープの幹部は、第一に技術流出の防止であると言います。つまり、海外に進出して、技術情報や製造ノウハウが流出した今までの苦い経験からの反省による回帰です。また、雇用実態でも、使い捨て自由の派遣、請負労働者の供給システムの存在、労働法の改悪、こうしたものがあるからです。そのことは、日本国内に自社の最先端の技術ノウハウを結集したマザー工場を立地し、あらゆる分野を確立して、高品質、低コストの製品を海外工場で一挙にコピーをして供給するという企業戦略です。

町長、当然、愛荘町にマザー工場を誘致することはできないと思います。また、マザー工場の関連企業をどれだけ誘致できる立地条件があるでしょうか。このような条件に見合って企業戦略があるのは、第二名神高速道路ではないでしょうか。私は、企業誘致の優遇策が、既設する企業、商工業の整合性、公平性をどのように図られるのか、町長にお伺いしておきたいと思います。

地域経済に貢献されてきた既存の企業および商工業を無視しての誘致優遇策、わかりやすい言い方をすれば、誘致合戦とでもいいますか、これは企業団地の確保と奨励金の支出、そしてインフラ整備によって財政破綻を来すだけではないでしょうか。優良農地の破壊を含む景観破壊も進めます。愛荘町のまちづくりに重大な問題をつくり出すのではないのでしょうか。私は、町長の企業誘致ありきの地域活性化については批判するところです。町長の答弁を求めています。

次に、今議会でも多くの議員さんから質問がされています公共工事入札妨害事件の必要な調査と公表を求めることについて質問をします。

昨年12月、旧愛知川町助役による公共工事入札妨害事件が発覚しました。その後、贈収賄に発展しました。旧町の事件ではありますが、この不法な入札は、入札談合等関与行為及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律第4条第4項・5項・6項に基づき、必要な調査と公表を求めるものです。答弁をいただきます。

最後に、障害者控除対象者認定書を過去の年限にさかのぼって認定することについて質問します。

12月議会でも、これについては質問しました。そして、今、町民さんの中に徐々にこの問い合わせがふえてきています。

はじめに、障害者手帳がなくとも、愛荘町が発行する障害者控除対象者認定書があれば障害者控除が受けられることが、まだ多くの町民さんに知られていないということもわかってきました。よって、広報等に大きな字で、お年寄りの皆さんが理解できるように周知されることを求めます。

次に、愛荘町が障害者控除対象者認定書を過去5年さかのぼって認定すれば、障害者控除を過去にさかのぼって適用されることです。そのことは、日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員が、過去にさかのぼって控除を受けられることを関係機関に正確に周知することを求めた政府への質問主意書で明らかになりました。政府は、2月2日付の回答書で、02年の国税庁文書で周知徹底を図っていると、この文書が今も有効であることを認めています。国税庁は、遡及しない税務署があれば指導すると答えています。

02年の国税庁文書とは、過去の年分に遡及した認定書を発行した場合には、当該認定の年分から障害者に該当する。無申告の場合には、過去5年間について期限後申告が可能である。なお、既に申告を提出している場合には、過去に遡及しての認定は、国税通則法第70条第2項の規定により、5年間は職権減額更正できることに留意することの内容です。

よって、本町も障害者控除対象者認定書の交付申請をされる町民に、該当する年分にさかのぼって認定書交付を行うことを求めて、一般質問とします。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)辰巳議員のご質問のうち、企業誘致と地域活性化についてお答えをさせていただきます。

昨今の景気回復に伴いまして、愛荘町に立地いただいております企業各社も、大手企業中心に大幅な増益を確保されている模様でございまして、今18年度住民税法人割は大きく伸びております。現時点で税務課で把握いたしております増額は、おおよそ5億円でありまして、18年度は法人町民税が個人税を大きく上回る状況になっております。また、この状況を受けまして、19年度予算の税収総額は31億6,000万円を見込んでおります。19年度歳入に占める税の割合は37%となり、17・18年度がいずれも30%ぐらいでしたから、大幅なアップであります。このことから、自主

財源比率におきましても好転し、19年度で54.6%と50%を超え、自立の度合いが高まってきたと認識をいたしております。

一方で、19年度の普通交付税が大きく減額されることとなり、普通交付税額は10億7,000万円となってしまいました。つまり、荒っぽく言えば、あと10億円余りの税収を確保すれば不交付団体の仲間入りということになります。不交付団体になれば、基準財政需要額を超える税収分は、交付税で相殺されることなく、そのまま自己財源になることになります。今まで夢のような話でしたが、インターチェンジができ、企業立地が進めば、決して夢でなくなってきました。このような好況ばかりではありませんけれども、やはり現在の地方財政の仕組みの中では、企業を誘致して税収を上げることが、今後、町が自立できる近道であります。そうして自主財源の厚みが増せば、福祉、教育は言うに及ばず、町内で頑張っていております中小の商工業者や農業経営者に対する手厚い支援策も可能になるのだと思います。

今、検討中の企業誘致優遇策は、町内商工業との公平性についていかかのご質問と思いますけれども、この優遇策は、住民にとって、将来大きな果実を生むための投資であることにご理解を賜りたいと存じます。

亀山の例も申されましたが、昨年の夏ごろでしたか、市長に直接お会いをいたしました。そのときに言うておられましたけれども、45億円の優遇策を出した。これを3年間で15億円ずつお金を出すことにしたと。ところが、その15億円は税でもう既に返ってきてます。毎年15億円ずついただいて、ペイできると。19年度から、いわば丸々税収がいただける状態になってきたとおっしゃってました。その後、シャープは、たしか2,000億円ぐらいの投資を発表しましたし、さらに税額が、大きな税収が見込まれているんだと思います。

次に、マザー工場を誘致することができるかとのお尋ねでございますが、同じマザーでも、シングルマザーは知っていましたが、マザー工場は聞いたことがある程度で、本当の意味を知りませんでした。ご質問いただいて、はじめて勉強させていただいたところでございます。

議員おっしゃるとおり、企業戦略の一つで、一口で言えば試作工場、海外の自社工場生産に先立って、日本国内で開発した製造技術を最初に適用する工場のことをいうことがわかりました。まさしく愛荘町に立地いただいております企業、タカタと日本電産はマザー工場であります。いずれの企業も、本町の工場で開発し、生産拠点は海外工場であります。

先般、滋賀県におきましても、創造型ものづくり企業促進助成として、最大10億円の助成金を打ち出しました。この県案は、研究開発機能を併設した工場および試験研究施設の設置に対し助成しようとするものであります。本町も、このような企業を誘致できるよう、町の優遇策を詰めて、県と密接に情報交換し、誘致に努力したいと考えております。

また、立地条件につきましては、湖東三山インターが近畿・東海・北陸の接点であり、いずれの県域にも約100キロメートルの地点にあって、第二名神沿いにまさるとも劣らない条件を備えているものと考えております。

インターチェンジの設置場所に係るご質問あるいは検討会につきましては、室長の方から答弁をさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

〔政策調整室長高橋正夫君登壇〕

○政策調整室長(高橋正夫君)(仮称)湖東三山インターチェンジの設置場所と検討会の参加団体の考え方についてお答えいたします。

自立した行財政運営を行うには、税収の的確な確保を行うことが不可欠であります。ご質問のとおり、インターチェンジの設置と企業誘致は、地域の活性化と税収の確保に多大なメリットを及ぼす重点施策であると考えているところでございます。

さて、先月開催いたしました第1回(仮称)湖東三山インターチェンジ設置検討会において、インターチェンジ設置場所について調査研究した結果を県の担当課長から説明があり、その内容は次のとおりでありました。

秦荘パーキングエリアを利用した場合、上り線、下り線とも、道路線形や勾配は満足する計画を立てることができるが、観光時期には、下り線を予定している金剛輪寺に、県道松尾寺豊郷線において渋滞が国道307号まで達するとのことであり、高速道路本線や周辺交通への影響は大きく、設置については多難である旨説明されたところでございます。

そこで、インターチェンジ設置場所や取りつけルートは、パーキングエリアを介せず、直結型も視野に入れ、負担金で有利な条件の候補地を早急に調査し、次回の検討会で提示したいとのことでありました。そうしたことを受けまして、設置場所につきましては、地元町としまして、現在、県との協議を重ね、整備局や高速道路株式会社との調整を進めているところでございます。位置決定につきましては、3月に開催します第2回検討会で確認される予定でございます。

ます。

また、事業費19億円につきましては、一昨年、県が示した概略の額でございます。取り付け位置が決定し、詳細設計ができないと、正確な事業費はつかめない状況でございます。同盟会に参画いただいている2市4町の地元負担金と県の持ち分につきましては、今後の課題として協議検討していかなければならないと思っております。

なお、県と東近江市の考え方とのごさいますけれども、インターチェンジを核とした産業・観光アクセス道路網等を調査研究するための事業にも積極的に参画いただいておりますことを申しあげまして、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)次に、辰己議員の3点目の質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のいわゆる入札談合等関与行為防止法でありまして、本法は平成14年7月に公布され、平成15年1月6日から施行されております。しかし、官製談合事件等が相次ぎ、その防止を徹底するため、法の一部改正がなされ、昨年12月15日に公布され、交付の日から起算して3力月を超えない範囲で政令で定める日から施行するとされております。

この法律につきましては、公正取引委員会による各省庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために、必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等、入札談合等関与行為を排除し、および防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めたものであります。

ご質問の第4条関係につきましては、国および地方公共団体の損害の有無について、必要な調査、賠償責任の有無、これら公表を記されております。しかし、第3条の規定から見ますと、あくまで公正取引委員会は、入札談合等関与行為を排除するために必要な入札および契約に関する事務に係る改善措置要求があったときは必要な調査を行うこととされておまして、同法に基づくものでないというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長村西作雄君登壇〕

○健康福祉課長(村西作雄君)私からは、障害者控除対象認定書に係るご質問にお答えをしたいと思います。

まず、広報等での周知であります。来年度の確定申告に向け、広報したいと考えております。

次に、障害者控除対象者認定書の当該年分のさかのまり交付であります。申請いただければ、当該年の申請者またはご家族の介護認定資料を調査確認の上、交付したいと思っております。

よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

最初に、インターチェンジと企業誘致について、なぜ質問を出したのかといえ、やはり合併後の町の財政確保の一つとして合併特例債を常々言われます。今、町長が言われたように、インターチェンジができて、また企業誘致が整ってくれば不交付団体になる、これほどすばらしいものはないというふうな、確かに夢を求めるといのか、それは夢か現実か、それはわかりませんが、実際問題、進んでみなければ。ただ、先ほどの答弁を聞いていても、そことの連関では非常に怖さを感じるという、私は。

あなたは、先ほどから、改革論で、どんな場合でも賛成反対がある。同時に、現状維持では現状維持できない。確かに保守的になれば、守ろうとすれば、確かに現状維持をできない、それは、私はどちらかといえば商業論、経営論で言えばそれが当てはまるだろうと思うのです。しかし、ここは地方自治体です。住民の福祉と安全を守るという組織なのです。それを、企業論理だ何だと持ち出したら、確かに民間活力の導入だと言われているけども、根本的にその発想は違うのですよということを言いたいわけです。やはり住民の福祉を守ることから物事を立脚する、そのことが大事であるということ、まずこういう物事に対して指摘をしたいということです。

ですから、インターチェンジにおいても、要するにそうした合併特例債を使ったり、もしくは企業誘致をするのに、先ほど亀山市のことを、毎年税をいただいているんだと。しかし、そのためにインフラ整備、山は削られて、野獣、猿、そうしたものの被害対策、そうしたものはついて回っているのですよ。それが物すごく大変、ごみ処理も大変。しかも、町長みずからが全協でも言われました。ある企業が、ここを研究所にして、そのために会社側から住宅を確保してまい。その住宅確保は、どちらかといえば派遣、請負労働者の住宅確保かもわからない。その言葉から、物すごく短い話ではあったのですが、そこから読みとれることは、町民さんを雇用するという発想がないということです。ということ



は、住民税が増えるのかという根拠はそこにはないですよ。

じゃ、企業が、法人税収が非常に伸びてます。物すごくバラ色に言われる。しかし、きのう、株は暴落して、ニューヨークと中国では暴落して、そのあおりを日本も食う。このように、今、株の状況でも非常に不安定な状況になってきている。そういうときに、果たしてそういう夢物語がいつまで語れるのかということです。

だから、着実にどうあるべきなのかは、やはりしっかりと、先ほど愛荘町全体で考えていけば遅くなる、だからたまには点で考えるんだと。確かに点で考えることをすべては否定しませんが、でも、そうした全体の議論をしっかりとっておかないと、じゃ、後のつけ回しはだれがするんだということです。

非常に考え方に危険性を感じたのは、こういう問題一つ一つの考え方に危険性を感じたのは、モデルとしてうまくいけばよいのではないかと、先ほど、これは認定こども園の話でしたが、しかし、じゃ、この企業誘致やインターチェンジの問題でも、うまくいけばいいのですが、逆に大変な問題が起こる、環境破壊や。しかも、企業誘致の問題でも、実際は税の収入は見込んだよりも見込めなかった。逆に行政から持ち出すインフラ整備や、そうした環境整備、こうしたものに投資がどんどんという。そうしたときには、どのように問題を整理するのかということになってきます。

あえて、これは、インターチェンジと企業誘致については、町長と私の考え方が本当に大きくかけ離れているということだと思いますし、すばらしいものであっても、しっかりと、やっぱり議会、庁舎内でそれなりの詰めをして物事を進めていただきたい。それでなければ大きな禍根を残すということだけを言っておきます。

再質問は、障害者控除対象者認定書についてです。

昨日、国会で佐々木憲昭議員が尾身財務大臣ならぬ柳澤大臣にそういう質疑をされて、答弁をいただいております。ここで、愛荘町もこのように対応していただけるのかどうかということで質問をします。

今、愛荘町は、この認定書は寝たきりの方、また知的障害に準ずる人に交付されます。しかし、このように尾身財務相は言っておられます。障害者が追加的に費用を要することで担税力が減殺されることをあげ、控除対象に障害者に準ずる人を加えた理由が、老衰によって身体に障害を生じた人の事情を考慮したものであると答弁。要するに、老衰によって身体に障害を生じた人の事情を考慮したものであるということ言ってるわけ。寝たきりとは言っていない、そういう規定をしていない。

身体障害者手帳はなくても、福祉事務所の判断で、この場合は当然、国会論戦ですのでそういう話になります。福祉事務所の判断で、老化による肢体不自由者等の障害のある者と認められれば、障害者控除の適用対象となることを確認したのに対し、尾身財務相は、そのとおりですと答えている。要するに、寝たきりの方だけではないのですよ。肢体不自由、要するに車いすをどうしても使わなければならない人は、担税力がその分なくなるから、だからそのために補てんとして控除をしてもいいですよということを言っておられるのですから、愛荘町もそれにしていまいということ、さかのぼってできるという、これも、いうことを求めているのですが、答弁をいただきます。

もしくは、答弁できなかったら、今、聞いてもらって結構です、社会保険庁に。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君)今ほど辰己議員から、昨日の国会論議の状況をお示しいただきました。今現在、私どもにそのようなニュース等は入っておりません。

今、私どもが発行しておりますのは、愛荘町高齢者の障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱に基づいて発行をさせていただいておりますので、その昨日の論議について、また国の方から通達等がありましたら、要綱改正等も視野に入れて進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◇河村善一君

○議長(久保田九右衛門君)5番河村善一君。

[5番河村善一君登壇]

○5番(河村善一君)5番河村善一、3つの点について一般質問を行わせていただきます。重複する点もあるかもしれませんが、重ねて質問したいと思います。

1つ目、1月8日、愛荘町の成人式がハーティーセンターで行われました。合併してはじめての成人式で、20歳の成人の皆様には、期待に胸を膨らませての成人式であつただろうと思います。しかし、恩師への成人式の案内状が届いたのが12月20日ごろで、先生の何人かは他の予定を既に入れられていて、参加されなかったとのことです。参加された先生も、予定をかえて参加されたと聞きます。成人式に参加される人たちへの案内も、12月に入ってからと聞きます。何でこんなに遅くなったのか、準備不足、段取り不足であつたのではありませんか。今年の成人式の取り組みの経緯と結果、今後の成人式の取り組みについてお尋ねいたします。

また、町長は、成人式の祝辞の後半部分で、先ほどの森野議員と同じ発言になりますけれども、欧米では結婚しない子どもができてしまうから、早くから結婚させるのがベストなパターンと言われております。欧米でも結婚しな

いってしまっているのではないのでしょうかと述べてあいさつを終わられました。

不幸にしてシングルマザーとなられる場合はあるかもしれませんが、子どもの誕生および成長にとって、夫婦での協力、はぐくみは非常に大切だと思うのです。町長は、シングルマザーを望んでおられる、結婚は意味はないと思っておられると受けとられかねない発言でしたので、ここで町長の真意をお尋ねいたします。

第2点、側溝改修後の町道についてお尋ねいたします。

町道沓掛石橋線の町道の側溝改修工事の一部を18年度事業として行っていたと思いますが、何点か問題がありますので、今後の対策を含めてお尋ねいたします。

その1つは、側溝の工事前は、家から道路に車を出すのに、切り石とか鉄板で川に橋をかけて出ていたのですが問題なかったのですが、今回の側溝改修工事のため、側溝部分が家と道路の谷間となり、家から道路に車を出すに当たって段差ができ、車の出入りに支障を来しているところがあります。

当初は、家の高さで側溝と道路の高さが同じレベルであったのが、道路を何度もアスファルトで上舗装したため、町道のアスファルトの道路の高さが10cmから20cm高くなり、側溝部分が落ち込んだようになってしまったと思われます。19年度には、町道沓掛石橋線の残り部分の側溝改修工事を終わられるので、その後、レベルを調整して、道路のアスファルトのやり直しを考えていただきたいと思います。

その2つ目は、側溝改修工事で、今まで道路に立っていたNTTと関西電力の電柱を各家の民地に入れていただいたため、道路が広くなりました。そのため、子どもたちの学校への登下校のときなどは歩道が確保され、安全に通学できるようになったと思います。しかし、その反面、電柱がなくなり、川がなくなったため、車のスピードが上がり、白線ぎりぎりまで車を寄せて走る車が多くなりました。安全のための道路が危ないと感じる道路となりました。今後は、車のスピードを出さないようにすること、道路の中央を走るようにしてもらうための道路標識など、安全対策をお願いしたいと思います。

町全体を見渡したとき、同じように見直しの必要な箇所が何箇所かあると思われます。各集落からの見直しの箇所をあげていただき、今後、改良していただくようお願いしたいが、町の見解を聞きたいと思います。

3点目、以前、小学校のグラウンドでは、朝夕とか学校の休みの日中などは、近くの住民の方が歩いておられるのを見かけました。よい散歩道になっていたと思います。しかし、最近では、学校のグラウンドの入り口の扉が開められ、住民は自由に入れています。そのため、歩こうと思う人たちは町道、農道を歩いておられます。その町道、農道を車がスピードを出して通るようになり、危なくて仕方ありません。町道には歩道の確保を求めたいと思います。そのほか、町民が安心して歩ける道として、学校および公共施設の周りを遊歩道として確保していただくようお願いしたいと思います。そのような計画があるのか、町の見解を求めたいと思います。

以上、3点を一般質問いたします。ありがとうございます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)河村議員のご質問のうち、成人式の取り組みについてお答えをさせていただきます。

今年の成人式の様子につきましては、さきの森野議員のご質問にお答えをさせていただいたとおりでございます。最近、どこでも若い人たちが実行委員会を結成し、自主的に企画されているところがほとんどでございまして、本町も新成人のつどい実行委員会が中心になって企画し、開催されたところであります。したがって、厳密に申しあげますと、成人式という名称を使わず、案内も式もタイトルは新成人のつどいであります。

このように、成人式の方式も時代とともに大きく変遷いたしておりまして、現在は同窓会的色彩が濃厚となっております。ところによっては、会費制でホテルなどを会場にし、来賓などを呼ばずにやっているところもあると聞いております。今後も若い人たちが自主的に実施されることになるとは思いますが、町といたしましては、会場などの便宜は図ってまいりたいと考えております。

次に、シングルマザーの話は、これもさきの森野議員にお答えしたとおりでございます。森野議員、お聞きいただきたいと思います。

昔はタブーだったことでも、意識が変わりはじめたことを感じております。インターネットを開きますと、結婚する気はないけれど、子どもは欲しい、交際相手の子を産みたいと主張する女性もいる。シングルマザーになる決心をし、両親も理解してくれた、あるいは結婚しなくても産めるときに産んでおきたいという気持ちが出てくる、これは皆インターネットに書いてある皆さんの声。また、お茶の水女子大のある学者は、最近、経済力のある女性が、すべて引き受ける覚悟でシングルマザーの道を選択する事例が目立ってきたと報告をされています。そして、1人で産み育てることを決意した母が、今、子どもの存在そのものが幸せだということを、記述を読んで私も感動いたしました。

また、やはりなく夫と死別または離婚によってシングルとなり、子育てしている多くの女性がいます。これを考えると、このシ

シングルを選択した女性が、私もできると自信を持ったと。

それからまた、2000年の統計によりますと、全国で未婚の母と子が同居している人は8万9,000人とあります。心ならずも夫と死別してシングルとなられた女性などには世間の同情もありますが、非婚の子、婚外子、非嫡出子等に対しては、まだまだ日本社会では世間の風当たりが強いのが現状であります。

余談になりますが、この非嫡出子という言葉、日本では法的にまだ戸籍や民法で厳然として区別されていますが、欧米ではこの差を既に撤廃して、この言葉は差別用語とされているようです。婚外子の比率は、スウェーデン55%、デンマーク44.6%、日本では1.7%と大きな差があり、出生率を回復させた国々の要因の一つに、この結婚しないまま子どもを産める社会にしたことがあげられていると、これ明確に書かれているのです。これらの国では、自由を重んじる人たちによって結婚制度が変容したと言われております。さまざまな生き方の中で、並大抵でない覚悟をして得た子どもを、日本社会でも安心して育てられるときがいつ来るのかと思います。

私は、シングルマザーとなることを決して奨励しようとは思いません。若い人には、少しは聞いてもらえる話として、また結婚を重荷と感じる人に、こんな生き方もあるんだということを話したかったわけであります。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)建設課長。

〔建設課長北川利夫君登壇〕

○建設課長(北川利夫君)町道沓掛石橋線の側溝改修工事によって、車を出すに当たって段差ができ、支障を来しているとのことですが、着工前には現場説明を行っておりますし、工事中についても、できる範囲での要望を聞き入れておりますので、今のところ、直接関係住民からの苦情は聞いておりません。

考えられることは、現道の道路高は変わりませんが、以前は開渠の水路に切り石や縞鋼板等により橋をかけられて、直接的に出入りされていたのですが、工事によって暗渠の水路になり、直接道路に出入りのような格好になりましたので、どうしても若干の段差もできたようです。設計条件で、当初から道路の高さや水路の高さ、また屋敷の高さが決まっており、その中での改修工事ですので、ご理解をお願いしたいなと思います。

今後、必要に応じて切削オーバーレイ等も考えていきたいと思います。

次に、交通安全についてですが、路側線等は公安委員会の立ち合いで路面表示しております。どうしても道路規制標識や道路標示が必要でしたら、公安委員会と協議しながら、今後も交通安全対策として設置していきます。

また、町内全体で交通安全対策として不備な点がありましたら、自治会長さんを通して要望していただければ対応していきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

町内各自治会からの要望が多く出ている中で、平成18年度も3期に分けて交通安全対策として要望箇所について整備してきたところですので、よろしく申し上げます。

次に、公共施設の周りを遊歩道にしたかどうかというご質問ですが、2001年6月8日に事件が発生いたしました大阪の国立教育大附属池田小学校での児童殺傷事件以来、不審者の侵入を回避するなど、学校安全対策の施設整備がされ、自由に出入りできない状態になっています。しかしながら、休日や朝夕に地域の住民がグラウンド内に入れないという規制はありませんので、教育委員会への手続きは必要ですが、気軽にご利用いただければと思います。町道や農道をジョギングや散歩中、車がスピードを出して走り、危険なので歩道の確保をとのことですが、道路はどうしても車両優先となりがちですので、できるだけ通行車両の少ない安全な道路を選んで健康づくりをしてまいりたいところです。

ご質問にあります学校や公共施設の周りを遊歩道として確保してまいりたいとのことですが、町としては、今のところそのような計画はありません。限られた予算の中で土木事業を進めています。今後においても、優先度の高い順に事業実施する予定ですので、ご理解をお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長西沢和一郎君登壇〕

○生涯学習課長(西沢和一郎君)1点目の成人式の取り組みについてお答えいたします。

成人式の開催に向けた準備には10月から取り組みましたが、新町になって初の成人式でありますことから、対象者の決定、式典等の方法や内容などに時間を要しまして、新成人の皆さんへの通知と、実行委員会の委員の募集が12月4日の発送となりました。また、できる限り新成人の意見をお聞きして進めることとしましたので、結果として来賓の皆さん方へのご案内等が遅くなりました。

今後の取り組みにつきましては、今年度お世話になりました新成人のつとめ実行委員会のご意見や、本年度の反省を踏まえまして計画を立案するとともに、実行委員会による運営方式を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申しあげ、答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君)5番河村君。

○5番(河村善一君)成人式の祝辞のことについてですけども、非常に町長と結婚観が大分違うんだなというような思いを持たせていただきました。

ただ、成人式の祝辞の中で、町長は、これからは地域や行政が子育てをしないかん時代が来ると言われているわけですね。安心して子どもを産み育てるような地域行政、施策が求められると私は思うわけです。行政としては、そういうような、そのような計画なり具体的な案がありましたら述べていただきたいと思います。

第2点は、妊産婦に優しい運動としてマタニティマーク運動というものがあると思います。厚生労働省は、マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進についてということで、平成18年3月10日発表しています。そのことについてはご存じだろうと思うんですけども、町として、その啓蒙活動なり推進に取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと考えております。

第2点目、先ほど住民から側溝改修工事のことについて、ないのではないかとことを言われておりますが、結構私が、今年は議員と区長も兼ねておりますので、非常に区長のところには、先ほど述べた部分についての要望が来ているわけで、何も一言も来てないからそれはやめるとのことじゃなくて、やはり一回検討してもらいたい。住民から、物すごく側溝、今、何度も申しあげますように、道路としては10cm、20cmも高くなっているわけで、全部の工事が終わった後になるかわかりませんが、今後は見直しも必要じゃないかということを述べて、その点について述べて終わりたいと思います。質問したいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)再質問にお答えさせていただきます。

成人式のことにつきまして、これだけの反響をいただいた。私は、問題提起型の祝辞ということで話させていただいたことが、いろいろと、もちろん批判もいただきましたけれども、関心持っていただいたことについて、本当に感謝したいと思います。改めて私自身も考えさせていただく機会をいただきました。

その中で、先ほど言われました、これから子育ては地域や社会あるいは行政で支えていかならん、確かに申しました。それは明確に覚えてます、そう申しました。これは、私も思っている中で、これから子育て、そういうことがぜひ必要やと思いますし、現実に保育なんかは保育所での乳児保育等も受け入れをしていただいている。しかし、そのほかに、最近では、ボランティアの方が子どもを預かるというの情報等でも出ておりました。というのは、子どもは、ふだんは自分が見てるけれども、どこかへ行かんらんとか、病気になったときに一時的に預かってほしい人たち、そういったものの対応等もやってるところもございます。まだまだ私も不十分でございますけど、今後、いろいろな施策は講じていきたいなというふうに思ってます。

○議長(久保田九右衛門君)建設課長。

○建設課長(北川利夫君)新たなところに新しい道路をつくっていくというのは、特に住民の理解と用地買収が必要で、例えば計画とか設計自体は難しいものではないと思っております。既設の道路で、決められた敷地、また高さ、幅、そして工法の中で、道路改良はとても難しいものだと思っております。

ご質問にありました町道沓掛石橋線、いわゆる中山道ですが、これもこのうちの一つではないかと思っております。それぞれ各戸の宅地の地盤高がすべて変わっております。そして、特に出入り口と道路との取り付け部分の地盤高は変えられないということで、設計上必須条件でありました。こういったことから、今後、どうしても不便が生じてきた場合、先ほども言いましたように、切削オーバーレイ等も考えながら、道路は、先ほど10cmから20cm上がったと言われますが、それを下げると、まして段差ができますので、その辺もかんがえながら、今後、検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後3時20分

再開午後3時30分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇宇野義美君

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野義美君。

〔15番宇野義美君登壇〕

○15番(宇野義美君)15番宇野義美です。3点ばかり一般質問をさせていただきます。

非常に奇抜なアイデアをお持ちの町長でもございますし、また非常に活動的でもおられる町長でございますので、具

体的な答弁をいただけるのであろうというふうなことで、まず町長にお願いをしたいと、こんなふうに思います。

1番目には、愛荘町の農業活性化促進対策についてお尋ねをいたします。

この農山漁村活性化促進策について、政府におきましては、平成16年5月に内閣官房で有識者会議を開催されることに始まりまして、平成17年度より、「立ち上がる農山漁村」の第1回の有識者会議が持たれたことをご承知のとおりであります。

私は、その後、このような動きの上に立って、今まで当町としての農業政策論議をしてまいったところではありますが、平成19年度に、いよいよ国の考えの中にも、今までの考え方をより発展的に、(仮称)農山漁村活性化促進法、これが今国会で通るようでございますが、都市と農村の地域間格差の是正を前面に出しまして、このままで放置すると、いわゆる過疎化あるいは高齢化のもとに、自然破壊と生命線である食糧の自給体制は、言うまでもなく地方社会の危機的状況にあることは間違いない事実であろうと想像されます。

政府におきましても、地方の活力なくして国の繁栄はないと明言をしておりますし、愛荘町におきまして、総面積におきます農地の占める割合は、ご存じのとおり非常に高くございます。また、就労されております人口におきましても、非常に多くございます。こうした中で、まずこの農山漁村活性化のための地方行政が中心になって、農業団体とともに活性化促進策の企画推進は急を要する事業であり、まず活性化促進策の考え方を町長にお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

次に、同じくこの問題につきまして、合併後1年を過ぎてまいりました。いよいよ町長の政策が具現化してくるときと認識しております。19年度以降の農業振興プランができてあるのか、当然その辺はお考えいただいておりますものと推測をいたしておりますけれども、あわせてお尋ねをいたします。

また、19年度予算におきまして、政策的な編成がされているのか。この間、予算編成の中身を見せていただきましたのですが、その中で見つかるものはありませんでした。今後の考え方も踏まえまして、具体的に農業問題について、この3点をお尋ねいたします。

次に、少子化の歯止め対策について、これも町長のお考えをお伺いしたい、こんなふうに思います。

少子化現象を生んでおる要因というのは、生活環境の変化あるいは経済的社会環境の変化に起因するもの、あるいは養育費、教育費の経済的負担、養育補完施設の不備、核家族化制への移行等、多くの複雑な事柄が起因しているものと考えられます。

別の意味で分析をしますと、大きくは個人的な要因と社会システムの不備から来るものの2点に絞られますでしょうし、個人的要因の中にあっても、利己的な考え方から来るものと、自分で少子化を望まなくても、経済的な理由でどうにもならないと、解決できないというものとに分かれるであろうと、こんなふうにも思います。

また、社会システムの不備からくるものも、財政的な負担が多く、行政としても、わかっていてできていないもの、あるいは地域社会の人間として相互扶助の精神的な欠如から来るもの等に分けられる、こんなふうに分析をするわけですが、しかし、社会の動きを変えていく原動力は行政のあり方にあります。

子どもは未来の宝、はかり知れない可能性を秘めた宝であります。こうしたことから、財政負担増が生じてでも先行投資すべき社会的資本の最たるものであると考えますし、町民のご理解も、この問題においては得られるのではなかろうか、こんなふうに考えます。

人口の増加のみを考慮するならば、あるいはそれによつての財政ということだけを考慮するならば、短期的なことでは人口の移入を促す措置、これで済むかもわかりませんが、しかし、その地域社会における歴史あるいは文化の継承をしながら円滑な運営のできる地域社会を築くためには、多少の問題があり、対策も必要であります。そして、すべての人たちが住む場所がふるさととしての環境づくりをしなければならないと、こんなふうを考えるわけでありませう。

以上のことを踏まえまして、町長としての、非常にアイデアの奇抜な政策を具体的にお示しをいただければと考えるところでございます。

次に、少子化対策の2番目でございますが、小学校6年生までの入院医療費の無料化ということを提唱されまして、現実には予算化をする方向でご提案いただいておりますけれども、この問題におきまして、実際に入院医療費の無料化というものにおける財政負担、それから、あるいはこれを入院だけにとらわれずに、医療費全体ということにおいてどのような状況になるか、こういうようなことを過去3年程度、平均値で分析をしておかれるならばお尋ねをしたい、こんなふうに考えます。

この問題におきましては、医療費も無料化ということだけでなく、隣の市町におかれまして実施されておりますように、例えば医療費の低額、非常に低い金額での一部負担というような方法もあるわけでありまして、その辺も踏まえお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

それから、この件の最後に、今まで各議員がお尋ねになっております認定こども園制度について言及されておりますけれども、制度そのものをどの程度理解されて、愛荘町全体の総合的ビジョンを勘案されているのかお尋ねをしたいと思います、こんなふうに思います。

認定こども園のメリット・デメリット、いろいろございますが、メリットとしては、親の就労状況にかかわらず入園させることができますし、反面、認識を誤りますと、運営の方から考えますと非常な問題が発生してまいります。具体的な一例として考えられるものをあげますと、幼稚園の短時間利用から保育園の長時間利用も対応されることとなります。これは、共稼ぎ家庭にとっては大変手助けとなるというメリットもございますが、反面、利用料における独自の決め方等もございますし、低所得者においての対策も考慮しなければなりませんし、救済措置もとる必要がありますし、また幼稚園と保育園は、運営において根本的に内容が異なります。その部分で、双方のサービスレベルが落ちないように運営できるのかという懸念も生じてまいります。幼稚園の教育機能の低下と保育園の育児保育機能の低下を防ぐとすると、職員の労働加重が大きなものに、負担として乗ってまいります。こうしたものを踏まえて運営をしていこうとしますと、運営の方から見ますと、大変な難しい問題が生じてまいります。

また、将来の子どもの人数の動態予測等の上に立って、総合的に設立していかないと、多々問題が発生することも予測せねばなりません。

認定こども園は、さきにも申されておりますように、6月に設置法が成立し、10月施行となっておりますが、幾多の問題点も指摘されているのが現状であります。十分検討、研究する必要があると考えます。こうしたことを踏まえてご答弁をお願いしたい、こんなふうに思います。

3番目に、山間地あるいは遠隔地における学童の通学時の安全対策についてお尋ねをいたします。

安全対策には大変な費用がかかるということは十分承知しておりますが、昨今の社会情勢を見るときに、常に危険という取り返しのつかない状態の中で生活しているのが現状であります。このことを考えるとき、社会の安全、特に将来を担う子どもの安全策は金銭にかえがたきものがあると考えられるわけですが、いかがお考えでしょうか。

通学の安全対策には、直接的な手法と、事故・防犯の抑止力をとる間接的な手法もあると思われます。いずれにしても、メリット・デメリットがあるわけですが、ただ、経済性だけで判断するものではない案件であります。安全・安心のまちづくりは、行政の担う一番の任務であると町長も力説をされておりますし、そうした観点は十分ご理解をいただいております。財政の厳しい事情も、町民の皆さんも十分ご承知の上であり、なお集落からも現在この問題に対しては要望が出ておりますし、また保護者会の代表の方からも要望されていることも十分ご理解をいただくわけですが、前回、地域で守りましょうということでご協力をお願いしたいというような前議会でのご答弁がありましたが、これにも限度が生じているのが事実であります。

今、一番必要なことは、将来を見据えて必要な投資あるいは基本的な人間の生命に係ることと、よりよい利便性を求める事業と分類するとき、おのずと答えは出るものと考えております。そうしたことを勘案して、人間性のある愛の町愛荘町を築く観点からも答弁を求めたいと思います。

最後にまとめさせていただきますが、農業問題におきましては3点、農山漁村活性化促進についての考え方あるいは農業振興プランができてるか、それから、それが予算に対して今後どういうふうに組み込まれていくのか。

それから、少子化対策の歯止めにおきまして、現状、具体的措置をどのように考えるか。それから、入院費の分析、それから認定こども園制度に言及されておりますけれども、この問題について、総合的なビジョンを持った上での言及をされているのかというようなことをお尋ねしたい。

3点目は、生徒の通学路の安全対策をどのように考えるか、以上、大きくは3点、小さくは7点に分かれますが、ご質問をしたいということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)宇野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の農山漁村の活性化促進策についてであります。政府におきましては、平成16年6月に立ち上がる農山漁村第1回有機者会議が持たれました。昨年4月には提言書をまとめ、小泉総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部へ提出されたところであります。政府内におきましては、この提言を受け、昨年10月18日に農山漁村活性化推進本部を設置し、今後、農林水産省として、農山漁村の活性化のための施策を強力に推進することとしておりまして、20年度以降に向けてさまざまな新規支援策の検討がなされていくものと考えております。

現在、大転換が進んでおります状況下におきましての活性化促進策についてのお尋ねでございますが、私は農業にかかわる人々や団体などの意識の活性化がまず大切なポイントだと考えております。つまり、農業生産者はもとより、それぞれの集落や農協などの農業者団体などが主体的な取り組みに目覚め、元気を取り戻してこそ、地域全

体が活性化へ向かうと考えておりまして、そのための支援策や体制づくりを展開していくことが大切と考えております。

次に、19年度以降の農業振興プランはできているのかというご質問であります。合併を経まして、水田農業の方向を定めた水田農業ビジョンは策定しておりますが、愛荘町全体としての農業振興地域整備計画は、19・20年度の2カ年をかけて策定予定でございます。

米の生産調整対策や、品目横断的経営安定対策、また農地・水・環境保全向上対策など、19年度から大きく転換されていく国の制度も見きわめながら、また農協などの関係機関とも連携しながら、今後の振興方策などを盛り込んでいきたいと考えております。

次に、19年度予算への政策的反映でございますが、主体的な取り組みに対する支援といたしまして、地域ぐるみで取り組んでいただく共同活動や環境こだわり栽培に対する支援、すなわち農地・水・環境保全向上対策に1,452万円、また集落農地は、集落ぐるみで守っていく意欲的な集落営農組織への農機具購入助成に1,435万円、また地域住民との作業体験を通じた交流を目的に、認定農家や関係農業者が盛大に開催をさせていただいております農遊フェスタへの支援80万円などを計上しております。

また、19年度から、学校給食に地元産の米を使うこといたしましたし、そのための残留農薬の検査費用なども盛り込んでおりまして、今後、食育や地産地消対策の一環としても、学校給食へのかかわりを深めていきたいと考えております。

次に、少子化の歯止めについてのお答えをさせていただきます。

少子化対策につきましては、国や県で施策を講じるもののほか、私たち市町村レベルでできること、また地域でできること、企業や職場でできることなど種々あるかと思いますが、それぞれ他人任せにせず、自分たちで考え実行することが重要と考えます。そこで、今年から、子どもたちが健やかに育つ町、子育ての愛荘町をキャッチフレーズとして、できることから取り組んでいきたいと考えております。幸い、100人委員会でも、このテーマを取り上げ、議論いただいているようでございますし、ユニークなご提案を期待しているところであります。

さて、具体的に19年度の新規施策といたしましては、財政事情も勘案し、2点提案させていただいております。

1つは、就学前の子どもの医療費について、18年度に入院、通院とも完全無料化を実施しましたが、19年度はさらに一步前進しまして、小学校卒業まで、1年生から6年生までを対象に、入院費のうち本人の一部負担以外の費用を助成しようとするものでありまして、予算額は696万円を計上させていただきました。なお、現実の数値に置きかえて、実績の分析などにつきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

もう1点は、3人目以上の子どもを出産したご家庭の負担を考慮し、新たに出産一時金として町独自で15万円を支給しようとするものでございます。所要額は、35人分525万円をお願いしているところであります。

そのほか、企業誘致策の一環として、誘致企業が新設、増設する際に、従業員の子どもの保育する施設を設置するとき、定額の助成金を支給することについて、現在、検討中であります。今後も、どのような施策が可能か、知恵を絞りたいと考えております。

次に、認定こども園制度についてのお尋ねですが、さきの瀧議員および森野議員にお答えいたしましたとおりでございます。現時点では愛荘町全体をこの方式で実施していくことについてはまだ考えておりません。とりあえずは、今、改築計画のあるものについて、タイミングを失することのないよう検討する必要があるものと認識をいたしております。

先般、中日新聞で、この認定こども園についての大特集がされたところでありますが、いやが応なく住民の皆さんの関心も高まってきているのではないかと思います。いずれにしても、この認定こども園制度については、多々問題点はありますので、今後、議論を尽くしたいと考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

〔住民課長 福田俊男君登壇〕

○住民課長(福田俊男君) 小学校6年生までの入院医療費の無料化に伴い、現実の数値に置きかえての実績の分析結果と財政負担の状況についてお答えをさせていただきます。

社会経済の発展により、女性の社会進出やライフスタイルの変化に伴い、出生・育児など子育て環境も大きく変化しています。そこで、児童の健全な発達と保護者の経済的負担の軽減ならびに仕事と家庭の両立など、安心して産み育てやすい子育て環境を支援するため、平成19年度から町単独施策として福祉医療費助成事業を拡大して、小学校6年生までの入院医療費の助成を制度化することといたしております。

これに伴います医療費の分析と財政負担についてでございますが、小学生に係る医療費の資料がなく、把握することは困難であります。昨年10月から実施しております未就学児の入院医療費実績は、対象児童1,450人に対し

し、1カ月の平均受診件数は14件、平均入院費が70万4,350円です。未就学児の実績から推計しますと、小学生の対象児童見込み数は1,200人で、1カ月平均受診件数は20件、平均入院費が58万2,910円で、年間費用算定額は696万円となります。

なお、助成にあたっては、受診にかかる一部負担金を除く医療費を対象として、償還払い方式といたしております。また、町税等の滞納がある場合につきましては、申請者の同意を得てその額を充当させていただくことを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

〔教育長川口繁君登壇〕

○教育長(川口繁君)山間地の通学および通学遠隔地に対する通学手段についてお答えをいたします。

宇野議員は、山間地として斧磨、松尾寺、上蚊野地域等をお考えかと受けとめさせていただいておりますが、現在、上蚊野地域から要望書が提出されている状況でございます。この遠隔地を対象とした安全対策として、教育委員会内部でその取り扱いを検討しているところでございます。

ご指摘のように、次代を担う子どもの安全は何にも増して優先されるべき重要な問題ととらえております。さきの本田議員のご質問でもお答えいたしましたように、学校、保護者、地域の皆様の子どもの安全への関心を高め、地域の子どもの地域で守る取り組みが一層広がりますよう働きかけるとともに、今後の方策について、さらに検討をしてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)再質問をさせていただきます。

農政の問題をまずお尋ねいたしますが、この制度を具現化するためには、国の、いわゆる農水省の方では、地方農政局に相談窓口、支援窓口というものを既に設置しております。そして、戦略として9つの戦略というものも明示、既にされております。1番目には、参考までに申し上げますと、地域の農林水産物を核とした生産・販売戦略、それから2番目には本格的な農林水産物加工戦略、3番目には輸出戦略、4番目に交流戦略、これは都市との交流、その他でございます。それから、観光連携戦略、バイオマス戦略、それからイノベーション戦略、企業連携戦略、地域リーダー等の育成戦略、こうしたものが具体的に9つ、戦略として出されておるわけであります。

当町の考え方におきましても、こうした戦略に基づいて、農政局に窓口はあるとそういうものの、当町においても、こうした支援の窓口というものををつくるお考えがあるのか、またそこまでのノウハウが蓄積されておるのか、お尋ねをまずしたい、こんなふうに思います。

それから、予算の中で、環境保全向上対策等国の制度に基づきまして、農政の一つとして施策が出てまいりました。これにおいては、地域がどう取り組むかということが一番でありまして、愛荘町はそれに取り組んだと、こういうことでございますが、この問題におきましても、十分まだ各地域ではご理解がなかなかいただけない部分があるのではなかろうか。具体的に、前の議会にも、わかりやすいようなマニュアル等をつくってはどうかというようなご提案もしたわけでありましたが、そうしたお考えは、その当時におきましては、各地域へ説明には寄せていただくということでありました。

今後、これは時限の、期限がある対策でありますので、なかなか補助金がありてまいりましても、その使い道等非常に難しい、あるいは現実に運用する場合に非常に難しいと、こういうようなのが実態でございます。わかりやすいマニュアル等を、再度、つくるお考えがあるのかないのかお尋ねをしたい、こんなふうに思います。

それから、認定こども園制度についてお尋ねをいたします。

この制度の利点と欠点、メリット・デメリットというものがあるわけでありますけれども、どの程度ご認識されておるのか、本当に認識された上でのお話なのか、その認識度について再度お伺いをいたします。運営の実態把握はされているのでしょうかということであります。

それから、この問題におきましては、関係機関と十分なご理解を得る努力をされておるのか。将来における、いわゆる短期間あるいは今、独自の目の前の問題だけじゃないに、長期的なビジョンに立った上でそこら辺は立案していかなければならない事柄であろうと、こんなふうに思います。そうしたものは、今できておらないというご返答をいただきまして、たちまち保育園と愛児園との問題というようなことでございましたが、今後において、これをしっかりと運用できるような制度をつくっていくことが必ず必要ではなかろうかというふうに思いますし、関係機関の十分なご理解を得る努力も必要ではなかろうか。

先ほど、改革というものということで町長のお考えもお聞きしましたが、やはり皆さんの協力をいただきながら、ご理解をいただきながら進めていくということが基本になれば、すべてうまくいかないうちでもありますので、その辺のお考え等について再度お尋ねをしておきたい、こんなふうに思います。

○議長(久保田九右衛門君)町長。



○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、農政の方の支援窓口のノウハウ、それから農地・水関係のマニュアル等については担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それから、こども園の関係でございますが、まだ新しい制度で、十分な整理はできておりません。これからというところでありますけれども、タイミングを失わずに、メリット・デメリット、あるいは関係機関のご理解をいただく努力も当然必要ですし、長期的なビジョン、これも必要だと思います。できれば、愛荘町が日本のモデルになるような認定こども園ができたかなというぐらいの思いで、いろんな面から検討を図っていきないうふうに思っている次第であります。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)まず、農政局の支援窓口が設置されたということでございますけれども、そこにおいて7つの提言が出されました。それぞれの項目を見ておりますと、やはり生産者団体、具体的には農協さんが主体的に取り組んでいただいて、それに対する支援ということを基本スタンスに置いておりまして、戦略窓口というの1は、今後、要請があれば支援について考えていくというので、当然、その設置についての検討については重点的に取り組んでいきたいということを思っております。

それから、農地・水・環境保全向上対策事業でございますけれども、確かに各集落、毎晩ほど回っておりますけれども、集落への理解がまだまだ足りないということでございます。全くご指摘のとおりでございます。この2月末を一応の目安として、書類の作成を各集落さんをお願いしてまいりました。その結果、現在、33集落がその策定に向けて取り組んでおられるところでございまして、相当な事務負担を各集落さんにはお願いしているところでございます。

町の方では、フロッピーをできるだけわかりやすい様式にして、最小限の入力項目に置きかえて、独自のフロッピーを作成しまして集落へもお示してきたところでございますけれども、それについても、まだまだ難しいし、ややこしいということで、集落別の聞き取りを1月に開催しまして、どの程度進んでいるのかとか、それから書き方はこうですかということで、集落別の聞き取りを行いまして、その後、担当課各職員を、各集落の張りつけ担当集落というのを決めまして、現在、その予定集落の策定、完成に向けて取り組んでいるところでございまして、わかりやすいマニュアル作成ということでございますけれども、ペーパーベースではとても無理だろうということで、各集落別の担当を決めまして、積極的に進めておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)今の農政の問題でございます。

今、確かにおっしゃるように農業団体等の働きかけということになりますが、なかなかこれが、農業団体、農協側から見れば行政のご支援を、あるいは行政の方から見れば農業団体がというようなことで、お互いが今もたれ合っておるというのが現状ではなからうか、今の実態を見ますと、そうした現状のように理解をいたします。

やはり行政の責任として、現実にもこの問題をそうしたとらえ方じゃなしに、市町村で実際にこうしたものを積極的に取り組んでおられる事例が幾つかございます。これは、特に立ち上がる農業というようなことにおきましては、農山漁村ということにおきましては、滋賀県でも2カ所、現実にもう既に動いておりますし、全国的に見ますと非常な数字が動いております。また、これの窓口として、各市町村の首長が中心になってこれを進めておるというような地方もございます。ぜひ、そうした上で前向きにお取り組みをいただきたい。行政の姿勢として、前向きなお取り組みをいただきたい。

特に、町長の方針の中に農業問題のコンサル制度というようなものを立ち上げておられますし、こうした窓口におきましても、ぜひそのノウハウを蓄積しながら積極的に設置をするというようなことを公にして、具体的に相談あるいは指導というようなお手伝いができるような運用をしていただければと、こんなふうに思いますが、いかがでございましょうか。要望を兼ねましてご質問いたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後4時08分

再開午後4時08分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長(村西俊雄君)今、農地・水で大変なご苦労を各集落いただいておりますが、こちらの方で窓口を開いて、さあいらっしゃいじゃないに、今はもう、先ほど課長が申しましたように、毎晩のように現地、現場へ出かけていって、いろいろ

ろとみんなとひざ突き合わせながらその計画づくりをしているというのが現状でして、確かに相談窓口というのも私も思いましたけれども、現実には、それやっても相談に来てくれへんというのがどうも実態らしい。やっぱりこちらから出かけていって、みんなと一緒に考えると、こういう姿勢の方が、本当は現実的でないのかなというようなことを最近はある次第です。

◇上林貞君

○議長(久保田九右衛門君)2番上林貞君。

〔2番上林貞君登壇〕

○2番(上林貞君)2番上林貞です。

まず1点目、当町の財政破綻の危険性についてご質問いたします。

昨年、新しい町愛荘町が誕生して、はや丸1年が過ぎました。いろいろな摩擦が生じ、当町の行政においても、大きな期待と不安が同時に進行した1年でもありました。

そんな中で、北海道夕張市の財政破綻のニュースは、全国的に、いえ世界的にも大きなショックを与えました。学校が、また福祉施設が、またまた職場のなくなった人たちが夕張市を出ていかれる姿が毎日のように報道され、日常の市民の生活が極度に脅かされている現実があります。財政破綻の現状をマスコミで知る限りでも、相当な非常事態ということがわかりました。

ところで、この夕張市の財政破綻が、きらりと輝くまちづくりに夢大きく発展しようと試みる愛荘町に、某氏の後援会だよりにおいて、幾度となくその危険性が紙面を飾り、いかに夕張市の次に、この愛荘町までが財政破綻するような不安を持たせる内容だと感じています。財政破綻にならないような行政を町民だれもが願わずにはいられません。不安を与える記事に対して、果たして愛荘町の現状は具体的にどうなのか、真に説明が必要だと考え、これを質問いたします。

2つ目に、防災の支援、応援体制について質問いたします。

先日、愛荘町の合併記念日に、愛荘町愛知川消防センターが竣工されました。愛知郡消防署と愛荘町愛知川消防分団所が併設され、地域の安心・安全なまちづくりの核として大きな発展が期待されます。

ところで、災害はいつどのような規模で襲ってくるかは想像もつかないことです。昨年の私の一般質問の1つとして少し触れましたが、どんな災害が起ころうとも、ある程度の備蓄は必要とされます。飲料水、非常食、医薬品などと言うまでもありませんが、トイレの確保など日常生活を送れる最小限のものを確保できる体制は、ふだんから不可欠です。他の市町では、ふだんからの姉妹提携を締結され、こうした非常事態にも協力を惜しまない項目があるとも聞いています。最近では、甲賀市と、お隣三重県伊賀市が、忍者のご縁もあり、一番にこの防災の支援を行うことを取り上げ、姉妹都市として締結されたところでは。

災害後における対応は、こうした自治体の緊密な組織体制が必要不可欠ではないかと考えられます。ほかにも考えられる要素は多々あるものと思いますが、非常時に速やかに対応できる手段は町としてどの程度考えておられるのか、質問いたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)まず、財政破綻の危険性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先にご承知のように、夕張市は昨年6月議会において、財政再建団体の申請を行うことを表明されました。

その現状について少しお話をさせていただきますと、今年度末の実質赤字は約360億円に見込まれ、この要因は、炭鉱閉山後の土地買収、リゾートホテル、スキー場、病院等の購入などの後処理、また一時10万人以上の人口が、現在1万3,000人程度の急激な減少による税収や地方交付税の減少、産炭地域振興特別措置法の失効による交付金の廃止、さらに三位一体の改革に伴う地方交付税の削減が要因とされ、特に平成2年度に最後の炭鉱が閉山されたときに、一時借入金残高28億円が、平成17年度末には300億円近く膨れ上がり、この財政悪化の表面化を避けるため、一時借入金を利用し、不適切な会計操作を行い、さらに財政状況を悪化させたと言われております。

しかし、一時借入金の扱いにつきましては、議員ご承知のとおり、予算書の借入限度額を明記し、議決をいただいているのが現状でございます。本町の今年度予算では、限度額を10億円、新年度予算では5億円を限度とし、あくまで一時借入金の扱いは、どの自治体も同じであります。大きな事業を抱えるとき、補助金収入や長期起債の借り入れは年度末になることから、その間のつなぎ資金として借り入れて、年度末に返還するものが通例でございます。

地方自治体の財政運営につきましては、歳入に見合った歳出が基本原則であり、また長期的視野に立って、税収な



災害は、いつ起こるかわかりませんので平急な対応が求められますが、仕氏の皆さんに非常時の安心を授けたいために、ある程度の近隣市町との相互応援協定が必要と考えます。再度、この点につきまして質問いたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、最初の財政破綻の関係ですけれども、現状では財政破綻というようなことは一切考えておりません。重要な自主財源でございます町税がありますけれども、住民のご理解をいただいて、納税の義務に対しまして、深いご理解を今後ともいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)不慮の災害、いわゆる地震等の計画できない災害等の対応でございますが、今、議員ご指摘の近隣町との応援協定もさることながら、当町といたしましては、各自治会等をお願いをいたしております自主防災組織をもって、やはり行政が全部対応できるものでもございませんので、一定の組織をもって、自分たちの字あるいは家庭、そういったもの、地域についてはある程度地域が守っていくんだという意識のもとに、備蓄の関係等もお願いし、なおかつそういった防災訓練等も実施していただいて、そういったことも積極的に町としても推進をさせていただいておりますので、そちらの方の関係の方を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩午後4時27分

再開午後4時45分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長します。

## ◎日程の順序変更

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。日程の順序を変更し、日程第17、議案第29号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)から日程第21、議案第33号損害賠償の額を定めることについてまでを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第17、議案第29号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)から日程第21、議案第33号損害賠償の額を定めることについてまでを先に審議することに決定しました。

## ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第17、議案第29号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第29号につきましてご説明をさせていただきます。

20ページからでございます。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,818万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,537万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるということで、24ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表繰越明許費」の関係でございます。

まず、道路新設改良事業につきましては、町道蚊野金剛寺野線道路改良事業でございまして、1,900万円の繰り越しをお願いするものでございます。

公営住宅建替事業の旧町営住宅沓掛、豊満、豊満南団地の除却工事でございます。これにつきましては2,211万8,000

円でございます。

3件目のふれ愛スポーツ公園管理運営事業につきましては、ナイター照明設置事業でございます。1億8,691万8,000円ということで、3件とも19年4月27日までの繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、25ページ、「第3表地方債補正」につきましては、補正前が合併推進事業5億8,590万円、補正後4億7,780万円ということで、1億810万円の減額補正でございます。利率および償還方法等によりましては、補正前と同様でございます。

それでは、事項別明細から説明をさせていただきます。28ページからでございます。

今回のこの補正につきましては、額の確定ならびに入札差金等に伴うものがほとんどでございます。それらに伴う補正でございます。

まず、歳入につきましては、町税の町民税、法人税割5億円の増でございます。

負担金につきましては、保育料保護者負担金、これについては1,336万5,000円の減額でございます。

国庫負担金につきましては、保育所入所運営費負担金1,365万2,000円でございます。

次に、国庫補助金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金ということで、電算関係の施設整備事業といたしまして9,350万円。それから、障害者自立支援法施行円滑化事務、これはシステム関係の補助金でございまして100万円。それから、次世代育成支援対策交付金、額の確定によりまして249万4,000円の減額でございます。次に、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金、これは秦荘武道館の額の確定によりまして50万8,000円でございます。次に、中学校大規模改造事業補助金、これは愛知中学校の視聴覚室の改修、またコンピューターの整備等の事業費の減によります入札差金によります249万円の減でございます。

県負担金につきましては、保育所運営負担金682万6,000円の増でございます。

次に、30ページにわたりまして、県補助金につきましては、社会福祉法人減免事業費補助金19万8,000円、それから集落営農ステップアップ促進事業費補助金436万5,000円、みんなでがんばる集落営農促進事業補助金145万1,000円の減額、それから用水路改修計画調査事業費補助金85万円の減、小規模間伐作業道整備事業費補助金51万6,000円の減でございます。

基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金が3億1,917万4,000円の減、教育振興基金からの繰入金1,350万円の減でございます。

次、雑入につきましては、国民宿舎の敷地賃貸料23万8,000円の減、伝統文化子ども教室事業助成金31万2,000円の増でございます。

町債につきましては、合併特例債1億810万円の減額補正でございます。

次に、32ページから歳出でございます。

総務管理費の電子計算費につきましては、補助の関係を受けまして財源補正でございます。

社会福祉費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金105万1,000円の減額でございます。次の段、国保連合会の審査支払システム負担金17万3,000円、それから障害福祉サービス利用者負担の軽減のための扶助費が26万6,000円、介護保険事業特別会計への繰出金が454万5,000円でございます。

次に、児童福祉費の関係でございます。返還金といたしまして、17年度次世代育成支援対策交付金といたしまして13万3,000円。それから、民間保育所、町外民間保育所、町外公共保育所の入所措置負担金といたしまして、合わせまして2,604万8,000円の減額でございます。保育園費につきましては、財源補正でございます。

次に、保健衛生費につきましては、麻疹、風疹、インフルエンザの予防接種といたしまして70万円の委託料の増でございます。

次、34ページは農業費でございます。

集落営農条件整備事業補助金につきましては、精算で118万2,000円の減額、それから集落営農ステップアップ促進事業補助金につきましては、松尾寺北地区の関係で657万円の増、それから、みんなでがんばる集落営農推進事業補助金については、1地区が中止にされたことに伴います217万6,000円の減額でございます。次に、土地改良計画大規模調査業務委託料については170万円の減、経営体育成基盤整備事業負担金については87万9,000円、それから旧愛知中部土地改良区の繰上償還によります268万5,000円の補助の減でございます。

次に、林業費につきましては、小規模間伐作業道整備事業補助金、延長減によります51万6,000円の減でございます。

次に、商工費につきましては、小口簡易資金の保証料率の変更に伴いまして16万円の増。

それから、観光費につきましては、(仮称)街道交流館の整備事業検討委員会の謝礼ならびに建築設計業務委託料、もう少し検討が必要というようなことで見送りをさせていただいて、合わせまして649万円の減額でございます。

都市計画費につきましては、ト水道事業特別会計繰出金1,108万円の減額でございます。

36ページにつきましては、小学校費でございます。

委託料につきましては36万6,000円、それから愛知川東小学校のグラウンド等整備工事の入札差金が1,054万4,000円。それから、愛知川小学校の増築設計入札差金、それから大規模改造秦荘西小学校の大規模改造の設計の入札差金、合わせまして638万5,000円の減額補正でございます。

中学校費につきましては、愛知中学校のコンピューター教室整備等に係ります設計、また工事、備品購入の入札差金といたしまして、合わせまして1,065万2,000円の減額補正でございます。

次に、社会教育費、また保健体育費につきましては、財源の補正でございます。

基金費につきましては、財政調整基金に1億2,490万円の積み立て、教育振興基金に1億円の積み立てをさせていただくものでございます。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、質疑をさせていただきます。

36ページの小学校費と中学校費なんですけれども、両方とも入札差金が結構な金額になっております。このようになった金額は、当初予算の金額が甘かったのか、もしくは最低落札金額の方が、提示の方が低かったのか、もしくは企業努力でこのような金額が出たのか、答弁を願いたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今の質問につきましては、当初予算につきましては、概略設計あるいは見積もり等を徴収いたしまして、それに基づいた予算を計上しております。

今回、入札差金が出ました関係につきましては、やはり入札制度の改正、また競争性の確保がいただけたというふうに考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再度お聞きします。

入札の改革によってこのような金額が出たということなのですが、やはり物には、そして原価には限度いうのがあります。それを下回っていないのか、そしてまた工事に関しては1,054万4,000円、委託料につきましては、1日1人1件費になると思いますが、委託料につきましては、愛知川小学校、秦荘西小学校については638万5,000円、中学校の備品につきましては551万5,000円と、諸負の何%になるかわかりませんが、多額な減額になっておりますが、そのようなことはなかったのかお伺いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)これらにつきましては、適正に入札執行あるいは金額等の設定につきましても適正にさせていただいたというふうに確信しておりますし、やはり設計等につきましては、最低制限価格は設けておりませんけれども、やはり企業努力をいただいたというふうに思っているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

関連的になるのですが、保育料の保護者負担金について、18年度の税制改定による影響、それで階層ごとの負担が書いてあるわけなのですが、町民税非課税世帯が均等割の額のみになれば、3歳未満児、3歳児、4歳児で大幅に変わったりするわけなのですが、そうした影響が出てこないのかどうかをまず確認することと、当然出てくることを予測するわけですが、それに見合ったこの規則の改定を求めていると思いますが、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)社会福祉課長。

○社会福祉課長(西村久昭君)ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

税制改正に伴います影響につきましては、20年度から出てくるという形になってようかと思っております。といいますのは、あくまでも前年度の税額に対しての、税額での基準になりますので、前年度所得ではございませんので、それで、この影響が出てくるのが20年度と予測をされてますが、実は国の基準表を使って愛荘町版に変えて使用しておりますが、その国の方の基準額といいますか、基準表につきましても、今回、この税制改正に伴いまして見直しされる予定でございます。そういったことから、まだはっきりとした形のものが表示されておられません。所得割になるのか、住民税割になるのか、その辺も議論されておるといようなところを聞いておりますので、その結果によって、またご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑はありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

○13番(龍田み江)13番(龍田み江)。

同じく35ページですけれども、観光費のところで、(仮称)街道交流館の事業というか、それがもう少し検討が必要ということで延期になることによる減額になってますけれども、これについての経過をもう少し詳しくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)街道交流館の整備につきましては、検討委員会を平成14年度から設けられておりまして、それが合併によりまして、合併の2月以降、その組織の活動が途絶えておりました。

それで、昨年の末に再度再開いたしまして、今までの経過説明、それと組織の見直しを行いまして、当然、新町になりましたので、旧の秦荘町からも委員さんを2名加えまして、新たに編成いたしまして、昨年の末に再開したところでございます。それで、検討委員さんの報酬とかが減額になったものでございます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第29号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第18、議案第30号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第30号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ687万1,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ14億5,189万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の44ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、それぞれ補助金あるいは交付金、拠出金などの確定、または確定見込み、あるいはまた医療給付費の精算等によります実績あるいは実績見込みによりまして補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の国民健康保険税の一般被保険者の国民健康保険税ですが、3,515万円の減額でございます。現年医療給付費分として3,620万円の減、過年度医療の給付費分として75万円の増額、現年介護納付金分として150万円の減額。滞納繰越分として、医療給付費分で180万円の増額です。

退職被保険者の国民健康保険税につきましては270万円の増額です。現年の医療給付費分330万円の増額、現年介護納付金分で60万円の減額です。この税につきましては、当初予算におきまして、過大・過少の見積もりをしていました関係で、今回、調定見込み額により補正をお願いするものでございます。

続きまして、国庫負担金の療養給付等負担金で491万4,000円の増額です。実績見込みによる増額でございます。老健拠出金分で209万8,000円、介護納付金分で281万6,000円の、それぞれ増額でございます。

次に、高額医療費共同事業負担金で237万7,000円の減額。これも実績によるものでございます。

次に、県負担金の高額医療費共同事業負担金で237万7,000円の減額ですけれども、実績による減でございます。

次に、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金で442万2,000円。これは、対象医療費が80万円を超えるものでございますが、国保連合会の実績の額による減でございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金で399万5,000円の減額です。これは、対象医療費が30万円を超えるもので、同じく国保連合会の実績の額による減でございます。

次に、他会計繰入金として、一般会計繰入金で105万1,000円の減額。保険基盤安定繰入金、保険税の軽減分

ですが、精算見込みによる減でございます。

次に、基金繰入金として、財政調整基金の繰入金で3,487万5,000円、不足分を基金から繰り入れるものでございます。

次に、雑入として、退職被保険者等第三者納付金で38万円の増額。

雑入として36万8,000円の減額。これは各種検診の個人負担金ですが、当初、人間ドック、一泊、日帰り、脳ドック、合わせて150人を計上しておりましたが、最終見込みの人数が110人ということで減になったものでございます。

続きまして、歳出ですが、療養諸費の一般被保険者の療養給付費、次に退職被保険者等の療養給付費、高額療養費の一般被保険者の高額療養費、老人保健医療費の拠出金、介護納付金、いずれも財源補正をお願いするものでございます。

次に、共同事業拠出金で、高額医療費の拠出金ですが、265万円の減額です。これも実績による拠出金の減でございます。

次に、保険財政共同安定化事業拠出金で299万6,000円の減額。これも実績による拠出金の減でございます。

保健事業費の疾病予防費で122万5,000円の減額です。これは委託料ですが、総合健康づくり推進事業の委託料122万5,000円ですが、先ほどの人間ドック検診等の受診者の減によるものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

49ページの、先ほど一般質問でも言わせてもらいましたが、総合健康づくり推進事業委託料というのが減になっておりますけれども、一泊、日帰り、脳ドック50人ずつを当初予算で見込んでおられたものですが、この当初予算の見込み人数を出された数字の根拠について、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えいたします。

前年の実績からいって、3分野で算定をさせていただきました。

よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第30号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第19、議案第31号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、議案第31号を説明させていただきます。

平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ5,140万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,919万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第64条第4項の規定により、平成18年度(昭和44年)の法律第101号「地方自治法の一部を改正する法律」第2条第1項第



第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するかどうかの経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるということで、まず53ページの第2表でございます。

繰越明許費ということでございまして、これにつきましては、既に発注済みの工事3本と、それに伴う上水道布設替え補償の関係につきまして、次年度に予算を繰り越して執行するということで、その繰越明許額が1億1,000万円ということでございます。

次に、めくっていただきまして54ページ、「第3表地方債補正」でございます。

これにつきましては、公共下水道事業、流域下水道事業、それぞれ実績見込みによりまして、今回、補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、事項別明細ということで、57ページでございます。

まず、歳入の関係でございます。

分担金につきましては、受益者分担金の前納者が増加したということで、企業4社分が主でございますが、750万円の増額補正ということでございます。

次の負担金につきましては、アパート開発等に伴い受益者負担金が増額したということで、150万円の増となっております。

繰入金につきましては、一般会計の繰入金で、これは調整額でございます。

次のページへ入りまして、諸収入の関係では、貸付金元利収入ということでございます。これにつきましては、貸付利用者の減少による減でございます。

次が、消費税の還付金でございます。これが1,362万5,000円ということで、17年度実績による還付でございます。

次が、町債ということでございまして、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、実績の見込みによる増減でございます。

次、歳出の方で、59ページでございます。

まず、維持管理費の関係でございますが、これにつきましては、管渠調査委託料として、入札差金で200万円の減。

そして、排水設備資金預託金、これは先ほど言いましたように貸付希望者の減ということでございます。消費税の関係についても、320万円の減を見込んでおります。

続きまして、公共下水道事業費の公共下水道事業費でございます。これにつきましては、入札残および一部工事の減、長野新田ならびに中宿開発団地の公衆道路の関係の了解が得られないということで、減をさせていただくものでございます。

次のページへ入りまして、流域下水道事業費でございます。これにつきましても、実績による増ということになっております。

次に、公債費につきましては、借換債を起こすための調整分ということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第31号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第20、議案第32号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第32号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,207万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,803万円とするものでございます。

繰越明許費ですが、第2表の64ページをお願いしたいと思います。

繰越明許費で、総務費、総務管理費、介護保険事業の介護保険システム改修事業で495万6,000円について繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、事項別明細書の67ページをお願いいたします。

この会計につきましても、今回の補正は保険給付の実績見込みによりまして、それぞれ補助金等の増減の補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の介護保険料ですが、第1号被保険者の保険料で、補正額はありますが、特別徴収分で600万円の減、普通徴収分で600万円の増ということで、所得更正等によりまして、階層が約500人ほど変わりましたために、特別徴収から普通徴収へ移行したものでございます。

続きまして、国庫負担金ですが、介護給付費負担金で113万5,000円の増額です。主に施設入所によります介護給付費の増によるもので、施設増分の15%を計上しているところでございます。

次に、国庫補助金で、調整交付金で40万5,000円。これは、給付費増に伴う5%分でございます。事務費交付金として43万6,000円の増額でございます。

68ページにいきまして、支払基金交付金で、介護給付費交付金、これは第2号の被保険者の持ち分でございます。給付費の増によるということで、31%分、251万1,000円の増額でございます。

次、県負担金で、介護給付費負担金で149万6,000円の増額でございます。これも、主に施設の入所の給付費の増ということで、17.5%分の増額になります。

続いて、一般会計繰入金で、介護給付費繰入金で101万1,000円の増額。これは町の持ち分ということで、給付費の12.5%分でございます。

その他一般会計繰入金で353万4,000円の増額でございます。これは事務費の増によるものでございます。

次、基金繰入金としまして、介護給付費準備基金の繰入金154万2,000円ということで、基金からの繰り入れをお願いするものでございます。

次、歳出ですが、総務管理費の一般管理費で397万円の増額です。介護システムの保守業務委託料で15万8,000円、介護システムの変更委託料で412万8,000円の増額です。この412万8,000円の増額で、合わせまして、先ほどの495万6,000円、医療保険制度の改正に伴うシステム改修の経費でございますが、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、介護サービス等の諸費ですが、これは要介護にあたる分ですが、地域密着型介護サービス給付費で30万円の増額、施設介護サービス給付費で970万円の増額。この増の主な要因ですが、12月の給付現在で、老人保健施設が1名増の20名から21名、介護療養型医療施設が19人が23人ということで、4人の増による給付費の増になっております。居宅介護サービス計画給付費が70万円の増額でございます。

次に、介護予防サービス等諸費で、これは要支援の1、2の方でございます。介護予防サービス給付費が200万円の減額。これは、2月給付で当初56人を見込んでおりましたが、33人ということで、23人の減によるものでございます。介護予防サービス計画給付費が100万円ということで、今と同じ理由の100万円の減でございます。

次に、特定入所者介護サービス費ということで40万円の増額です。これは給付費の増によるものでございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第32号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第21、議案第33号損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第33号損害賠償の額を定めることについてでございます。

損害を次のとおり賠償することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

相手方につきましては、ごらんのとおりでございます。

事故の概要につきましては、平成18年12月31日午前9時、町道荻間東円堂線を走行中、道路を横断している水路のコンクリートぶたが水路に落ち段差があったこと、さらに円筒落差工を通ったときに、その鉄板ぶたがはね返ったことにより、車両本体底のATFオイルパンが損傷し、オイル漏れを起こしたことによるものでございます。損害賠償額につきましては、5万7,225円でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第33号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。お諮りします。

議事の都合により、3月2日から3月4日までの3日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、3月2日から3月4日までの3日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は3月5日月曜日午前9時です。よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さんでございました。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

### 平成19年3月愛荘町議会定例会

2日目(平成19年3月5日)

開会:午前09時00分 延会:午後01時38分

#### 議会日程

- 日程第 1 議案第16号 愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第18号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第19号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第20号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第 6 議案第21号 国民宿舎金剛輪寺荘条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第22号 愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 平成19年度愛荘町一般会計予算
- 日程第15 議案第35号 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第16 議案第36号 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第17 議案第37号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第38号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計予算
- 日程第19 議案第39号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第40号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第1 選挙第1号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

## 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎日程の追加

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。ただいま、選挙1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、選挙1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

### ◎滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第1、選挙第1号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。この広域連合議会議員につきましても、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに長および副市町長のうちから各関係市町の議会において1人を選挙する、となっております。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に、助役宇野一雄君を指名します。

お諮りします。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま指名しました宇野一雄君を、滋賀県後期高齢者医療広域連合協議会議員の当選へと定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宇野一雄君が滋賀県後期高齢者医療広域連合協議会議員に当選されました。

ただいま滋賀県後期高齢者医療広域連合協議会議員に当選されました宇野一雄君が議場にいるので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前9時03分

再開午前9時04分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第1、議案第16号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)おはようございます。

それでは、議案第16号につきまして説明をさせていただきます。

愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきまして、今回新たに制定をさせていただくものでございます。

別冊の説明資料の方の1ページに、条例の制定の理由をあげさせていただいております。

本条例は、地方自治法施行令第167条の17で定める、「物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」を基準に、商慣習上、複数年契約が一般的なものを長期継続契約の対象とし、多様化する契約形態に機動的に対応する。なお、契約の範囲は安易な改正により範囲が拡大したり、契約額が固定し、競争性が失われたりすることを防止をするため、条例で定めることいたしました。

議案書の方の1ページでございますけれども、第1条につきましては今申しあげました趣旨でございます。

第2条につきましては、長期継続契約を締結することができるものというようなことで、第1号につきましては電子計算機処理に係るプログラムの保守管理、その他のシステム運用に関する役務の提供を受ける契約、2号につきましては機器または車両の賃貸借に係る契約、3号につきましては清掃、警備、その他庁舎等の保守管理に関する役務の提供を受ける契約、第4号につきましては前各号に掲げる契約以外の契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして、町長が特に認めたもの、ということで4号までなっております。

3条につきましては、契約の期間、5年以内および3年以内ということで定めさせていただいております。

付則につきましては、この条例は公布の日から施行すると。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全議員挙手した。よって、議案第16号愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを可決する。

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第16号愛荘町長期継続契約を締結することのできる契約を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第2、議案第17号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第17号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

医療機関で、子宮頸部がん検診を受診した際、症状のあった人を対象に体部がん検診として実施をしてきましたが、症状があるのであれば本来医療的処置とすべきところから、別表中にあります子宮頸部、体部がん検診の項を削るものでございます。

付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第17号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第3、議案第18号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)それでは、議案第18号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例につきましても、お手元に配付してあります、条例等の改正説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、人事院規則の改正に伴いまして、県準則が流れてまいりましたので、ここに勤務時間等の関係を条例で改正するものでございます。

まず、休憩時間でございますが、1日の勤務時間いわゆる6条の第2項で、1日の勤務時間が6時間を超え8時間未満の場合において、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができるということで、短縮をするものでございます。それと、大きく変わりますのは、旧の第7条のところにありました休息時間の関係でございますが、これにつきましては削除をし、廃止をするものでございます。

施行につきましては、平成19年4月1日からでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。



○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第18号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第4、議案第19号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)議案第19号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、昨年の人事院勧告に基づき、一般職の給与の、職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、県準則が送られてまいりましたので、これに基づいて給与改正を行うものでございます。

主な改正のものとございますけれども、これにつきましては、まず第1点目としまして管理職手当の関係でございますが、今まで定率化というふうな形で支給されておったものでございますけれども、それを定額化に改めるものでございます。最高は100分の15というふうな形で、詳細につきましては規則に定めるものでございます。

次に、扶養手当の関係でございますけれども、3人目につきましては、5,000円から6,000円に改めるものでございます。

なお、付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第19号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第5、議案第20号愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長山岡勇市君登壇〕

○教育次長(山岡勇市君)議案第20号についてご説明を申し上げます。

滋賀県の社会教育主事の市町派遣制度が、今年度末をもって廃止することに伴いまして、愛荘町ほか3町で共同設置を、これに合わせ廃止するものでございます。



直ぐしそのりまうものを廃止するものでございませう。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成19年3月31日をもって、愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置を廃止することについて、別紙のとおり、犬上郡多賀町、同郡甲良町および同郡豊郷町と協議をすることについて、同法同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。次のページに、その協議書が載っております。愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議書、地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成19年3月31日をもって愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置を廃止する。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第20号愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置の廃止に関する協議については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第6、議案第21号国民宿舎金剛輪寺荘条例を廃止する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、議案第21号国民宿舎金剛輪寺荘条例を廃止する条例についてご説明をさせていただきます。

国民宿舎金剛輪寺荘条例は廃止する。付則、この条例は平成19年4月1日から施行する、ということで、国民宿舎金剛輪寺荘は、近江鉄道に経営委託していましたが、本年3月31日をもって閉鎖するとの申し出があり、将来的にも継続のめどがたたないため今回廃止することに決定したことにより設置条例を廃止するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第21号国民宿舎金剛輪寺荘条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第7、議案第22号愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第22号につきまして説明をさせていただきます。

愛荘町特別会計条例の一部を次のように改正する。

ただいまの議案第20号ならびに第21号に基づきまして、第1条中第7号の国民宿舍事業特別会計および第8号の愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計を削るものでございます。

付則につきましては、この条例は平成19年4月1日から施行する。

経過措置につきましては、出納整理期間の関係でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第22号愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第8、議案第23号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第23号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

これにつきましては、別冊の説明資料の方をご覧くださいと思います。12ページ以降でございます。改正の理由といたしましては、国民健康保険事業は健全で円滑な運営ができるよう、医療費等の動向を考慮し、傷病等に対する保険給付を行うため、保険税率の改正ならびに旧町の不均一課税を見直し、税の平準化を行うものであります。

改正内容につきましては、国民健康保険の被保険者および介護給付金、課税被保険者にかかる所得割額、資産割額、均等割額、平等割額ならびに国民健康保険税の減額の改正であり、関係する町税条例の一部を改正するものでございます。

一部改正の要旨につきましては、その次にあげさせていただいております。

第3条国民健康保険の被保険者にかかる所得割額の税率改正でございます。旧秦荘区域につきましては100分の4.7、旧愛知川区域につきましては100分の4.5を全区域100分の5.6に改正するものでございます。

第4条につきましては、資産割額の税率改正で、旧秦荘区域100分の15、旧愛知川区域100分の38を全区域100分の15に改正するものです。

第5条につきましては、均等割額の税額改正でございます。旧秦荘区域2万円、旧愛知川区域1万5,500円を全区域2万2,000円に改正するものです。第5条の2、世帯別平等割額の税額改正でございます。旧秦荘区域2万1,000円、旧愛知川区域1万7,500円を全区域2万1,000円に改正するものでございます。

第6条につきましては、介護給付金課税被保険者にかかる所得割額の税率改正でございます。旧秦荘区域100分の0.4、旧愛知川区域100分の0.6を全区域100分の0.75に改正するものです。

第7条、資産割額の税率改正につきましては、旧秦荘区域100分の3.5、旧愛知川区域100分の3.6を全区域100分の3.7に改正するものです。第7条の2、均等割額の税額改正でございます。旧秦荘区域5,400円、旧愛知川区域5,500円

を全区域5,000円に改正するものです。第7条の3につきましては、平等割額の税額改正でございます。旧秦荘区域4,000円、旧愛知川区域3,300円を全区域4,000円に改正するものです。

第11条につきましては、国民健康保険税の減額、1号につきましては7割軽減で、アとしまして、国民健康保険被保険者均等割額について、旧秦荘区域1万4,000円、旧愛知川区域9,300円を全区域1万5,400円に改正するものです。イにつきましては、世帯別平等割額でございます。旧秦荘区域1万4,700円、旧愛知川区域1万500円を全区域1万4,700円に改正するものです。ウにつきましては、介護納付金課税被保険者にかかります均等割額でございます。旧秦荘区域3,780円、旧愛知川区域3,300円を全区域3,500円に改正するものです。エにつきましては、世帯別平等割額で、旧秦荘区域2,800円、旧愛知川区域1,980円を全区域2,800円に改正するものです。

2号につきましては均等割額および平等割額の5割軽減でございます。アにつきましては国民健康保険被保険者均等割額、旧秦荘区域1万円、旧愛知川区域6,200円を全区域1万1,000円に改正するものです。イにつきましては、世帯別平等割額、旧秦荘区域1万500円、旧愛知川区域7,000円を全区域1万500円に改正するものです。ウにつきましては、介護納付金課税被保険者の均等割額、旧秦荘区域2,700円、旧愛知川区域2,200円を全区域2,500円に改正するものです。エにつきましては、世帯別平等割額、旧秦荘区域2,000円、旧愛知川区域1,320円を全区域2,000円に改正するものです。

3号につきましては2割軽減でございます。アにつきましては国民健康保険被保険者均等割額、旧秦荘区域4,000円、旧愛知川区域ゼロ円を全区域4,400円に改正するものです。イにつきましては、世帯別平等割額、旧秦荘区域4,200円、旧愛知川区域ゼロ円を全区域4,200円に改正するものです。ウにつきましては、介護納付金課税被保険者均等割額、旧秦荘区域1,080円、旧愛知川区域ゼロ円を全区域1,000円に改正するものでございます。エにつきましては、世帯別平等割額、旧秦荘区域800円、旧愛知川区域ゼロ円を全区域800円に改正をするものでございます。付則につきましては、平成19年4月1日から施行をさせていただくものでございます。2号につきましては経過措置もあげさせていただいております。

よろしく、ご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

その不均一課税を是正するんですから、当然必要なところですよ。しかし、この国民健康保険税については、資産割が含まれています。その資産割においては、そのもとである固定資産税が算出基礎になります。固定資産税は、同和減免を実施しています。それで明らかにしていただきたいのは、固定資産税同和減免の総額と、それに起因してその誘引する国保税の総額を教えてくださいなと思います。

また、その国保税条例の第12条に、当然その前に固定資産税に関しての記述があるわけですから、税条例第71条のどこに起因して同和減免を行っているのか。条例からその正当性を説明いただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前9時30分

再開午前9時32分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの辰己議員のご質問にお答えをいたします。

平成18年度の国保税にかかる同和減免の影響分でございますけれども、件数につきましては140件、金額に直しますと161万9,851円となります。また、固定資産減免の71条の関係ですけれども、第4号にございます、その他町長が特に必要と認めるもの、ということで解釈をしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前9時33分

再開午前9時34分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長(宇野一雄君)辰己議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税にへき地、ア、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

△町民の税金にふたはし、いま、再三に答弁申し上げておりましたが、もともと町民の税金の充てられた原因というものは、小栗谷地区改善事業等で、かなり地区住民に負担を強いられたということで、その時点で町の条例に基づきまして、伺い定めをいたしまして、その他町長が認めた場合の中で、同対減免をやってきたところでございます。それで、前回もご答弁申し上げておりますが、やはりその経過が二十数年経ちました関係で見直す必要もあるだろうということで、見直すべく作業をしておりますので、正当性というのはいくまでも伺い定めということでご理解をいただきたいということに思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

今、その説明は、答弁は、当然同特法の中にあってもそれも認めるわけです。しかし、そのお伺い程度ならば、では、監査において監査が通るのかどうか。答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)ご答弁申し上げます。

監査が通るか通らないかは、いわゆる条例第71条、いわゆる町長が必要だと認めた場合っていうのは、それ幾つもの項目あると思うんです。そのために実は伺い定めをしておるんで、一種規則もいわゆる要綱も1つの伺い定め的一种になりますので、当然伺い定めで伺いまわしまして、最終決裁者町長が決裁している以上は、それは有効というように考えております。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに、13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

保険料の、国民健康保険料の滞納された方、されている方、これからされる方についてのことですけれども、よく、払えるのに払わないという方のことが取りざたされていますけれども、今、ワーキングプアという社会現象が問題になっているのとおり、働いても収入が少ない、生活が大変、そのような方が社会問題となって多く存在しているということが言われております。

愛荘町においても例外ではないと思います。このような方は、国民保険税、ほかの税金も払いたくても払えない、このような状態であろうかと思われま。

それで、保険税が上がるのか下がるのかと言えば上がるわけで、このような滞納されている方、生活苦しくて払えない方においてはますます払いにくくなるであろうと予測されるわけです。

このような方は、税金も払うのは大変。そして、ですので、愛荘町はされていませんけれども、ほかの県下の市町がされているように、国民健康保険証をその方に渡さず、資格証明証または短期保険証を渡せばということに切りかえられたならば、医療費、病院に行けば、全額をまず支払わなければならないということで、余計病院から遠のき、健康が守られないということになります。愛荘町は本当に町民の健康を守る点で、このようなことを行わず、あるいは全員に国保加入者には保険証を渡しているという、私は誇らしい状況であると思います。

このようなことを今後とも続けていただけるのかどうか、続けていただきたい、このようなことも求めます。続けていただけるのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)ただいまのご質問ですが、やはり税の公平性から見て、長期に滞納される方につきましては、短期保険証なり、あるいは資格証明証の方を考えていかなければならないということで、国保の運営協議会の方でも議論をいただいているところでございます。

いずれにしてもこれから要綱を検討していくわけですが、長期に滞納される方につきましては、本人なり家族に十分聞き取りをさせていただいて、やはり払える人には払っていただきまして、困難と思われる方にはそれなりの配慮はしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)はい、13番瀧すみ江。

健康保険税の改正のことでありますので、あれこれとお聞きはする気はないわけですが、困難な方にはそのような対応ということは今までどおり保険証を発行していただける方向であると考えてよいのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)今のことを踏まえまして、要望等で十分検討してまいります。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なし、休憩します。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

議案第23号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対をします。

不均一課税については当然是正をしなければならないし、そのこと自体は合併時から進めるべきが適正ではありました。しかし、今のこの不均一課税の是正に伴って明らかになってきたのは、税の減免において、その他町長が認めた場合においては減免ができるということで、お伺いを行って、同和減免の継続をしていると。しかし、不均一課税の是正であるわけですから、当然不公平税制の是正も行うべきというのが本提案の事案ではないかというふうに指摘をします。

それで、この不当的な行為が、行政みずからやっている。要するに、税の不均一化を行政みずからがやっていること自体が、単にお伺いだけで履行できるかどうかは、やはり監査の面からも問われてくることになるというふうに考えます。

いずれにしても、不均一課税を棚にしておいて、被保険者に対して税の引き上げを行う、その一方で、税の減免が根拠なく続けられているということは、条例解釈の面からも矛盾をすることを指摘して反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第23号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第9、議案第24号愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長山岡勇市君登壇〕

○教育次長(山岡勇市君)議案第24号についてご説明を申し上げます。

ハーティーセンター秦荘は、貸し館だけでなく、自主事業等、多くの文化系活動の振興を図る目的で設置されたものでございまして、その収入として、町が使用料を納める入場料等は目的外の収入であるということで、雑入として今日まで処理をしてきたのは適当でないということから、使用料として計上するために、今回改正を行うものでございます。

愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を次のように改正する。

別表第1の備考に次の1項を加える。5、ハーティーセンターの実施する事業に係る入場料等については、町長が別に定める。付則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第24号愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第10、議案第25号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長山岡勇市君登壇〕

○教育次長(山岡勇市君)議案第25号を説明させていただきます。

ふれ愛スポーツ公園の野球場ならびに多目的グラウンドの夜間照明施設が竣工するに際しまして照明料金等使用料の一部を改正するものでございます。愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例。

愛荘町体育施設条例の一部を次のように改正する。別表の2の表を次のように改めるものでございます。

2、愛荘町ふれ愛スポーツ公園使用料、野球場として使用料は1時間当たり5,000円、照明料が30分当たり全照明5,000円、半照明が2,500円、附帯設備使用料、スコアボードの使用料でございますけれども、1時間当たり500円、これは従来と変わっておりません。多目的グラウンドは使用料が無料、照明料は1時間当たり800円とするものでございます。

愛荘町に在住する者または町内事業所に勤務するものは照明料および附帯設備使用料のみとしますので、使用料は無料とさせていただきます。

付則といたしまして、この条例は平成19年5月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。この施設条例に伴っての野球場、特に野球場ですけれども、照明料が30分、半時間当たり全照明で5,000円、半照明で2,500円というふうになっています。その5,000円という正当性を、町外のそうした施設との整合性から算出したというふうに聞いています。しかし、体育施設条例の中で、やはり町民の健全な育成というものをうたっています。であるならば、使用料は無料でもいいわけですが、照明についても何らかの配慮、町外と町内への配慮、区分が必要ではないかというふうに思います。

ただ、ワンコイン制であるわけですから、それを割るわけにはいきませんから、何らかの措置を考えているのかどうか、ということに対して答弁をいただきます。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)辰己議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、町外と町内の区分の関係でございますけれども、使用料につきましては今も説明しましたように、町民の皆さんにできるだけたくさん使っていただきたいということで、町内の方は無料でございますけれども、町外の方は5,000円高いたけでございます。

照明料につきましては、他の施設につきましても、大体同じ金額でされているところがほとんどだと思っております。ですから、使用料によってそれを調整をさせていただきました。

次に、町内の皆さんのご利用でございますけれども、スポーツ少年団ですとか、そういうものにつきましてはこの条例決まりました後、教育委員会の中で十分検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)今の答弁でいくと、社会教育にかかわる町内団体に対しては配慮をするという解釈ができるわけですね。ただ、当然それでもいいわけですが、ということは、償還めいたもの、もしくは半額とか云々とか、そういうことを指しておられるのか、あえて使用料について調整をとっているということなんです。ただ、本当にこれは、なぜ、町内の、備考のところに書いてあるように、愛荘町に在住するものは町内事業所に勤務するものは云々と書いて、使用料は無料にすると書いているように、当然この半時間全照明なら5,000円、3万からかかっていくわけですよ、野球場ですから。かなりのこれは、有志で使いたい場合でもかなりの負担、これを維持するためにはかなりの負担がかかるので、その点をしっかりと、検討していくわけですから答えが出ないかもわかりません。しかし町内業者についてはこの照明についてはかなりの負担になります。ですからこの点を、答弁をいただきたい。議事録に残しておきたいと思ってるんです。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)辰己議員のご質問にお答えします。

照明につきましては原則いいただく、ということになっております。現在、秦荘グラウンドにつきましては照明をしているわけですが、例えば軟式野球の皆さん方についても、照明料をいただいておりますので、スポーツ少年団のみ、そういうものは配慮したり、それから町体育協会事業とか、そういうものには配慮したりするんですが、原則いいただいているという方向でなっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

詳細については、今後検討するわけでございます。

それから、今のお話で、高いという話でございます。秦荘グラウンドの照明料が実際どれぐらいの割合で使用料等もらっているかということで、ここの24ページのところの説明資料にも書いてありますように、約52.3%という形のものでございます。これをふれ愛スポーツ公園に当てはまると、町としてこれだけいただきましても約52%ぐらいしかお金もらってないということで、まだその分の補いがあるということになっておりますので、ひとつご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)説明のところでは理解できます。しかし、使われる方が、あえて全然ちょっと次元の違う話も含めるわけですが、企業そのものが職員厚生の上で使う場合は、企業、今右肩上がりになりつつあるとかいう状況の中では払える企業、何ら問題ないでしょう。しかし、実際は町民の有志等が使いたいときには、かなりこの3万というのは、野球なら3時間と見るべきでしょう。かなりの負担がかかるし、そうしょっちゅう使えないという、当然そのとき皆殺到すれば使えないわけですが、私は逆にそういう町民の、地方自治法の本質からものを言っています。住民福祉をどれだけ貢献、奉仕していただくのかという観点で議論をしています。ただ、金額の議論をしているわけじゃないんです。だから設定、原則設定は結構です。しかし、補てんやら何らかの措置を講じてあげてほしいということなんです。だから、秦荘の施設がこうだからとか、52%だとか、そういう率の問題じゃなくて、愛荘町が町民に対して、健康増進、いろんな意味でどういう貢献をするんだということを言ってるんです。であるならば別に、52%を負担してもらわなくてもいいわけだということです。たしかにその差異は出てくるでしょう。けれども、しかしより立派な施設を有効にどう使っていくかということは大事なんです。1条にそう書いてあるんだから、体育施設の。だからその精神でやっていただければいいということを言っているだけであって、当然これから協議をするということです。一定の何らかの方策は考えていただけるだろうと思うんですが、現段階では町民が使う、子ども、少年スポーツのどこでは考えているという答えだけですのでね、町民全体を考えているという答えには今なっていないので、再度質問をしているんです。

難しいんですか、どうですか。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)辰己議員のご質問にお答えいたします。

今、お話いか説明されましたように、町といたしましても、応能分と応益分という、その部分でございますので、使っていただきました方には、当然スポーツの振興、また健康づくりのためにお使いいただきたいんですけども、町といたしましても、その分費用が当然かかってくるわけでございます。応分のご負担はやはりお願いを申しあげたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第25号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第11、議案第26号愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の

一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第26号愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この4月1日から、ラポール秦荘の健康プール、はつらつドームおよびふれあい広場の3施設を指定管理者に移行することから、健康プールの休館日が水曜日のために別表第1中、日曜日および土曜日を水曜日に改めるものでございます。

付則としましてこの条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第26号愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第12、議案第27号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第27号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

児童の健全な発達と、保護者の経済的負担の軽減ならびに仕事と家庭の両立など、安心して産み、育てやすい子育て環境を図るため、就学前児童を就学時、いわゆる小学校6年生まで拡大して入院医療費を償還払いによる助成を実施するものです。また、健康保険法の一部改正に伴いまして、所要の条文の整理を行うものでございます。愛荘町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正するということで、まず第1条中、目的ですが、乳幼児を乳幼児・就学児に改めるものでございます。

第2条関係で、第1号から第6号まで、各号ごとに定めています対象者にかかる除外規定を削除して、必要なものは第8号で規定することとし、所要の条文の整理を行うものでございます。第2条の第1号の次に、次の1号を加えるということで、2号ですが、就学時を明記しております。6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう、ということで、小学校1年生から6年生までの間を就学時としているものでございます。

第3条第1項中とありますが、健康保険法の一部改正に伴いまして、標準負担額を食事療養標準負担額および生活療養標準負担額に改めまして、同条第2項第1号中を自己負担金に改めるものでございます。

次の第3条第2項に次の1号を加えるということで、1号で、就学時にかかる医療費については、入院に要する費用とし、前項で算出した額から、別表に定める金額を控除した額を福祉医療費として助成するものでございます。

第4条第1項中、第7条第1項中につきましては、条文の整理を行うものでございます。

別表中、とありますのを、就学時を加えるものでございます。付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものです。

経過措置としまして、第2号で、この条例の施行の日の前日までに受けた医療にかかる福祉医療費の助成につきま



しては、なお従前の例によるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第27号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第13、議案第28号愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第28号愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

健康保険法の一部改正に伴いまして、所要の条文の整理が行われたことに伴いまして、条例改正をお願いするものでございます。

愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、標準負担額を食事療養標準負担額に改めるものでございます。付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。13番龍すみ江君。

○13番(龍すみ江君)はい、13番龍すみ江。

説明資料を見させていただきますと、健康保険法の一部改正に伴い、所要の条文の整理が行われたことで条例を改正するとなっておりますけれども、この健康保険法の一部改正によって、この標準負担額を食事療養標準負担額に改めることによって、町民の負担がどうなってくるのかどうか、について答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えさせていただきます。

まず、標準負担額につきましては、毎回食事をいただきますときに提供する費用が、いわゆる1日で計算をいたしておりました。これが、健康保険法の改正によりまして、食事療養費標準負担額という形に変わってまいりまして、一定1食ごとの食事計算に計算をさせていただくこととなりました。あわせて、療養病床群等に入院いただきますと、生活療養費と食事療養費が支払う形になってまいります。ということで、一定、日による食事の計算をいたしましたものが、1食による計算をいたしておりまして、それらの費用が従来、例で申しあげますと、一般の方、1日780円でございましたが、これが一般の方でございますと、1食につき460円という形に変わってまいります。あわせて、今申しあげましたように、療養病床群等に入院等いただきますと、いわゆる生活療養費というものが加算をされてまいります、という計算になっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)13番龍君。

○13番(龍すみ江君)はい、13番龍すみ江。

それで、負担の部分については、今の答弁ですとちょっとわかりにくかったわけですが、療養型病床群の方については増えているのか、これによって増えるのかどうかについて答弁を、増える方があるのかどうかわかりませ

んけれども、全員ではないかわかりませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

結論的に申し上げまして、それぞれ負担額は引き上げになることになろうかと思います。したがって、療養病床群等にご入院されますと、今の食費以外に生活療養費が加算をされてまいってくるということで、あわせて負担増になろうかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)はい、13番瀧すみ江。

議案第28号愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

先ほども、私の質疑で答弁がありましたように、昨年の10月から施行された健康保険法等の一部改正に伴うこの条例は、療養型病床群の方に、入所されている方にとっては新たな負担となることが明らかにされました。このように町民の利益を損なう内容となる議案に対し、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第28号愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午前10時10分

再開午前10時27分

○議長(久保田九右衛門君)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第34号～議案第40号の上程、説明

○議長(久保田九右衛門君)日程第14、議案第34号平成19年度愛荘町一般会計予算から日程第20、議案第40号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第34号平成19年度愛荘町一般会計予算につきまして説明をさせていただきます。座らせていただきます。

平成19年度愛荘町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億8,800万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当および共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

それでは予算書の、次に8ページでございます。

第2表、債務負担行為。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償。期間につきましては、平成20年度から28年度まででございます。限度額につきましては、当該額から支払いを受けた保証金を控除した実質損失額の10分の8について、355万2,000円の範囲内で損失を補償するというものでございます。

9ページにつきましては、第3表、地方債をあげてございます。

臨時財政対策債2億9,900万円、合併特例事業5億310万円、臨時地方道整備事業2億9,490万円、防災対策事業350万円、合わせまして11億50万円でございます。利率につきましては、すべて5%以内でございます。

次に、事項別明細でございます。

まず歳入につきましては、13ページからでございます。

町税、町民税の個人、予算額8億8,407万円、対前年比2億5,337万円の増でございます。法人につきましては6億7,650万円、対前年比2億9,250万円。町民税合わせまして15億6,057万円、対前年比5億4,587万円を計上いたしております。

次に、固定資産税14億2,840万円、それから国有資産等所在町交付金および納付金70万2,000円、固定資産税合わせまして14億2,910万2,000円、対前年比4,969万8,000円の増でございます。

次に、14ページ、軽自動車税でございます。これにつきましては4,340万円を計上いたしております。町たばこ税につきましては前年同額、1億3,000万円を計上いたしております。

次に、自動車重量譲与税6,990万円。次に、15ページにいきまして、地方道路譲与税2,500万円。それから、所得譲与税につきましては、税源移譲により廃目でございます。

次に、利子割交付金540万円を計上いたしております。

次に16ページにいきまして、配当割交付金620万円、株式等譲渡所得割交付金3,000万円。地方消費税交付金1億9,000万円。

次に、17ページにいきまして、自動車取得税交付金6,060万円。次に、地方特例交付金、これにつきましては1,200万円、対前年比5,280万円の減でございます。これが恒久的減税減収補てんとして交付されるものでございます。次に、特別交付金につきましては799万3,000円を計上いたしております。減税補てん交付金の経過措置として交付を受けるものでございます。

次に18ページにいきまして、地方交付税、普通交付税につきましては10億7,300万円、対前年比5億9,135万8,000円の減となっております。特別交付税については、4億1,500万円を計上いたしております。対前年比1億5,500万円の減となっております。両方合わせまして、14億8,800万円、対前年比8億2,200万円の減となっております。

次に、交通安全対策特別交付金につきましては280万円を計上いたしております。

次に、分担金及び負担金の負担金、民生費負担金、1億3,504万9,000円を計上いたしております。次に、衛生費負担金496万円を計上いたしております。次に19ページにつきましては新たに農林水産事業費負担金135万円を計上いたしております。教育費負担金につきましては89万8,000円を計上いたしております。

次に、使用料および手数料の使用料でございます。民生費使用料につきましては5,000円を計上いたしております。対前年比3,022万2,000円の減となっております。これは、健康プールの指定管理に伴う減でございます。

次に土木使用料につきましては662万2,000円を計上いたしております。教育使用料2,645万2,000円を計上いたしております。

次に20ページの中段、手数料のところ、総務手数料については840万9,000円、それから民生手数料につきましては2万6,000円、衛生手数料79万2,000円、土木手数料1,000円を計上いたしております。

国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金につきましては2億1,746万9,000円を計上いたしております。衛生費国庫負担金については、710万円でございます。

次に22ページ、国庫補助金の民生費国庫補助金、1,229万8,000円を計上いたしております。衛生費国庫補助金49万5,000円、土木費国庫補助金1,937万4,000円、教育費国庫補助金1億2,962万5,000円、これについては対前年比1億2,222万円の増となっております。右の説明覧の一番下、安全・安心な学校づくり交付金1億2,719万1,000円は、新しく、今年度新しく秦荘西小学校大規模改修事業、それから愛知川小学校増築事業に伴います補助金でございます。

次に23ページの委託金でございます。総務費委託金320万6,000円、民生費委託金401万5,000円を計上いたしております。

それから、県負担金、民生費県負担金1億3,644万2,000円、衛生費県負担金710万円を計上いたしております。

24ページにいきまして、県補助金でございます。総務費県補助金6,623万6,000円、これにつきましては説明欄、合併

支援特例交付金ということで、自動交付機のシステム導入、議会放映システムの導入に伴います交付金を計上いたしております。

民生費県補助金については1億49万1,000円を計上いたしております。25ページいきまして、衛生費県補助金94万円、労働費県補助金47万5,000円、農林水産業費県補助金5,147万6,000円を計上いたしております。

26ページいきまして、商工費県補助金50万9,000円、土木費県補助金3,450万1,000円、それから教育費県補助金257万円、公債費県補助金67万6,000円を計上いたしております。委託金につきましては、総務費委託金5,816万2,000円、民生費委託金68万2,000円、農林水産業費委託金5万4,000円、土木費委託金61万5,000円、教育費委託金127万5,000円を計上いたしております。

28ページいきまして、財産運用収入の財産貸付収入につきましては27万3,000円、利子および配当金につきましては、それぞれ基金利息といたしまして、801万1,000円を計上いたしております。

29ページいきまして、財産の売却収入、不動産売却収入としまして、880万3,000円を計上いたしております。

寄付金につきましては、一般寄付金1,000円、消防費寄付金83万3,000円を計上いたしております。

特別会計からの繰入金につきましては老人保険事業特別会計繰入金1,000円。

それから30ページいきまして、基金繰入金、財政調整基金からの繰入金は7億1,273万2,000円、地域基盤づくり推進基金繰入金1億3,100万円、教育振興基金繰入金1億8,400万円、町史編さん基金繰入金900万円、基金繰入金合わせまして10億3,673万2,000円で、対前年比4億5,285万8,000円の増となっております。

繰越金、前年度繰越金につきましては前年度同額の5,000万円を計上いたしております。

31ページいきまして、町預金利子につきましては50万円、貸付金元利収入につきましては2,137万2,000円、諸収入の受託事業収入の民生費受託事業収入1,000円、農林水産業費受託事業収入551万3,000円を計上いたしております。

次に、32ページいきまして、雑入でございます。弁償金につきましては5,000円、雑入1億5,414万円を計上いたしております。

次に、34ページへお願いをいたします。中段以降、町債でございます。町債につきましては、臨時財政対策債2億9,900万円、合併特例債5億310万円、臨時地方道整備事業債2億9,490万円、消防施設整備事業債350万円を計上させていただきました。

次、36ページ以降、歳出でございます。

これにつきましても、款、項、目の金額、大きいところについては対前年比較、それから、右の方へいきまして、説明欄でございます。ここにつきましては人件費関係および新規事業または主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず36ページについては、議会の運営経費といたしまして、7,351万4,000円を計上いたしております。報酬につきましては16名、一般職員給料につきましては、2名分を計上いたしております。

37ページへいきまして、総務費、総務管理費、一般管理費といたしまして、3億8,388万5,000円を計上いたしております。特別職、職員給料につきましては2名、一般職員給料につきましては30名を見込み、計上をいたしております。

38ページへわたりまして、中段に賃金、嘱託職員の賃金でございます。これは、工事検査員含めまして3名分を計上いたしております。アルバイト賃金につきましては11名分を計上いたしております。

それから次に、40ページへいきまして、文書広報費、これにつきましては広報紙の発行、また有線放送の委託関係で845万7,000円を計上いたしております。

会計管理費につきましては、出納の管理費6万8,000円を計上いたしております。

財産管理費につきましては、両庁舎また公用車等の管理の費用といたしまして9,016万6,000円を計上いたしております。

42ページをお願いいたします。42ページの上段の工事諸費870万円につきましては、愛知川庁舎の裏、車庫屋根改修の工事費用といたしまして計上をいたしております。

備品購入費の4段目、公用車購入費につきましては、軽自動車2台の買い換え分として230万円を計上いたしております。

次に、企画費といたしましては1億2,732万8,000円を計上いたしております。43ページの上段の方、委託料につきましては愛知川駅コミュニティハウス指定管理料といたしまして677万5,000円、その次の中学生海外派遣事業委託料、中学生20名、引率者4名、1,298万円を計上いたしております。

負担金補助および交付金の欄の中段、米原駅整備事業負担金といたしまして220万円、19年度から3力年間となっております。



その下の方、地方自治研究機構共同調査研究事業負担金ということで、インターチェンジ関係の共同調査研究費用といたしましての負担金として400万円を計上いたしております。

下の方、わがまち夢プラン事業補助金、29自治会分を計上いたしまして1,529万4,000円でございます。

その下、個性輝く自治活動補助金といたしましては、蚊野集会所の修繕に対する補助、222万円を計上いたしております。

次に、44ページにいきまして、上段、コミュニティ事業助成補助金につきましては、平居、石橋、竹原に対する補助650万円を計上いたしております。

コミュニティバス運行対策事業補助金につきましては角能線、蚊野線の補助といたしまして、1,054万1,000円、ETC車載機購入補助金については300件分を計上いたしております。

まちづくり活動支援事業補助金については、5団体分を計上しまして50万円を見込んでございます。

次に電子計算費につきましては、2億3,622万9,000円を計上いたしております。その内、委託料の上段、電算システム開発業務委託料につきましては、自動交付機、議会放映、農家情報地図、農家台帳、障害者福祉のそれぞれ各システムの開発業務委託料といたしまして6,820万5,000円を計上いたしております。

45ページにいきまして、工事請負関係につきましては、自動交付機の設置に伴います庁舎の改修および庁舎電源増設工事といたしまして250万円。

それから備品購入費につきましては、今ほど申しあげました自動交付機、議会放映、住基ネットワークの関連機器購入といたしまして、9,125万4,000円を計上いたしております。

次に、町民サービス費につきましては144万9,000円、公平委員会費につきましては22万5,000円、自治振興費については4,601万5,000円を計上いたしております。説明欄、区長総代報酬といたしまして、60名分を見込んでございます。

次、46ページにいきまして、上段、まちづくり交付金につきましては自治会への交付金としまして、2,898万5,000円を計上いたしております。

次に、地域安全対策費といたしまして、2,231万円を計上いたしております。

下段の方の工事請負費につきましては、防犯灯の設置、ナトリウム灯15基分を見込みまして550万円を計上いたしております。

次に、諸費41万5,000円を計上させていただいております。

次に47ページ中段、徴税費の税務総務費につきましては7,592万9,000円を計上しております。一般職員の給料につきましては10名分を見込ませていただいております。

次に48ページにいきまして、賦課徴収費につきましては4,395万5,000円を計上いたしております。下段の方の委託料1,799万円につきましては、21年度評価替えの準備作業といたしましての航空写真、地番図異動更新、それから土地評価標準地鑑定業務委託をあげさせていただいております。

49ページへいきまして、戸籍住民基本台帳費として4,202万円を計上いたしております。一般職員給料については7名分を見込んでございます。

次に、50ページにいきまして、外国人登録費については、8万4,000円を計上いたしております。

下段、選挙費、選挙管理委員会費の運営費といたしまして、59万2,000円。51ページにわたりまして、4月3日執行予定の県議会議員の選挙費といたしまして728万1,000円を計上いたしております。一番下の方、7月28日任期満了に伴います参議院議員選挙費といたしまして、1,074万4,000円を計上いたしております。

次に53ページをお願いいたします。統計調査費の、統計調査総務費といたしまして、1,007万4,000円、一般職員給料については1名分を計上いたしております。

54ページにいきまして、工業統計調査費につきましては30万円、毎月人口推計調査費3万2,000円、人口動態調査費2万6,000円、学校基本調査費1万3,000円、商業統計調査費45万円。

55ページにいきまして、住宅・土地統計調査費6万円、就業構造基本調査費45万円、全国物価統計調査費15万円を計上させていただいております。56ページにいきまして、監査委員費46万5,000円を計上いたしております。

57ページからは、民生費でございます。社会福祉費の社会福祉総務費2億5,905万円、一般職員の給料につきましては、15名分を見込ませていただいております。

次、58ページの上段、扶助費のところでございます。一番大きなところでは福祉医療費が1億1,744万1,000円、それから、今年度新たに子育て支援といたしまして、第3子目以降出産育児一時金、35名分を見込ませていただいて、525万円。それから、福祉医療費としまして、小学生の入院費の助成といたしまして、696万円を計上いたしております。

次に、社会福祉施設費といたしまして、これについては3つの地域総合センターの管理運営費といたしまして7,867万2,000円、を計上いたしております。一般職員給料については9名分を見込んでございます。また、賃金のところの就労対策推進員賃金については3名分でございます。

次に、62ページでございます。62ページの老人福祉費につきましては3億7,597万6,000円で、対前年比1億6,174万8000円の増となっております。

説明欄のところの報酬費の講師謝礼および委員等の謝礼につきましては、高齢者虐待即時対応チーム検討会議関係費用でございます。

それから委託料の下の方については、デイサービスセンターやすらぎ指定管理料として824万1,000円を計上いたしております。

それから、63ページにわたりまして、ハッピーライフゆりの郷建設補助といたしまして、特別養護老人ホーム建設補助金1億6,800円を計上いたしております。

次に、扶助費につきましては老人ホーム入所措置費、これについては5施設7名分を見込ませていただいて1,393万5,000円を計上いたしております。

繰出金については老人保健事業特別会計繰出金1億3,457万1,000円を見込ませていただいております。

次に、国民年金費については6万1,000円、人権施策推進費については502万4,000円を計上いたしております。右の方の報酬については、人権尊重まちづくり審議会委員報酬、15名分を計上いたしております。

64ページにいきまして、国民健康保険費1億5,019万2,000円、一般職員給料については4名分を見込ませていただいております。

繰出金については国民健康保険事業特別会計繰出金1億2,169万1,000円を計上いたしております。

次に、障害福祉費については1億8,257万8,000円、対前年比9,916万8,000円となっております。

次、65ページにいきまして、上段の方の委託料の2段目、ふれあい共同作業所指定管理料といたしまして、1,425万8,000円を見込ませていただいております。

負補交の方の下の方から3段目、障害者共同作業所入所事業補助金1,824万4,000円、これについては4施設19名分を見込ませていただいております。

次に66ページへいきまして、66ページの扶助費のところの一番下、2行でございます。まず、介護給付事業費3,830万4,000円、訓練等給付事業費6,001万2,000円、これにつきましては障害者自立支援法に基づき、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう給付その他支援を行うものでございます。介護給付の方については居宅介護、行動援護、訪問介護、児童デイサービス、生活介護等の支援事業費でございます。また訓練の方の関係については自立のための職業訓練や社会参加訓練の支援事業費でございます。

次に、福祉センター費については1億1,299万2,000円、このうち委託料につきましては1億1,164万2,000円を計上いたしております。いきいきセンター、いきがいセンター、けんこうプール、はつらつドーム、ふれあい広場、愛の郷の、それぞれ指定管理料として計上させていただきます。

次に、介護保険費については1億6,383万3,000円、一般職員給料5名分を見込ませていただいております。

次に、68ページでございます。児童福祉費の児童福祉総務費でございます。5,782万7,000円を見込ませていただいております。

中段の、委託料のところの上段、放課後児童健全育成施設、まあ学童保育の指定管理料、690万7,000円を計上いたしております。

次に、負補交のところの下から3段目、低年齢児保育事業補助金1,500万円、これについては5つの保育園で96名分を見込ませていただいております。

次に、児童福祉措置費といたしまして5億3,078万6,000円を計上いたしております。右の方へいきまして、負担金に関係については3億3,140万6,000円、そのうち民間保育所入所措置負担金2億9,036万4,000円を計上いたしております。これの園児数につきましては、愛知川保育園69名、ゆたか保育園69名、秦川保育園81名、秦川愛児園42名、八木荘保育園65名分を見込ませていただいております。その次の町外民間保育所入所措置負担金については26名分、それから町外公共保育所入所措置負担金については13名分を見込ませていただいております。

次、69ページの上段扶助費のところの児童手当については2,491名分を見込ませていただいて、1億9,938万円を計上いたしております。

次に、母子福祉費については16万円、保育園費については、つくし保育園の費用といたしまして6,898万1,000円を計上いたしております。一般職員給料については6名分を見込ませていただいております。その下、賃金については臨時職員の賃金10名分を見込ませていただいております。

次、71ページの保健衛生費、保健衛生総務費については4,452万7,000円で、一般職員については5名分の給料を見込ませていただいております。

72ページをお願いいたします。上段、委託料の妊婦一般健康診査委託料241名分を見込ませていただいております。

次の負補交の一番下、リハビリ広域支援センター運営費負担金103万9,000円を計上いたしております。これについては1市4町において4月から湖東地域リハビリテーション広域支援センターを彦根市民病院に設置をいたしまして、リハビリ体制の整備を図るものでございます。

次に、予防費2,005万3,000円を計上いたしております。

その次に環境衛生費については、3億5,384万7,000円を見込ませていただいております。右の方の下段の需用費の消耗品費2,208万1,000円については指定ごみ袋、コンテナの購入費用でございます。

次、73ページの委託料のところでございます。環境基本計画策定業務委託料については18年、19年度で19年度分の費用を計上いたしております。地球温暖化対策実行計画策定業務委託料180万、これについては19年度に策定するものでございます。

次のところの賃借料のところの生ごみ処理機借上料、これについては愛知川学校給食センターに設置するものでございます。

次、74ページいきまして、保健衛生諸費4,087万円を計上いたしております、一般職員給料9名分を見込ませていただいております。

75ページいきまして、老人保健事業費については6,762万3,000円。右の方の委託料の健康検査委託料5,242万8,000円については基本健康診査、各種がん検診、いきいき健康診査等の委託料でございます。

また、負担金の一番下のところ、2月1日に設置され、20年4月から実施をされることになっております滋賀県後期高齢者医療広域連合の準備経費負担金といたしまして600万1,000円を見込ませていただいております。

次、76ページいきまして、保健センターの管理費といたしまして、171万1,000円を計上いたしております。

次、77ページからは労働費、労働諸費でございます。238万円を計上いたしております。

下の方の農林水産業費、農業費、農業委員会費といたしまして、578万4,000円を計上いたしております。報酬については農業委員報酬37名分を見込ませていただいております。

次、78ページいきまして、農業総務費については5,192万3,000円、報酬の農業組合長については47名分、一般職員給料については4名分を見込ませていただいております。

79ページの上段の委託料につきましては、19年度新たに策定をいたします農業振興地域整備計画作成業務委託料105万円をあげてございます。

それから、次に、農業振興費といたしまして、5,243万5,000円を見込ませていただいております。これについては負補交の方の下の方2段、世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会負担金1,452万8,000円、これについては農地・水・環境保全向上対策活動支援といたしまして、19年度から5カ年間の事業でございます。そのうち、共同活動、1階部分については35地区対象となっております。また、2階部分の環境こだわり部分については22地区が対象となっております。

一番下の集落営農場条件整備事業補助金1,434万8,000円については、14組合におけます農機具の導入補助となっております。

次に80ページでございます。畜産業費といたしまして、2万1,000円。次に農地費としまして、1億2,042万7,000円、一般職員の給料については4名分を見込んでございます。

81ページの中段、委託料のところでございます。ほ場整備事業設計等業務委託料980万円、これについては山川原のほ場整備事業の補完工事設計および換地計画策定業務を委託でございます。

次に、83ページの林業費の林業振興費としまして2,036万9,000円を見込ませていただいております。新しいところについては中段の工事請負費、桃の木林道崩壊対策工事といたしまして1,731万4,000円を見込ませていただいております。

84ページいきまして、商工費、商工総務費1,536万円で、一般職員の給料については2名分を見込んでございます。

次に商工振興費としまして3,685万5,000円、右の方の負補交の中段、町商工会活動事業費補助金については2商工会に対しまして、2,017万円の補助をさせていただくようになってございます。

次に、85ページの観光費でございます。これについては2,607万5,000円を計上させていただいております、そのうち委託料の、建築設計業務委託料については(仮称)街道交流館の設計業務委託料400万円を計上いたしております。



す。

一番下の、国民宿舎金剛輪寺荘の解体費負担金950万円、これには解体費の3分の1を見込ませていただいております。

86ページにいきまして、土木費、土木管理費の土木総務費7,478万6,000円、一般職員給料8名分を見込ませていただいております。

87ページの上段の方、委託料の中段、耐震改修促進計画策定業務委託料735万円、これについては県が18年度、市町が19年度に策定することになってございます。

一番下の土地利用規制等対策費については5万8,000円を計上させていただいております。

次に、88ページでございます。道路橋梁費の、道路橋梁総務費、921万2,000円、で一般職員の給料1名分を見込んでございます。

それから次に、道路新設改良費については3億2,501万5,000円、これについては説明欄の下の方、委託料については測量設計業務委託料、これは9路線分を見込んでございます。次に工事請負費につきましては、道路改良工事といたしまして1億7,462万円を計上させていただいております。工事関係の主な路線等につきましては、町道名神国8線、蚊野西里中線、川久保基地線、長野外周道路、東円堂南1号線、常安寺元持線、不飲井愛知川線を道路改良の予定でございます。

89ページの上段の公有財産購入費につきましては5路線分の用地取得経費を見込んでございます。

負補交のところの県単独道路改良事業地元負担金1,500万円、これについては、県道湖東彦根線の東円堂地先、愛知川彦根線の長野地先、彦八甲線の沖地先、北落豊郷線の日加田地先、の地元負担でございます。

その下のインターチェンジ関連については、事業費の15%を計上させていただいております。補償関係については6路線分を計上いたしております。

次に道路維持費については5,160万8,000円を計上いたしております。下の方の工事請負費につきましては、省掛石橋線の側溝改修、松尾寺上蚊野線の災害復旧、そのほか町内の維持補修工事を見込ませていただいております。

次に90ページ、交通安全対策費といたしまして8,466万2,000円を計上いたしております。中段の委託料、それから工事請負費、公有財産購入費につきましては、東部・西部開発線の歩道整備測量設計業務、それから工事関係につきましては、町内一円の道路照明やガードレール、区画線、カーブミラー等の整備工事費でございます。

次に河川費、河川総務費については1,515万7,000円を計上いたしております。次に、91ページの急傾斜地崩壊対策費4,000万円、これについては松尾寺地区、延長97メートルの工事費4,000万円を計上いたしております。

次に都市計画費、都市計画総務費5,808万7,000円を見込ませていただいております。これについては92ページの上段の委託料のところでございます。19年度新たに策定することになってございます都市計画マスタープランおよび国土利用計画策定業務の委託料として1,600万円を計上させていただいております。

次の補助金のところの生活環境整備対策事業補助金につきましては字内の道路および排水路整備といたしまして15自治会分を見込ませていただいております。4,169万1,000円を計上いたしております。

下水道費については、下水道事業特別会計繰出金といたしまして6億2,781万2,000円を計上いたしております。

次に、公園費85万6,000円、地籍調査費293万4,000円、これについては新規で国土調査法に基づく地籍一筆調査の事業といたしまして、安孫子地区で実施をするものでございます。0.09平方キロメートル分の調査費用を計上をいたしております。

次に、93ページの住宅費、住宅管理費、5,753万2,000円を計上いたしております。このうち、工事請負費につきましては、町営住宅除却工事、長野、愛知川団地の除却工事、それから跡地整地工事については5団地の整地工事、合わせまして4,600万円を計上いたしております。

小集落地区改良事業については3,316万2,000円で一般職員給料1名分を見込んでございます。次の94ページの中段のところ、工事請負費の1,317万1,000円については、山川原小集落地区改良事業でございます。

次に、95ページは消防費の非常備消防費といたしまして消防団の活動経費でございます。2,838万7,000円を計上させていただいております。消防団員の報酬については142名分を計上いたしております。

次、96ページの消防施設費2億4,703万6,000円、これにつきましては備品購入費といたしまして、小型動力ポンプ付積載車購入費500万円、これについては上蚊野、北八木の積載車購入費用でございます。

それに次に、負補交の関係については愛知県広域行政組合の負担金が2億3,487万円、それから、その次の消防施設整備事業補助金といたしまして、川原消火栓、それから竹原の消防詰所の補助を見込んでございます。

その下の備品購入の補助の関係については、消火栓、器具の購入、7自治会分を見込んでございます。



八稚子首復元等について、合目活字が自主的に付しているのにこの活動に対する助成として計上されているということがあります。

次に、人権教育振興費については405万3,000円、それから人権教育推進事業費については821万3,000円、文化財保護費については793万5,000円を計上させていただいております。

120ページの、中段のところの委託料の関係でございます。町内文化財調査委託、これについては金剛輪寺、西光寺の文書目録の作成でございます。

それから、曼荼羅複製映像記録委託については平成17年度から20年度までに行います、その費用分の19年度分150万円を計上いたしております。測量業務については、金剛輪寺遺跡詳細分布調査でございます。それから、その下、依智奈氏の里古墳公園の指定管理料および目賀田城跡公園指定管理料を計上をさせていただいております。次に、121ページでございます。町史編さん費といたしまして、5,700万円を計上させていただいております。町史につきましては、秦荘町史、19年度におきまして第3巻、近代現代編を発刊する予定になってございます。また、愛知川町史につきましては、第3巻、資料編を発刊することになってございます。

次に、122ページでございます。公民館費、これについては両公民館の管理運営費用といたしまして、5,548万8,000円を計上いたしております。一般職員給料については4名分を計上いたしております。

次に、124ページへいきまして、図書館費でございます。これについては1億1,696万3,000円を計上いたしております。一般職員給料、愛知川図書館5名、秦荘図書館2名、合わせまして7名を計上いたしております。

それから、126ページの一 番下のところの備品購入費につきましては両図書館の図書購入費といたしまして、それぞれ計上させていただいております。

127ページへいきまして、次にびんてまりの館費557万5,000円を計上させていただいております。

次に、128ページにつきましては、ハーティーセンター秦荘の費用でございます。1,489万8,000円を計上いたしております。

129ページ、町民センターについては愛知川町民センターの費用といたしまして57万9,000円、次の博物館、歴史文化博物館および郷土の偉人館の費用といたしまして2,429万6,000円を計上させていただいております。

次の130ページの下の方の工事請負費の関係の400万円については、歴史博物館の上水道布設替えおよび高欄の塗装塗り替え工事でございます。

次に131ページの保健体育費、保健体育総務費は975万円を計上いたしております。

次、132ページの体育施設費につきましては、スポーツセンター、ふれあいスポーツ公園、体育館等の費用といたしまして3,790万5,000円を計上いたしております。対前年比1億9,174万7,000円の減となっております。これは、ふれあいスポーツ公園のナイターの設置の関係で、19年度減となっております。

133ページへいきまして、上段側の工事請負費1,440万円でございます。これについては秦荘武道館の耐震補強および体育館の便所改修工事の費用でございます。

それから次に学校給食費1億1,643万5,000円、これについては一般職員給料6名分を計上いたしております。

また134ページの需用費の下段、賄材料費といたしましては5,863万1,000円を計上させていただいております。

次に、135ページ、公債費の元金といたしまして9億3,417万3,000円、利子につきましては1億8,582万5,000円で、合わせまして11億1,999万8,000円、対前年比6,817万円の増となっております。説明欄のところの一時借入金の利子については、先ほど申しあげましたように最高限度額5億円、借入期間については5カ月分を見込んでございます。一番下の諸支出金の基金費のところについては、財政調整基金積立金170万円、減債基金積立金180万円。

136ページへいきまして、地域基盤づくり推進基金積立金、736万9,000円、シンボルリバー基金積立金6万円、町営住宅建設整備基金積立金1,000円、防災基金積立金10万円、教育振興基金積立金90万円、町史編さん基金積立金1万円、というようなことで積立をさせていただくことで計上をさせていただいております。

137ページの予備費につきましては前年同額の500万円を計上させていただいております。

次に、138ページでございます。給与費の明細書のこのページにつきましては、特別職の部分をあげさせていただいております。

上段が今年度、中段前年度、下段が比較ということになってございます。特に、その他特別職137人の増ということになってございます。これにつきましては選挙にかかわります特別職の立会人等の部分でございます。

それから、次に139ページにつきましては、一般職職員の給与費の明細でございます。19年度職員数178名、前年度184名、対前年比6名の減となっております。この178名につきましては教育長も含んでございます。

また中段につきましては、職員手当のそれぞれの費用をあげさせていただいております。

それから、一番下については、給料および職員手当の増減額の明細でございます。

次に140ページは、給料および職員手当の増減額の明細でございます。

次に、143ページ、債務負担行為の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

次に、143ページでございます。143ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。143ページ、それぞれの債務負担行為をあげさせていただいておりますし、下の方から次の144ページにわたりましては指定管理料の部分をあげさせていただいております。

次に、145ページにつきましては、地方債に関します前々年度、前年度、当該年度の見込みの調書でございます。一番右の下、当該年度末、平成19年度末の現在高見込額でございます。101億1,655万3,000円となる見込みでございます。

以上が、平成19年度愛荘町一般会計の予算の概要説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ここで暫時休憩をとります。

休憩午前11時33分

再開午前11時45分

○議長(久保田九右衛門君)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番目の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)すみません、座らせていただいて説明させていただきます。

議案第35号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,345万1,000円と定めるものでございます。事項別明細書の7ページをお願いいたします。

歳入で、県補助金、住宅新築資金等の補助金2万1,000円、これは償還の推進分5件と督促分3件でございます。次に他会計繰入金、一般会計繰入金で926万6,000円、8ページのほうへいきまして、繰越金で5万円、貸付金元利収入の住宅新築資金等貸付金元利収入で411万4,000円、住宅改修資金の貸付分が2件、住宅新築資金の貸付金が4件、過年度分が4件、改良住宅の譲渡資金貸付金が6件分となっております。

続きまして、10ページの歳出をお願いします。

総務管理費の一般管理費で9万6,000円、公債費で元金が1,143万8,000円、利子が186万7,000円、いずれも住宅新築資金等貸付事業債の償還元金と利子でございます。予備費といたしまして、5万円でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)次に土地取得造成事業特別会計予算、政策調整室長。

〔政策調整室長高橋正夫君登壇〕

○政策調整室長(高橋正夫君)続きまして議案第36号平成19年度愛荘町土地取得造成事業

特別会計予算につきましてご説明申しあげます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,141万1,000円と定めるものでございましては事項別明細書につきましては、17ページをお開きいただきたいと思います。座らせていただきます。

財産収入、財産売却収入、不動産売却収入で370万9,000円、これにつきましては山川原地区小集落地区改良事業に伴います区画整理分でございます。

続きまして繰入金で、一般会計繰入金が4,770万2,000円です。これは一般会計からの繰入分でございます。

続きまして歳出、18ページをお開きいただきたいと思います。

公共事業用地取得事業費で、公有財産購入費で119万7,000円。これにつきましては、山川原地区の不良住宅の買収の分でございます。それと下にあります負補交につきまして2万1,000円、これにつきましては愛生土地改良区にかかる賦課金でございます。

続きまして公債費で、元金で4,476万円。これは公共用地先行取得事業債償還元金分でございます。利子につきましては、543万3,000円でございます。以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)ここで暫時休憩をとります。

休憩午前11時50分

再開午後1時00分

○議長(久保田九右衛門君)それでは、議案第37号平成19年度愛荘町一般会計予算、



○議長(久保田九石衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

4番目の国民健康保険事業特別会計予算についての説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)すみません、座らせてもらいます。議案第37号の、平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,150万円と定めるものでございます。一時借入金の第2条ですが、一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の28ページをお願いいたします。

まず、国保の加入者数でございます。1月末現在におきまして、全世帯で3,249世帯。うち、退職被保険者が484世帯。被保険者ですが6,754人。うち退職被保険者が1,176人でございます。

介護分といたしまして、全世帯数が1,354、うち退職の被保険者が318世帯、被保険者が1,842人、うち退職被保険者が437人となっております。

税につきましては、先ほどの条例改正によりまして、改正をいただいた額で積算をしたものでございます。

まず国民健康保険税の一般被保険者の国民健康保険税で3億3,360万2,000円、現年課税分が3億2,500万2,000円、滞納繰越分が860万円。

次に退職の被保険者等の国民健康保険税が9,122万2,000円、現年の課税分が9,100万2,000円、滞納繰越分が22万円でございます。

次に国庫負担金の療養給付費等負担金で3億4,230万4,000円、療養給付費分で2億715万4,000円、老健の拠出分で1億324万8,000円、介護納付金分で3,190万1,000円でございます。

29ページの国庫負担金の高額医療費共同事業負担金で622万3,000円、この高額医療の拠出金の4分の1を計上しております。

次に国庫補助金の財政調整交付金としまして9,978万7,000円、普通調整交付金が9,928万7,000円と、特別調整交付金で、医療通知等によるもので50万円でございます。

次に療養給付費交付金で2億9,650万3,000円、退職療養費にかかります交付金分でございます。

次に県負担金の高額医療費共同事業負担金で、622万3,000円、これ高額医療費の拠出金の4分の1を計上しているものでございます。

次に県補助金で財政調整交付金で、5,740万1,000円、この普通調整交付金では、5,092万5,000円で、これは疾病データの分析あるいは生活習慣病の予防実施計画の作成、あるいはレセプト点検体制の充実強化等によるものでございます。特別調整交付金で647万6,000円、県補助金としまして385万2,000円でございます。

続きまして共同事業交付金で高額医療費共同事業交付金4,093万9,000円、これ1件が84万円を超える医療費でございます。新規は3,000万円以上となっております。これを対象として交付するものでございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金で9,728万2,000円、これ1件が30万円以上の医療費についての交付金の分でございます。

次に財産運用収入としまして、利子および配当金で26万4,000円。

他会計の繰入金で一般会計の繰入金、一般会計の方からは6,382万円、保険基盤安定の繰入金、保険税の軽減分としまして2,403万4,000円、保険者の支援分として645万2,000円、財政安定化の支援事業繰入金としまして408万5,000円、助産費等の繰入金としまして1,003万3,000円、これ出産育児金の3分の2を計上しております。そのほか事務費等の繰入金、1,326万7,000円でございます。

基金の繰入金で財政調整基金繰入金で1,800万円でございます。

次、繰越金の療養給付費交付金繰越金、1,000円。その他の繰越金400万円でございます。前年度繰越金でございます。

次に、預金利子そして一般被保険者の第三者納付金、退職被保険者等の第三者納付金、一般被保険者の返納金、退職被保険者の返納金につきましては1,000円をそれぞれ計上しているところです。

雑入として220万1,000円、これは各種検診の個人負担金としまして人間ドックの一回、日帰り、脳ドックのそれぞれ50人を計上しております。その費用の3割分を個人負担として計上しているものでございます。

次、35ページの歳出をお願いいたします。一般管理費で1,080万6,000円、主にアルバイト賃金ということで、レセプトファイリングの賃金をみているところです。負担金補助および交付金では共同電算のレセプト処理料、そしてレセプト点検の共同事業負担金としまして577万円を計上しております。

連合会負担金で210万3,000円、次に徴税費の賦課徴収費で27万9,000円、運営協議会費で30万5,000円、国保運営委員会の共同費として10万円を計上しております。

委員さんからの質問を訂正しております。

次に、療養諸費ということで、一般被保険者の療養給付費5億6,722万円、退職被保険者等の療養給付費2億9,468万7,000円、一般被保険者の療養費557万円、退職被保険者等の療養費323万1,000円、審査支払手数料415万1,000円、この額につきましては平成17年、18年度の診療報酬をもとに積算をしているところでございます。

次に高額療養費の一般被保険者の高額療養費5,214万5,000円、退職被保険者等の高額療養費3,159万円、これにつきましても17年度、18年度の高額療養費をもとに積算をしているところです。

次に、葬祭諸費としまして、葬祭費285万円でございます。これは、葬祭費の給付費としまして3万円の95人分を計上しております。

次に移送費で、一般被保険者の移送費5万円、39ページにつきまして、退職被保険者等の移送費が5万円です。出産育児諸費で出産育児一時金で1,505万円、この分につきましては35万円の43人分を計上しているところでございます。

次に、老人保健医療費の拠出金で、3億1,118万5,000円、老人保健事業事務費の拠出金440万7,000円、介護納付金9,763万3,000円、これは2号被保険者に係る分の介護納付金でございます。

続いて共同事業拠出金で高額医療費の拠出金で2,489万4,000円、共同事業事務費の拠出金2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金7,181万8,000円、これは1件30万円以上の医療費についての拠出金の分でございます。

保険財政共同安定化事業事務費拠出金で1,000円。

次に、保健事業費で、保健衛生普及費で215万8,000円、次の疾病予防費で1,285万円、これにつきましては委託料ですが、総合健康づくり推進事業委託料860万円、これ人間ドックで1泊と日帰り脳ドック、それぞれ50人ずつを計上しております。

次に、国保ヘルスアップ事業データ分析業務委託料70万円、生活習慣病対策実施計画作成業務委託料350万円を計上しているところでございます。公債費としまして、利子で10万円。

次に43ページで、償還金および還付加算金で、一般被保険者の保険税の還付金で100万円、退職被保険者等の保険税の還付金で10万円、償還金で1,000円。

基金積立金としまして財政調整基金積立金26万4,000円、予備費として500万円を計上しております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)続いて、5番の、老人保健事業特別会計予算。住民福祉主監。

(住民福祉主監西川博司君登壇)

○住民福祉主監(西川博司君)続きまして、議案第38号の平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億5,380万円と定めるものでございます。

一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

事項別明細書の52ページの歳入をお願いします。

まず、老人保健の対象者ですが、この1月末で2,157人でございます。75歳以上ということで、昭和7年9月30日以前に生まれた方で、また障害者の老人、寝たきり老人で65歳以上の方が対象となっております。

まず、支払基金の交付金で医療費交付金の現年分といたしまして、歳出の方で出てきます医療給付費の12分の6を計上しております。そして審査支払手数料交付金で571万5,000円、これは審査支払手数料のうち老人保健診療報酬に係る費用を計上しております。

次に国庫負担金の医療費負担金で、これも医療給付費に係る12分の4を計上しております。

県負担金で1億2,850万1,000円、これは医療給付費の12分の1でございます。

次に、53ページの他会計繰入金ということで、一般会計の繰入金が1億3,457万1,000円、これは医療給付費分の12分の1を町が負担するものと、不足する分を町で補てんをするものでございます。

次に、繰越金としまして1,000円、そして延滞金、加算金、預金利子、第三者納付金、返納金、小切手未払資金組入、雑入、それぞれ1,000円を計上しているところでございます。

続いて歳出の、56ページをお願いいたします。

総務管理費としまして、一般管理費で62万5,000円。医療諸費で、まず医療給付費で15億2,160万4,000円、医療費支給費で2,040万3,000円、審査支払手数料611万4,000円、いずれもこれは過去3年間の診療者数を平均しまして、平均の診療費用を掛けた額を計上しているものでございます。

次に、57ページの公債費で、利子で5万円。償還金および還付加算金で、還付金、償還金、小切手支払未済償還金、他会計繰出金をそれぞれ1,000円を計上しております。予備費として500万円を計上しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

よういへし審議会のがけりししや。

○議長(久保田九右衛門君)続いて、6番目、下水道事業特別会計予算。農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、議案第39号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計予算を説明させていただきます。

59ページでございます。

平成19年度愛荘町の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億5,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

62ページ、第2表、地方債でございます。

まず、公共下水道事業としては、2億8,900万円を限度額としております。これにつきましては、国庫補助事業につきましては補助残の90%、単独事業については95%を上限として、起債を起こすことになっております。次に、流域下水道事業が5,140万円ということで、国庫補助対象の関係については100%をお借りするということ、単独事業については90%を借りることになっております。

次に資本費平準化債1億9,030万円でございます。これにつきましては利子の高い起債の借りかえ分ということでお願いしたいと思っております。合わせまして4億8,070万円の起債を起こすということでございます。

続きまして、事項別明細が66ページでございます。

まず歳入。分担金および負担金ということで、分担金ということで、受益者分担金が5,206万円、これにつきましては、平成19年度供用開始が亀原と中宿、愛知川、長野西の一部で供用開始されますので101件分を新たに計上しております。

次に、分担金および負担金の、負担金の方でございます。現年分として680万9,000円を計上しております。これにつきましても、平成19年度の供用開始分ということで33件分を新規に計上いたします。

続きまして、使用料および手数料の、使用料の現年分が1億9,776万8,000円ということで、これにつきましては4,196件分を計上しております。うち事業所分については190件ということでございます。次のページ、67ページへ入りまして、手数料関係でございます。これについては指定工事店の登録手数料ということで5社を見込んでおります。

次に、国庫支出金の、公共下水道事業補助金を1億6,000万円みております。これについては今年度実施する国庫補助の2分の1を補助金として受けるべく計上をしております。

次が、繰入金でございまして、一般会計から収支の調整分ということで6億2,781万2,000円を繰り入れることになっております。

次のページ68ページへいきまして、繰越金でございます。これについては前年度の繰越金ということで、750万円見込んでおります。

次が諸収入で、貸付金元利収入ということで308万7,000円、これにつきましては平成19年度分は6件見込んでおります。その下の雑入でございます。消費税還付金でございますが、これは18年度の精算分として1,400万円見込んでおります。次のページ、69ページは預金利子は廃目ということで、あと町債については、先ほど申しあげたとおりでございます。

次に、歳出、70ページへ入りまして、総務費の関係で、一般管理費で5,718万8,000円を計上しております。その中で、報酬については下水道事業の審議会委員報酬ということで19年度におきましては新たな使用料を設定するために審議会を開催する予定をしております。人件費関係は5人分を見込んでおります。

報償費は中ほどでございます。1,566万円、これについては受益者の負担金および分担金につきまして、一括納付された場合の報奨金ということで全体の80%を計上させていただいております。

あとは、委託料で234万7,000円ということで、これは下水道台帳作成業務委託料ということで延長4.5キロ分を見込んでおります。

次のページへ入りまして、維持管理費ということで1億7,741万1,000円を計上しております。この中の主なものについては、需用費の中の光熱水費が250万ということでございます。これについてはマンホールポンプの電気代でございます。13基分見込んでおります。

次が、委託料でございます。委託料については合わせて4,647万5,000円ということでございまして、そのうち最大の1,040



公共下水道の管渠調査業務委託料ということで、1,500万円、延長は1万メートルを見ております。

次が工事費、100万円ということでございます。これについては修繕工事にあてるとということでございます。

あと、負担金補助および交付金でございます。これについては流域下水道の維持管理負担金ということで1億1,307万2,000円を見込んでおります。あと貸付金については先ほど申しあげました6件分で308万8,000円ということでございます。あと公課費については消費税で納める分を140万見ております。

次のページへ入りまして、公共下水道事業費ということで、4億5,239万2,000円を計上しております。この中で、委託料については3,400万円ということでございます。これについては下水道工事の設計測量業務の委託ということで、県の技術センターへ3件分について委託するものでございます。

あと、工事請負については3億8,400万円ということで、面整備工事が6件、そして舗装復旧工事が3,000平方メートルを見込んでおります。

あと、備品購入費については385万5,000円ということで、機械器具購入費としては、図面コピーを相当使用されて傷んでおりますので今回購入することになっております。

公用車購入費については、現場監督用の自動車1台を購入いたします。

あと、補償補てんおよび賠償金については2,400万円、これも工事に伴う分でございます。6件分ということで、上水道の布設替えの補償費でございます。

次のページへ入りまして、流域下水道事業費ということで5,168万円を見込んでおります。これについては、流域下水道事業の市町負担金ということで、これは建設費の負担でございます。愛荘町の場合は、琵琶湖東北部の関係の中で6.25%を負担することになっております。

次が、公債費でございます。公債費は起債の償還でございます。元金、利子合わせまして8億1,212万9,000円を償還することになっております。

次のページ、74ページでございます。これについては諸支出金ということで、使用料の還付金ということで、20万円、過誤納等がありました場合の還付金ということで計上させていただいております。

あと75ページからは給与費明細書ということで、下水道審議会ならびに5人の職員の明細をあげておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)続いて、介護保健事業特別会計予算。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)それでは、議案第40号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億7,270万円と定めるものでございます。

事項別明細書の89ページをお願いいたします。

まず、被保険者の数であります。12月現在で3,752人の被保険者です。うち特別徴収の方が3,452人、普通徴収が300人、合計3,752人でございます。

それをもとに介護保険料ですが、第1号被保険者の保険料1億4,894万5,000円、これは介護保険料の基準額の3,200円を6段階により徴収をするもので、1号被保険者の方が介護給付費の19%を徴収するというものでございます。特別徴収分として1億3,839万4,000円、普通徴収分で1,055万円でございます。

次に、手数料ですが、総務手数料で1,000円、国庫負担金の介護給付費負担金で1億4,915万円、これは後の歳出で、施設サービスと介護給付費が出てきますが、この補助の国庫負担の場合は、介護給付費が20%、施設サービスに係るものが15%でございます。

次に、国庫補助金のまず調整交付金ですが、これは介護給付費に係ります5%分を計上しております。

次に、地域支援事業交付金、介護予防事業費ですが、これは介護予防費の25%と、その下の包括的支援事業・任意とありますが、505万6,000円、これは、包括的支援事業、任意事業を入れまして、基本額がありますので、その基本額の40.5%を計上しているところでございます。

次、支払基金交付金で、この支払基金は40歳から64歳までの第2号の被保険者の分でございます。この分につきまして、介護給付費交付金が2億5,845万6,000円、これは介護給付費の31%分を計上しております。

次、地域支援事業支援交付金で123万7,000円、これは介護予防事業費の31%分でございます。

続いて県負担金の、介護給付費負担金1億2,181万4,000円、これは先ほどと同じように介護給付費分で12.5%、施設分で17.5%を計上しております。

次、県補助金の地域支援事業交付金の介護予防事業で50万円、これは介護予防の12.5%分でございます。

次に包括的支援事業・任意ですが、これも基本額がありまして、基本額の20.25%を計上しているものでございます。財産運用収入としまして、利子および配当金で5万円。

次の寄付金、一般寄付金で1,000円。

一般会計繰入金で介護納付金の繰入金1億422万3,000円、これは町の持ち分でして、介護給付費の12.5%を計上しております。

その他一般会計繰入金ということで、事務費繰入金で不足する分を1,490万7,000円を見込んでおります。

次に、地域支援事業繰入金で介護予防事業の分ですが、介護予防事業の12.5%分、そして包括的支援事業の任意ですが、包括支援事業あるいは任意事業をしました基本額の20.25%と不足分を町単独事業費として繰り入れていたものでございます。

次の93ページの基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金で1,290万9,000円。

そして繰越金としまして1,000円。

延滞金、加算金および過料としまして、延滞金として1,000円、そして預金利子、第三者納付金、返納金、雑入いずれも1,000円を計上しているものでございます。

次に、歳出の95ページでございます。一般管理費で262万5,000円、この1の報酬ですが、地域密着型サービス運営協議会の委員ですが、15人分、そして同じく地域包括支援センターの運営協議会も15人分を計上しております。

連合会負担金で37万1,000円。

次の96ページで徴収費で賦課徴収費で207万9,000円、そして認定審査会費で376万1,000円、この介護認定審査会の委員さんですが、6人の月4回の12カ月、年間にしますと約700件の認定をお願いしているところでございます。

次、認定調査等費ということで544万4,000円、これは介護認定の調査員の賃金を、1人分を計上をしております。

そして次の97ページの役務費で、主治医の意見書の手数料ということで700人分を計上をしております。

続いて、運営協議会費の運営協議会費38万9,000円、介護保険の運営協議会15人の年3回を計画しております。

次に98ページの趣旨普及費で24万円。

次の保険給付費になりまして、まず介護サービス等諸費でこれは要介護の方でございます。

居宅介護サービス給付費で3億5,193万6,000円、これは312人の12カ月分を計上をしているところです。

特例居宅介護サービス給付費が17万6,000円、地域密着型介護サービス給付費が1,530万円、これはグループホーム4人、日常のデイサービスの5人を計上しております。

特例地域密着型の介護サービス給付費が17万6,000円。

次に、施設介護サービス給付費で3億5,171万9,000円。この施設につきましては特養が61人、老健が24人、療養型の療養施設が25人ということで、合計110人分を計上しているところでございます。

続いて、特例施設介護サービス給付費で21万8,000円。居宅介護福祉用具購入費で162万円、月5件で12カ月分を計上しております。居宅介護住宅改修費648万円、これも月4件で12カ月分でございます。居宅介護サービス計画給付費で4,204万8,000円。これは要介護1、2、3から5とありますが、延べで月312人の12カ月分を計上しているところです。特例居宅介護サービス計画給付費で2万6,000円でございます。

次に、介護予防サービス等諸費で、これは要支援の1、2の方でございます。介護予防サービス給付費で2,232万円、これは62人の12カ月分でございます。

次に、特例介護予防サービス給付費で、4万5,000円。地域密着型の介護予防サービス給付費で4万5,000円。特例地域密着型介護予防サービス給付費で4万5,000円。介護予防福祉用具購入費64万8,000円。介護予防住宅改修費162万円。これも月平均1件の12カ月分でございます。介護予防サービス計画給付費で306万6,000円。要介護の1、2ですが、62人の12カ月分を計上しております。

続きまして、特例介護予防サービス計画給付費で1万3,000円。

次に高額介護サービス等費で、高額介護サービス費で1,030万6,000円、これは90人の12カ月分でございます。高額介護の予防サービス費で5万8,000円。

審査支払手数料で148万2,000円でございます。

続きまして、特定入所者介護サービス等諸費、これは食費とか居住費、ホテルコストが自己負担になったことに伴いまして、低所得者に対しての超過分を事業所へ支給するものでございます。そのうち特定入所者の介護サービス費で2,420万円、これ食費、居住費合わせて80人分を計上しております。

特定入所者介護サービス費が4万4,000円。特定入所者介護予防サービス費が12万8,000円。特例特定入所者介護予防サービス費が1万1,000円でございます。

次に、介護予防事業費で、介護予防特定高齢者の施策の事業費で297万9,000円、看護師等の雇い上げ賃金と、そ

して特定高齢者の介護予防教室の委託料、健康教室、かくしゃく教室を予定しているところです。

介護予防一般高齢者の施策事業費で101万6,000円でございます。

次に、包括的支援事業・任意事業で、まず、地域包括支援センター運営費で1,921万7,000円、この職員は保健師1名分と、委託料の1,064万8,000円につきましては、町の社会福祉協議会より、社会福祉士1名、ケアマネジャー1名をそれぞれ派遣をいただいている分の委託料でございます。

次に、任意事業費としまして、46万7,000円でございます。

次に、償還金および還付加算金で、第1号被保険者の保険料還付金3万円。第1号の被保険者の還付加算金が1,000円。諸支出金が1,000円。

それと基金積立金としまして、介護給付費の準備基金積立金に5万円を計上しております。

予備費として30万円でございます。

あと、給与費等の明細書をあげさせていただいております。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

#### ◎延会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月14日までの9日間、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、3月6日から3月14日までの9日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

以上で、本日の会議を終わります。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

### 平成19年3月愛荘町議会定例会

3日目(平成19年3月5日)

開会:午前10時31分 閉会:午後04時00分

#### 議会日程

|       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第34号 | 平成19年度愛荘町一般会計予算            |
| 日程第 2 | 議案第35号 | 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第36号 | 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算    |
| 日程第 4 | 議案第37号 | 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算    |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計予算      |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計予算       |
| 日程第 7 | 議案第40号 | 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計予算      |

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 報告第 2号 平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告について
- 追加日程第 2 報告第 3号 専決処分の報告について
- 追加日程第 3 同意第 1号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 4 議案第41号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 5 議案第42号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 6 議提第 1号 愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 7 議提第 2号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第 8 議提第 3号 議員派遣について
- 追加日程第 9 請願第 1号 労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください(請願書)

#### 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保  
2番 上林 貞



くしている、その中で旧長岡八戸地区に在りては異なりとす。半額減という旧長岡の市町村合併は異なり、異なりが  
がっているところ。しかも、平成18年度においても報告がなされました。この中で悪質な滞納世帯とは、もしくは  
世帯と言うべきなのか対象者と言うべきなのか、どういう人たちを、その滞納している人たちの評価をどういうふう  
に見ているのかということについて答弁をいただきます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、辰己議員の同和対策に係ります固定資産減免につきましてのご質問にお答えを  
いたします。

固定資産税の同和対策減免につきましては、再三答弁申しあげますとおり、同和対策事業、いわゆる環境改善事業  
あるいは小集落地区改良事業の実施に伴いまして、地域の住環境は改善されてまいりましたが、このことによりま  
して家屋や土地の売買が生じておりまして、特に、新築家屋によります固定資産税の負担が相当大きいといった問  
題が生じたので、その時点で調査研究を行いまして、結果、住民生活の安定、福祉の向上等を考えると一定の  
措置が必要ということで、昭和53年から固定資産税の減免を実施してまいっております。これらにつきましては、い  
わゆる税条例の第1項第4号の「その他町長が特に必要と認める者」の中の伺い定めによりまして規定しているもの  
でございまして、今現在は、議員申されましたように、県内の状況あるいはどうしたらいいということも総合的に検討  
しておりまして、今現在、人権まちづくり協議会を立ち上げ、その方向性を見出しておりますが、それが審議会に移  
行いたしますので、その審議会の場においても協議、また諮問をさせていただき、それらの結果を踏まえながら同和  
対策減免につきましては考えてまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいというように思  
います。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)辰己議員のふれ愛スポーツ公園の使用料についてお答えいたします。

使用料につきましては218万8,000円見しております。よろしくお願いたします。そのうち、ナイター分につきましては  
野球場の方が210万円で、多目的グラウンドの方が8,000円でございます。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)給食費の滞納の関係で悪質というふうな評価等の関係でございすけれども、当然、  
学校給食法第6条で給食費は保護者負担というふうに定められております。そういったことを正しく理解してもらえ  
ないという状況と、払える状況にあるにもかかわらずお支払いいただけないというふうな状況も現実にございま  
す。そういった払える状況にあるにもかかわらずお支払いいただけない、そういった家庭については悪質というふう  
な評価をさせていただいております。

ただ、生活が苦しいといった状況でお支払いいただけないご家庭等につきましては、学校等とも相談をしていただく  
中で、教育扶助等の関係で認定をするような方向で国の方でも指導もされておりますので、そういった部分で対応を  
していきたい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

まず、固定資産税の同和減免について、当然私は、すべての歴史的経緯を否定しているわけではなくて、今日の到  
達と皆さん方がつくられるそうした一皆さん方という言い方は語弊がありますが一行政と議会、また町民が一体とな  
ってつくり上げる総合計画の中で、人権という取り上げ方が、適正な取り上げ方をしようとしているにもかかわらず、  
施策上にそれを逆行させる行政運営が起きているところを指摘しているのです。ですから、その整合性はど  
こにあるのかということ。ただ、今後にも協議をしていくというのは、一環してここに問題があるわけです。人権を尊重  
するまちづくりなんです。ですから、その適正な対応が緊急に求められているのだと。だから、新年度予算でも  
当然そこはやるべきであったというふうに思います。

今後の審議会等で協議をしていくということです。そこで加えて審議をしていく中で、みずから記述している部分  
で、そうした減免制度を含めて検討をしていくかどうかだけは尋ねておきます。

33ページの給食費についても、払えるのに払えない世帯がある、家庭があるという言い方です。しかし、現実を本当  
にもう少し調べていかなければならないというのも現実です。あえて自分の例を言うわけではないですが、相談にの  
ったときに、急に年度途中に大変な事故を起こしてしまった。しかもそれが世帯主である。そのときに、当然私が相談  
に行った職員さんは知っておられると思います。どうしても滞納得せざるを得ないという事態が生まれています。今な  
おまだ病床についておられます。その人たちがまだが残念ながらいろんな部分で払いたくても払えない。わずかも私  
は、当然払える環境が整ったときには払っていただいております。そういう援助をしています。

しかし、実際は払えない。特に母子家庭のひとり親家庭の場合でも実際はそうなのです。母子加算やそういうものが  
取れられなくて、旧審判委員会が削減されていく。こうした現実の中で、しかもすべてそれが税の公平性という言葉



で全部進められている。その実態の中で、給食費を払いたくても払えないという現実がある。だから、そういう人たちについては、本当に、今、助成制度があるんですから、そのことを親身になって、学校とも協議して、そういう援助を、ただそういう助成制度をどのように給食費に充当できるのか、そこは研究が要るんだということ。そういうところまで含めて本当に、ただ、滞納、未納がというところだけをひとり歩きさせてほしくない。ということで今、給食費の問題についてもそうした助成制度を、そういう問題を解決するための運用ができるのかどうかも含めて検討されるかどうか、その答弁だけをいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)再質問にお答えをいたします。

これも再三ご答弁申し上げてますとおり、合併を機会に見直しをするということで、事実、減免適用する前の税額に戻すことについて今まで検討してまいりました。即、同和減免を廃止ということになりますと、急激に納税者の税負担が大きくなることへの軽減策も必要となってまいりますので、今現在、軽減策を含めて時限的・段階的な同和対策減免の廃止の方向で考えておまして、相まって審議会の意見等も踏まえながら実施していこうというように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)助成制度の活用に関係でございますけれども、文部科学省の方からも給食担当の方に教育扶助制度、いわゆる準用保護制度ということで、申請があれば可能な限り認定をしていくというふうな形で取り組むように、そういった方策も出されております。ただ、給食費につきましては、当然保護者負担という部分についてはご理解をいただき、滞納が少なくなるような形で今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

先ほどの答弁、質疑ともちょっとかかわるんですけれども、13ページの町税のところなんですけれども、固定資産税についての同和減免額が幾らと見込んでいらっしゃるのかの答弁をお願いします。

そして、町民税の方が大幅に、平成18年度と比べ増になっております。制度が変わったことが主な要因であろうかと思っておりますけれども、こちらについての、増となった要因についても説明をお願いします。

そして、町民税、固定資産税の個人における滞納状況についてですが、何件の滞納、3月現在であってもよろしいので何件の滞納があるのかということと、また、その内容的なもの。今給食費のことなども言われましたけれども、やはりどういふ状況なのか、払いたくても払えない状況なのか、がどのぐらいいらっしゃるのか、そういうような内容について答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの瀧議員のご質問にお答えをいたします。

同和減免に対する課税対象者数は413名で、減免額になおしますと1,789万5,000円となります。また、町民税の税制度の改正により増額でございますけれども、まず1点目は定率減税でございますけれども、平成19年度から廃止をされたということで3,800万円の増となっております。また、非課税から65歳以上の者を廃止されるという経過措置といたしまして、19年度につきましては所得割が3分の2課税されるということで338万円の増となります。また、税源移譲によりまして町民税の税率が一律6%になることから、2億100万円の増額となります。

それとあと1点、町民税、固定資産税の滞納額でございますけれども、平成19年度の2月末現在でございますけれども、これにつきましてはまだ年度途中でございますので、今後納入される可能性もありますけれども、現段階におきましては、町民税の個人の現年分でございますけれども6,748万9,000円の未納額となっております。また、固定資産税につきましては、現年分でございますけれども3,334万9,000円の未納額となっております。件数につきましては、まだ年度途中でございますので確かな件数がつかめてございませんので、ご理解いただきたいと思います。それと、滞納の理由でございますけれども、分納あるいは納付誓約の提出による納付が現在53%おられます。また、外国への出国、県内外への転出、住所不明等におきましては23%、また倒産や収入減等の方が13%、そして預金口座の残高不足の方が10%おられます。以上、未収の分析についてお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)11番森野君。

○11番(森野榮次郎君)地方交付税についてお尋ねをいたします。

対前年比、大幅に減じたというようなご説明を伺っておりますが、普通交付税で1億7,300万円、特別交付税で10億7,300万円、特別交付税で4億1,500万円という金額を記載いただいておりますが、その内訳がわかるかどうかは

存じませんが、合併特例債による分が幾らか、なお、予算説明のときに特別養護老人ホームの1億6,800万円について、交付税算入を認められたというようなご説明をお伺いしているわけですが、それについて幾らという金額をお聞かせいただきたい。

2点目であります。

先ほどの辰己議員なり瀧議員の質問と関連するわけですが、今ほどの税務課長の方のご説明で、19年度2月末で滞納額が個人で6,748万円、固定資産税が3,334万9,000円というような額をお聞かせいただきましたが、この予算書に記載されている19年度の町民税個人の滞納繰り越し分が530万円、法人が1,500万円、固定資産税にかかわって滞納繰り越し分が1,700万円、軽自動車税の滞納繰り越し分が40万円と、こういう金額を記載していただいているわけですが、今お聞きした18年度末、まだ確定していないということですが、金額が随分とさ少のような感じを持ちます。それについて1点お尋ねしたいのと、さらに計上しておられます滞納繰り越し分の530万円ないし法人の1,500万円、固定資産税の1,700万円、これについての累年度の滞納繰り越し分と現年度における滞納分と、その辺の区別をして予算計上をしておられると、こう判断をいたしますが、それについて現年度、累年度分をお尋ねいたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今、ご質問をいただきました普通交付税の関係でございます。普通交付税の算式につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引きまして、その額が普通交付税というようなことで国の方から交付されてまいります。常々申し上げておりますように、合併特例債につきましては償還額が算入されるというようなことになってございます。それは需要額の中で後年度償還額が発生した場合につきましては、それが算入をされてくると。最終的には需要額から収入額を引いたものが交付税でございますので、その部分がどれだけというような部分では、はっきりとは金額としてはあらわれてこないわけでございます。あくまでも需要額の中に包括されてまいる部分でございます。

ちなみに、普通交付税につきましては、前年度と比べますと5億9,000万円の減になってございます。これにつきましては、先ほど来お話にもありましたように、税の増収に伴いまして基準財政収入額というものが前年対比、普通交付税の算式では20%の増になってまいります。そういうことで収入額が相当ふくれあがってきたというようなことが1つの要因でございます。

それから、基準財政需要額につきましては、前年度と比べますと0.7%の減というようなことで、差し引きをいたしますと32%の交付額の減になります。その額に、なおかつ95%の調整額を掛けたものが今回あげさせていただいておりますように10億7,300万円というようなことでございます。

また、合併特例債の償還額、後年度に発生します部分ですけれども、前年度から、平成18年度から借入れをさせていただいているというような状況で、これから償還額が発生してくるというようなことになってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

特別交付税につきましては、4億1,500万円を計上させていただいております。これにつきましても、前年度から比べますと1億5,500万円の減というような状況でございます。特別交付税につきましてはこれといった算式はございません。当然、大きな自然災害、あるいは除雪、いろんなそういう特別交付税に算入されてくる部分は決められているわけですが、本町に対しては、特にこの部分というような額、算式は持っておりません。ただ、県の方でいろんな試算発表がございまして、財政の主監課長会議においてそういう発表がなされております。そういうものを参考にさせていただきながら、前年度対比何%減というようなことであげさせていただいているのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの森野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

滞納額は、先ほどの瀧議員のご質問の未納額等につきましては、平成19年度の2月末ということで、かなりの数字になっておりますけれども、一応こちらの方で試算をさせていただいている限り、年度末決算見込み額でございますけれども、町民税の個人につきましては現年分で約1,288万5,000円、滞納繰り越し分で4,558万1,000円、そして法人税につきましては、現年分が214万8,000円、滞納繰り越し分が1億2,143万7,000円、そして固定資産税の現年分が2,949万6,000円、滞納繰り越し分が1億3,045万8,000円、そして軽自動車税でございますけれども、現年分が145万9,000円、滞納繰り越し分が386万9,000円という数字になりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)11番森野君。

○11番(森野榮次郎君)交付税の件についてであります。ご理解いただきたいと、こうおっしゃっていただいたん



解をいただきたいと思います。

それから、2点目のごみの収集についての協議状況ということでございますが、これにつきましては合併調整協議で3年以内をめどにということで検討機関を設けて調査することになっておりまして、現在まだ協議会としては立ち上げはいたしておりませんが、先ほど申しあげました環境基本計画のアンケートの中で、この統一の部分につきまして皆さん方のご意向を調査させていただきました。現在、アンケート調査の集計を終えて、クロス集計も終わっておりまして、これについてのご意見等として把握しておりますのは、いま現状の形でという形のご意見が非常に多くございました。一定、これらを受けて、検討機関等の設置を今後考えていくところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(久保田九右衛門君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

ごみ収集の統合協議のことなんですけれども、現状どおりというようなアンケートの結果が出ているということですが、そのような状況でも今後いけるのかどうか。統合しなければならぬということはないのでしょうか。ないのであれば現状どおりのやり方を、それぞれで続けていくということが現実にはできるのかどうかということについて。私は、それができるのであれば、なれたやり方というので、それはそれでそれぞれの町民さんのご意見がそこにあれば私は構わないと思うんですけれども、ただ、統合されていくというような合併協議がなされていたので質問もさせていただいたわけですので、それぞれの今のままでいけるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えしたいと思います。

現在、11種類の分別をいただいておりますが、これについての収集体系につきましては秦荘地区、愛知川地区で、現在異なっている部分につきましては、いわゆる金属、瓶、あるいは瓦れき類、これらについての集積所への出し方が、一定秦荘地区につきましては集落の区域で1箇所に出していただく形をとらせてもらっていますし、旧愛知川地区につきましては一定個人がコンテナ等を用意いただいて、それでステーションまでお出しいただくという部分が大きく今のところ異なっている部分かと思っております。したがって、これらの部分については調整をさせていただくことがまず必要ではなかろうかと思っております。あと一定、可燃あるいは不燃につきましては現在同一の集積方法をとらせていただいておりますが、処理場との関係で収集日を曜日別に分けさせていただいている部分が、ここについては若干処理との関係で違ってくるのでございますが、方法としては今のところ統一をいたしております。したがって、前段で申しあげました金属類あるいはまた瓶類、瓦れき類、それと大型の粗大ごみの集積方法については今後検討していきたいなと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(久保田九右衛門君)14番水野君。

○14番(水野清文君)一般会計全般にわたって計上されております部分について質問をさせていただきます。

福利厚生事業についてお尋ねをしたいと思います。

〔「ページ数は13ページから35ページ」の声あり〕

〔「全般にわたって互助会の負担金、入ったから」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前11時13分

再開午前11時14分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

はい、水野君。

○14番(水野清文君)一般会計の中に全般にわたって計上されております互助会の負担金、補助金、大変大きなトータルにしますと、平成18年度を見ますと町の負担金、補助金が950万円近く計上されております。それは、互助会費の中で、当然これは地方公務員法または本町にかかわる条例の中で実施されているんですけど、町から出ております1,000万円近い金を皆さん方の互助会費の中でどのように使われているのか、その説明を内容等について、各おのおのあるでしょう。わかりますね、私の言うていること。

〔「ページ数を」の声あり〕

○14番(水野清文君)ページ数じゃない、全般の中で全部部門別に互助会の会費があるでしょう、負担金が。全般にわたっての中に、互助会の負担金のこと言うてるんですよ。わかりますね。その負担金が町から補助金ともに1,000万円近く。

〔「暫時休憩」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前11時16分

再開午前11時17分

○議長(久保田九右衛門君)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

次に、一般会計歳出の議会費36ページから総務費56ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。14番水野君。

○14番(水野清文君)先ほどは失礼しました。ページ数を間違っていました。

それでは、改めて一般会計に歳出されております全項目の中で入っております互助会費についてお尋ねをしたいと思います。

これは、先月お配りいただいた愛荘町の広報の中に載っているんですけど、補助金、負担金で18年度の何が950万円近く、トータルです、出ているわけですけど、その今問題になっております互助会費の使い道等、あらゆるところで市町村で問題になっておりますけれど、本町においての使い道、内容等にどのようなことにこの負担金をお使いいただいているのか。1人年間にすると5万円ぐらいの町からの負担が出ているように計算するとなるのですけれど、当然皆さん方の掛金も含んでのことですけど、町の負担をトータルして何をどのようにお使いいただいているのか、ご説明をいただきたいなと、このように思います。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)水野議員の、互助会費と言われる部分に関しての説明をさせていただきます。

ご指摘にある、いろいろ問題になっております互助会の部分と、公表させていただいた県互助会との負担金の差でございますけれども、今、特に問題になっておりますのは各市町村の単独で持っております職員互助会に対しての負担金に対して、いろんな不明朗なことがあったというふうな形での指摘があったのが、町、あるいは市関係に持っております職員互助会の部分でございます。

今、議員が説明を求められております県の職員互助会分に関しましては、市町村関係の方から各負担金を払わせていただいて、県内および全国もあるわけですけども、いわゆるそういった職員の福利厚生施設に関しまして、それに対して一定の負担割合を払わせていただいて、施設の福利厚生の関係で補助をいただいて、職員が利用する分、そしてまた、職員の研修に対して県の職員互助会の方から補助をいただいて研修を進める部分、そういった部分の方の負担金を払っているものでございますので、ちょっと今ご指摘の部分に関しましては2点差がございますので、議員の指摘の部分に関しましては県の職員互助会に対して負担をするものでございます。先ほど申し上げましたように、町の職員互助会の分につきましては、歳出の39ページの負担金補助及び交付金の一番下でございます職員互助会福利厚生事業補助金というふうな形で280万5,000円、これが町の職員互助会に対して職員1名当たり1万5,000円の補助を出して、町単独で研修なり福利厚生事業を行うものでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)14番水野君。

○14番(水野清文君)内容はどういうようなものにお使いをいただいているのか、それを説明していただくと、ただ、そうやっていただいているんやというだけでは使い道がわからない。こういうところに疑問を持たれるということがありますので、やはりしっかりと説明をいただきたい、このように思います。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)まず、県の方ですか、町の方ですか。

〔「もちろん両方ともです」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)両方ともですか。

県の方につきましては、今申し上げました全国の部分もございますし、県内の福利施設、こういった例えば健康プールあたりも県の指定を受けておりますので、一定の申請をすれば施設利用補助金というふうな形で、個人で申請した分、その分が減免される部分がございます。これは、県の互助会の施設の福利厚生事業として事業を進めております。

一方、町の方の関係でございますけれども、町の方につきましては町の職員同士の、いわゆる町長からずっと一般

職員も含めまして、職員全員の研修会、あるいは講演会の研修、それから親睦旅行等もございますけれども、そういったものの関係に充当させていただいて、いわゆる町の職員互助会というものを組織させていただいて、町長が会長、副会長が副町長というふうな形で幹事等を設定し事業運営にあたっているものでございます。

○議長(久保田九右衛門君)14番水野君。

○14番(水野清文君)もう1つ、今、私が疑念を持つのは、大阪市でいうたら服代に使うていたとか、ちょっと違う方に使うていたとかいうことの疑念を抱かれるというようなことがないようにきちっと説明をまたいただきたいなど、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑。3番森君。

○3番(森隆一君)3番森。

45ページの区長総代報酬についてでありますけれども、その前に断っておきたいのは、水野議員はページ違いの質問でありましたが、私は少々場違いな質問をする可能性がありますので了承いただきたい。

これは、実は報酬に関しては、私も今年愛知川の区長を拝命いたしておりますので、何ら文句はありません。いただけることは大いに結構だと。しかしながら、この中で、今回うさではありますが、ここからがちょっと関連質問になってきますので、予算の質疑ということは十分知っていますが、一応聞いておきます。

うさの中で、今、愛荘町長が区長をされるといううさを聞いております。それに関して区長はどういう気持ちで、お受けになられるんならお受けになったのか。あるいはそれに対して対応というか、どのような考え方をしているのかということと、そして、区長でなければ区長会長等もあたりませんが、60分の1ぐらいの確率で区長会長もあたってくる可能性十分あると思います、考えられる。そういうときに、町長としての対応と区長会長としての、仮にですけれどもその対応はどのように考えた中でお受けになったのかをちょっとお尋ねしておきます。申しわけございません。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)今おっしゃったとおり、平成19年度の安孫子区長をさせてもらったところでございます。このいきさつは、もう2年前にさかのぼるわけですが、米原市からこちらへ帰ってきたときに、5年ほど地元の役はさせてもらってなかった。現実には、生活は、本拠はずっと安孫子であったんですけども、そういうことから一昨年の3月に名実ともに地元へ帰らせてもらって、早々に役員の方から、あれはたしか2年前の夏ごろだったと思いますけれども、あんた長いこと地元離れていたんやし、これから地元のためにもひとつ頑張ってもらなと、こんな話で早速当時の区長さん、副区長さんからとりあえず18年度、今まだ18年度の終わりですけれども副区長を持ってくれやと。もちろん次の年は区長という含みを持って、そういうお願いがありました。これは、区長のみならずお寺も宮さんもいろいろあったんですけども、2つほどは何かさせてもらって、それは長いこと地元で役をさせてもらってない、これはさせてもらわなあかんと思うてし、させてもらおうと、こういうふうな返事をして約束していました。その年の暮れぐらいから例の町長選の話が出てまいったわけでありまして。受けた当時は、そんな話はもう全然ありませんでしたし、18年度の副区長、19年度の区長をさせようというつもりをしていました。その町長選の話が出て、そのときに当然副区長はどうするのかという話は出たんですけども、もうこれ決まっていることでもある。そしてもう1つは、選挙の結果もわかりません。落ちたらさせてもらうわというような無責任な言い方はできませんし、これは受けたから、その時点でひっくり返すというようなことはできませんでした。そして、選挙はたしか、あのとき区長選挙はもちろんあったんです。町長選挙のときにももちろん住んでおりますから、1月か2月ぐらいに副区長選挙というのがありまして、組合長とあわせてですね。その時点でもう今決まっていたし、選挙の結果当選させていただいて、それは昨年3月ですから、それで町長せんならんから区長ほんならんからえておくれと、そんなことを言えるような状況ではありません。そんなこと申しあげると、これは大変なことになりますし、副区長さんにひとつ助けてもらおうと、こういうことで続けて区長をやってもらわなしょうがないと。こんなことになった次第であります。

昨年は、副区長、安孫子の副区長というのはセンターとか会館、公民館の館長、かぎ預かって、それを貸し出ししたり許可を与えたりもろもろ、月2回の定例会はありますが、これは役員会があって、そしてその次に月末の各組長会の1週間前に評議委員会というのがあって、組長常会ですけれども、その2回は必ず区長・副区長出んならんことになっていますから、これはおおむね9割以上は出席をさせていただきました。第一義的には町政一番、そして区の仕事は出るということで、行事につきましてもおおむね出席をさせていただいて、区の方も、町長としての用務はよく理解させていただいて、町の方があるのやったらそっちへ行けと、こういうふうな言うてくれていましたし、それで何とか18年度はこなさせていただいたところであります。

それで19年度は区長ということになりますけれども、副区長に、例えば区長会長等については副区長に出てもうたらええなどと、こんなことで副区長さんにかんがりの部分は頼ることになると思いますけれども、二役というような格好になります



が、表向きの安孫子の区長は私ということにさせてもらうことになっております。副区長に実質かなりの仕事の業務のウエートがかかる可能性があるんですけども、それを承諾していただいて、先日の地元の選挙でも選ばれた人にひとつ頼むということで、私も昨年18年度出た行事はわかっていますので、町政はもちろん第一義的にそちらに迷惑をかけることがないように、また、字の方は多少迷惑がかかるかわからんけれどもひとつご理解を賜りたいということをお願いしているところであります。また、区長会等には当然、私は出んならんけれども、町長として出させていただきますし、地元の区長としては副区長に出てもらおうと思っています。区長会の会長どやというお話もございましたが、それを受けるつもりは全くございません。これは皆さんで選んでいただく人、もしも私に話があった場合は、それはもう辞退をさせていただくつもりをいたしております。何とかご理解を賜りたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)3番森君。

○3番(森隆一君)今、町長の気持ちを聞かせていただきました。こういう状況は全国でも多分皆無に近い状況が生じようとしていると思います。そういう中で、区長というのはやはり要望・要求をしていかなければならないということになりますと、予算やお金にかかわってくるが大だと思えます。そういう中で執行者としての判断と、あるいは区長としての判断というのは本当に対峙してしまうような状況が生じるんじゃないかと思えますので、そこをどのように考えていけるのか。副区長を出されるということであれば、それは区長としての任務が完璧に遂行されるかどうかは、私から考えるとちょっと疑問に感じますが、安孫子の字が、地域がそのような状況の中でお許しになったというなら、それはそれであり得ることだと思っておりますので、頑張りたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)地元の要望等との関係ですけれども、継続的な仕事についてはやらせてもらわんとあかんなと思っていますけど、新たなことについてはできるだけ遠慮するのが本来の立場かなということで、決して私が区長、町長であるから利益誘導するようなことだけはもう避けていきたいというふうに思っています。ただ、例えば大きな事業として地籍調査、それから集落内道路のあれもあるんですけども、一定のルールが敷かれたものについては何とか進めさせていただきたいなと思っていますが、利益誘導になるようなことだけは避けていきたいというふうに思っています。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

40ページですけれども、有線放送委託料にかかわってです。有線放送のことではないんですけども、この場所になるかと思えますけれども、防災無線のことなんですけれども、ちょっとそれは後にします。場所が今ははっきりわからないので、ほかのをします、先に。

43ページなんですけれども、これも委託料ですけれども、平成18年度は夏祭り実行委員会委託料があったわけなんですけれども、19年度については計上されておられません。これは行事などの見直しをされるのかどうかということについて説明をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

○政策調整室長(高橋正夫君)ただいまの夏祭りの件でございますけれども、昨年ラポール秦荘のところで開催した、今までずっと秦荘町時代からやっていて、去年は愛荘町で第1回目を開催いたしました。今年度平成19年度につきましては、いろいろとイベントがございますので、例えば100人委員会でござれ江州とかやりたいとかいろいろな事業がございますので、そういったものを一度ひっくるめて、19年度で考えていって、そしてよければ20年度に実施するというので、一度19年度については見直しというか、そういったものを十分検討しようということで今年度、19年度につきましては計上されていないというようなことでございます。

○議長(久保田九右衛門君)13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

別の質問ですけれども、47ページの徴税費にかかわってですけれども、確定申告今日までですけれども、秦荘の地域の方にかかわっては申告会場の方が平成17年度とかわって、各字でされていたのが主要施設だけになったということに、今年はなっております。そういう中で、変化があったことにおいて住民の方の声など、例えば申告に来られる人数の変化とか、そういうようなものを把握されておられるのであれば、それについて答弁をお願いします。そしてまた、そういう声があるのであれば、平成19年度からどのように対応されるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの瀧議員の質問にお答えをいたします。

昨年までは町県民税の申告ならびに所得税の確定申告の税につきましては、巡回相談ということで旧町とも従来ど

おり実施をしてみました。今年度につきましては集落単位での相談であります。半日、あるいは1日で次の集落に行かなくてはならないということで、都合の悪い方はすべて役場にお越しいただくわけでございます。そうしたことから、今年度は同じ会場で4日ないし5日単位で相談日を設けますと、都合のつく日が幅広くなり効率よく相談も行えるようになるということと、そしてもう1点は、会場が広く使えることにより隣の方の話し声も聞こえなくなり、プライバシーの配慮もできるということで、今年度の巡回相談につきましては会場を4箇所程度に、それぞれの旧町でございますけれども、4箇所程度に減らさせていただいたわけでございます。

住民さんの反応でございますけれども、遠くなったという声も聞いておりますし、また、その反面4、5日単位で相談日を設けますと都合の悪い日以外の日でも、その会場に行けば申告が受けられるということで喜んでいただいている方もおられますので、一概にこの方法が悪いという結論には達してはいないと考えておる次第でございます。

また、集計でございますけれども、現在、巡回相談ならぬ役場で相談やっておるわけでございますけれども、集計についてはまだ出ておりませんので、お答えすることができませんので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。10番吉岡君。

○10番(吉岡あみ子君)10番吉岡でございます。

2つほどちょっとお尋ねしたいんですけど、43ページの総務管理費の企画委託料でございますけど、中学生海外派遣事業委託料が前年度は1,050万円とあがっておりまして、19年度は同じ人数で行かれると思います。その予算が1,298万円ということで、その差の248万円の差はどういうあれかということをお尋ねしたいのと、もう1つは、41ページの、財産管理費の委託でございますけど、町有地管理業務委託料が255万5,000円計上されております。その委託地をちょっといまいち教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今、質問いただきました中学生の海外派遣事業の委託の関係でございます。昨年と同様、中学生両方合わせまして20名、引率者4名というようなことで派遣をさせていただく計画になってございます。人数的には昨年と同様になってございます。金額が少し膨れている関係でございますけれども、今年度実施をさせていただいて、金額的には、これは最終的には入札をするわけですが、非常に金額的に厳しい状況でございました。旅費の関係、またアメリカの方のホームステイ等の委託関係、そういうものも非常に予算で厳しい状況がございましたので、予算的には昨年より少し、若干多い目に見させていただいたのが現状でございますので、よろしくお願い申しあげたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)管理課長。

○管理課長(宇野太佳司君)ただいまの総務管理費の委託料の関係でございますけど、255万円の内訳でございます。それにつきましては、香之庄地先の町有地、これの管理をいたします草刈りの費用が78万5,568円見ております。これは、秦川山生産森林組合の方に委託をするものでございます。

また、川久保地先の町有地の管理でございますけど、コスモス等の播種の業務にかかりますのは161万6,254円見ております。また、それにかかわりましてのあぜ道等の草刈り除草にかかります管理に15万3,000円見ておるものでございまして、その合計が255万5,000円でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。12番小杉君。

○12番(小杉和子君)12番小杉です。

今、吉岡さんも言われた海外派遣の件なんですけども、毎年毎年1,000何百万というお金を24人分を出しておられますけども、今、修学旅行に行く子どもの中でほんまに、子どもたちを学校の修学旅行にやりたいというので、金銭的にも四苦八苦しながらやっておられる保護者の方がおられます。そういう段階で人数的にも行けない子どもたちがいるという中で、これを毎年やられるなら、私の考えもあるし、保護者の人の考え方もあるんですけども、3年にいっぺんとか4年に1回とかいう形で、この間の1,000万円近くの金を子どもたちの修学旅行、小学校、中学校の修学旅行の補助金に出していただけないかなという考え方もあるんです。それで、ここで1回町長さんにお聞きしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)これは長年続いてきている友好親善という意味も含んだ中学生の派遣事業であるわけですが、人数はかなり、合併したために膨らんでしまいましたが、また、将来ある子どもたちにとっても海外のいろんな見聞を広めておくということは、将来のためにも非常に意味のあることやというふうに思います。うちの町だけでもありませんし、やっている市町もほかにもございます。また、一面から見れば、うちの町にはそういう制度もないのかいなというようなことにもなりますし、やり方はいろいろと工夫をしていかならんし、また、そういったところに行きたくとも行けない子どもたちの気持ちもやっぱり理解をしていかならん。修学旅行等への支援はどうかというご提案もいただい

ているわけですが、総合的にひとつ前向きの事業も続けながら、またそういった子どもたちへの配慮も必要かなというふうに思います。

人数が膨らんできたことについては、ちょっと将来の検討課題かなという感じはいたしておりますが、単価の面も決して安くありません。非常に単価も高いし、この辺十分今後の検討課題かなというふうには考えているところです。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑をこれで終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩午前11時47分

再開午後1時00分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、民生費57ページから衛生費76ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

それでは、ページ数を言いながら質疑を行います。

62ページの中で、これも毎当初決算でも質疑をしています。コミュニティづくり実行委員会補助金です。

前のところで、当然各字に行政推進費といいますか、わがまち夢プランとか、また個性輝く開発自治活動補助金とか、またコミュニティー助成事業補助金とか、さまざまに地域の要望にあわせてそれに伴って宝くじ、そうしたものの助成金を使ってみたりやっているわけです。ここで言うコミュニティづくり実行委員会補助金が、そうした全体の自治会に助成をするところから、なぜ改めて新年度で見るのか。当然当初予算で見るとは、毎回言っているわけですが、結果どういふものを求めて予算執行しているのかということが問われるわけです。しかし、当初予算であれ、決算審議であれ、本当にその地域のコミュニティづくりの成果を得るに足る予算執行とは思えない答弁になっています。改めてそうした観点から、コミュニティづくり実行委員会補助金がどうした成果をおさめようとしているのか。そして全町的に、こうした地域への助成金との整合性、それについて答弁をいただいております。

次に68ページ。わざわざ開けてもらわなくても、所管が聞けば答弁できるという内容です。

民間保育所入所措置費についてですけれども、当然これは民間への保育料を各民間にあわせて渡すと。措置費として渡すということです。これに伴ってですが、幼稚園とか、町民さん対象にしたスポットでのバス運行、こうしたことはやられるわけですが、民間保育園でもバスの送迎を行ってられる園もあるし、またそうしなければならない地域の園もあります。そうしたところに何らかの形で助成を行わないのかどうか。予算上盛り込まれているのかどうか。この点の答弁をいただいております。

そして、74ページですが、さわやか街づくり推進事業補助金というのがあります。でも、このさわやかな推進事業補助金、衛生費です。新年度から環境対策室等を設けて、こうした環境問題に取り組んでいくということであるわけですが、町内でも牛舎や鶏舎、こうしたものがあります。だからといって、字内に牛舎があっても当然移転は非常に困難です。こうしたところでも、しかし環境衛生上、何らかの措置を講じていただきたいとかいった思いがあります。鶏舎についても民家から離れたところにあるんですが、雨後というか、雨が降雨、そうした後に、非常ににおいが遠くまで飛んでいるということも聞いています。そのオーナーさんは、当然石灰等で消臭をしたり努力はされているわけですが、行政として当然環境衛生上何らかの考察、もしくは事業計画を持ち得てられるのか、そうしたことをお尋ねいたします。答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)人権政策課長。

○人権政策課長(西川都々子君)ただいまの質問のコミュニティづくり実行委員会補助金についてお答えをいたします。

現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であります。これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要であります。また、同和問題の解決を図る上で、同和関係者の自立への意欲は重要な要素であります。このために教育や啓発の中で、特に同和関係者の自立、向上という目標を重視して、それらを支援するために実行委員会の補助金を交付しております。同和地区の自主自立に向けての委員会への全戸加入によるものでありまして、地区住民の自発的な問題解決のための調査研究に要する費用に充てていただいております。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)社会福祉課長。

○社会福祉課長(西村久昭君)民間保育所等のバスにつきましてお答えをいたしたいと思います。

バスにつきましては、旧の秦荘町の方で実施されておるといふところ辺でございますが、この件につきましては合併当時にも一応すり合わせ等をさせていただいたわけでございますが、園独自の1つの園の特色を生かした部分であるということから、それぞれの園に社会福祉法人として取り組みをされておるといふところから、その園の独自性を生かしていきたいというふうを考えておりますので、現在のところ助成等については考えておりませんので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)3点目のご質問にお答えしたいと思います。

さわやか街づくり事業の補助金とあわせていわゆる畜産業に伴います悪臭等との関係でございますが、まず、さわやか街づくり事業につきましては、一定町内の環境美化活動、あるいはまた環境教育等の啓発等をさせていただいているところでございます。

一方、畜産関係での処理に伴います悪臭の関係でございますが、これにつきましては、環境基準でいいます、悪臭規制法でいいます一定区域指定をいたしておりまして、その区域における濃度等で判定をいたしているところでございまして、それぞれ規制値をもって指導をさせていただいているところでございます。なお、たしか2年か3年前に、家畜の排せつ物処理に関する法律というものが現在施行されておりまして、これによって排せつ物の処理につきましては適切に処理されるよう、農林サイドとともどもに指導をさせていただいているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

先ほどの、まずコミュニティづくりの件ですけれども、それは今言われている答弁の内容については、当然それは大きな問題で、だからこそ教室やらを開いているわけでしょう、近隣等も含めて。もっと大きな言い方をしたら全町的な立場で教室を開いているはずですよ。あえてそれを言わなければならない根拠は、私はないと言っているのだから整合性はどこにありますかと。全体の行政の自治会に支援をする支援金にかさ上げをしているだけではないですかということをおっしゃっているんです。

今日までの答弁が、そういう旧の秦荘の施策の内容については、もう少し踏み込んだものがあってもいいかもしれませんが、愛知川の段階では全くそれは考えられなかったという答弁から私は今質疑をしています。そうした内容に、私は今、答弁があったとしても、それは今の館の事業、地域総合センターの中の事業に内包されているというとらえ方をしています。そういう私のとらえ方に対しても、その違いについて答弁をいただければ結構です。

そして、環境衛生の問題で、今、法律的に対応、当然、その基準を超えれば対応すると。また、それは法に基づいて当然執行されるわけです。しかし、畜産事業は、果たして今の経営実態が、そうした周辺にご迷惑をかけないようにしたいけれどもできない経営実態にあるわけです。輪をかけて、これは後で全般のところで質疑をしますが、当然ご存じのように日豪のEPA協議、これでもまたそろそろ大変な事態をつめ出されてくるわけです。そうしたことを思えば、私は、できること、町として何ができるのか。先ほど言いましたオーナーさんは少しでもそれを抑えるために石灰等をまいたりしていると。確かに排せつ物については、すべてはそれはオーナー自身が責めを負われるところです。では行政としてせめて何ができるのか。これほどまでに農産物にかかわって厳しくなっている中で、そうした周辺との、また住民さん同士のあつれきを除去する方策を検討してほしいという思いで、せっかくこうした推進事業とか、いろんなものの取り組みがあるわけですから、こうしたことを、新しい成果として、予算を執行する上で成果として何を求めているのかという創造的な質疑をさせていただいています。

改めて、過度な予算を、もしくは助成を求めているわけではない。いかに今の現状を、周辺住民さんにご迷惑がかからない程度のもので石灰等を、それを助成するだけでもオーナーさんはかなり周辺との気遣いが生まれるわけです。そうしたことができないのかどうかを尋ねているわけで、事務担当として答弁ができるのかどうかはわかりませんが、本当に環境衛生の立場から、またしかもそこを室に変えていく、4月1日から室にかえようという動きがある中で、より重点になってくるのではないかとこの考え方を持っています。それは副町長に含めて尋ねた方がいいのか。町長さんは、まだそこまでは把握されていないだろうと思いますので、副町長さんに答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)人権政策課長。

○人権政策課長(西川都々子君)一般地域の補助金等がございしますが、それについてかさ上げをしているだけではないのかというようなご質問であろうかと思いますが、同和地区住民の気運の醸成をしてもらうための援助で、今まで以上の活動を超えた、より以上活発な事業展開を望むものとして交付させていただいているものであ

りまして、センター事業に内包しているというわけではございません。コミュニティづくり実行委員会というのは全くセンターの方から独立いたしました組織の中で、それぞれ地域の中で運営していただいているものでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いを申しあげます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)辰己議員のご質問なんですが、私も申しわけないんですが認識不足でございますので、住民課長から答弁をさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申しあげたいと思います。

一定、牛舎あるいはまた鶏舎等から排せつされます家畜排せつ物につきましては、先ほど申しあげましたように家畜排せつ物の処理の適正化に関する法律で処理をされるように指導しておりますが、今日までもそういう通報をいただきました場合につきましては、所管課の住民課と、それから農林サイドとともどもに現場に駆けつけさせていただいて、直接指導をさせてもらっております。一定、それらに伴います処理についての支援等のお話もいただいておりますが、農林関係から施設等の整備に対する補助要綱、あるいは環境サイドから持っています、そういう施設に伴います補助要綱等もございますが、合致するもの等につきましては相談をさせていただきたいと考えておりますし、今のところは現実県の農産普及課、あるいはまた農業普及所ともどもに指導をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ございませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

63ページですけれども、負担金のところで一番下の軽度者福祉用具の貸与補助金ということで出ていますけれども、こちらは介護度が軽度の介護者に対して県が補助を出して、介護ベッドとか車いすとかなどに対して補助を出していくというような、介護保険が改悪になったことによってこのような負担が、使えなくなった方が多くなってきたことからこういうような対策を出されたものですけれども、これより後に、国の通達ということで委員会で説明されましたのは、国で今度こういう対応をするようになったのでということで説明されました。そして、説明の資料もいただいたわけですが、この資料から質疑をさせていただきたいんですけれども、3つ状況、貸与していただける症状が3種類載っておりますけれども、かなり何ていうのか、具体的にわかりにくい。一般の者からわかりにくい表現になっておりまして、このような症状があって、そしてなおかつ医師の意見とか、担当者会議を経て適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることとか、そういう条件もあるわけですが、そういう中で、このような条件に合致する方々がどの程度、今使えなくなった方々の中で存在するのか、はっきりとはわかりませんと思いますけれども、状況を踏まえた上で答弁をいただけたらありがたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君)お答えをしたいと思います。

常任委員会でもご説明をさせていただいておりますけれども、軽度者福祉用具貸与補助金、これは県の独立した施策を実施されるということで、この積算については4,000円の月当たりのリース代の2分の1の補助をさせていただいて、それを3人の方の12月というような計算でありましたけれども、委員会でも説明させていただいてまいりましたように、国の方でもこういった各地方からの軽度者に対する福祉用具の切り捨てというような状況から、国の方においても軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いというような形で、一定の考え方が示されました。今、この件については、この資料のみが私どもの方へ来ておるという状況で、3月中にこの考え方をもとに通知をして、4月から新たな取り扱いを開始するということまでしか私どもの方へ情報が入っておりません。そういったことから、この国の施策に対して愛荘町の軽度者がどれくらい該当するのかということについては現在わかりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑。7番小川君。

○7番(小川勇君)63ページの特別養護老人ホーム建設補助金に関連する質問をちょっとさせていただきたいと思います。その予定地は市の1476番地ほか4筆の中で約7,000㎡の敷地を予定されております。そこは農地であって、中に愛知川沿岸土地改良区の分水が存在しておりますし、当然ここに主とする農業用の用水路が通っております。そのほかに道路、あるいは排水の問題も、いろいろこれから工事に入れますと、支障を来すことが出てくることも懸念をされるところでございます。したがって、地所は市の地所ですが、現実には矢守地区集落に隣接しております。したがって、矢守の自治会と十分協議をされているものと、社会福祉法人のこういう理解もされているものとは思いますが、町といたしましてはどのような指導なり、あるいはこういうインフラ整備についても十分な配慮をさ

れた整備をされるよう望むものでございますので、これについて関係者の答弁を聞きたいと思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君)今ほどの小川議員の特別養護老人ホーム、ハッピーライフゆりの郷の建設についての近隣集落との協議のことと存じますが、一時この話が3年ほど前にあったときに、矢守とか市の集落にいろいろ排水とかそういうことについて協議に行かれたというようなことは承知をさせていただいておりますけれど、それから日もたっておりますので、せんだっても矢守の区長さんから、もう一度排水計画について確認なりしたいというようなことがございましたので、幸忍会の理事長あてにその旨を申し出しまして、理事長と区長さんとの間で協議の日程調整がされているというふうに聞きおよんでおります。よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。小川君。

○7番(小川勇君)ダムの用水の関係やら農地の後の関連する、についてちょっと聞きます。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)当施設の転用申請にありましては、当然関係の土地改良区の同意も得ているところでございまして、もし、改善措置を見られるようならそれに応じていくという条件つきで転用許可も通っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長(久保田九右衛門君)小川君、7番。

○7番(小川勇君)再質問ではないんですけど、今申しあげましたように、下流の用水の確保を十分配慮した工事をしていただきたいということを申しあげるとともに、やっぱり地元の矢守地区の自治会と十分、工事中あるいは完成後のことについても共存共栄というような感じで、トラブルの起こらない指導を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で結構でございます。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後1時26分

再開午後1時26分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

4番西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)1点だけお尋ねいたします。

まず60ページに、結局あの、ふれあい文化祭委託料(長塚)20万円見ております。これは旧の秦荘町時代からの平成17年度の決算を見ましても載っております。それで、お尋ねしたいのは、その後61ページから62ページにかけてまして運営委員会事業活動推進助成金が川久保、山川原、長塚と30万円ずつ見ております。これは、旧秦荘町のときには项目的にはなかったように思っております。それでもとへ戻りますけれど、ふれあい文化祭委託料というやつは、一応私の想定しますのは川久保、あるいは山川原の夏祭りに同等するのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)ただいまのご質問のお答えですが、ふれあい文化祭の委託料とありますのは、従来から長塚の方で文化祭の方をやっております。その分に委託をするもので、運営委員会の事業の活動推進助成金とは別の方で運営をしているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄です。

そうしますと、今まで運営委員会の助成金がついてなかったのを、この愛荘町になってから30万円つきました。それで、精査と言いますのか、先ほども申しましたように山川原、川久保センターでは自助努力も含めて夏祭りを運営されておられます。それは運営費の中からやっておられます。それで不公平を出したらあかんのではないかとということ、今後考えていただく課題ではないかと思う質問させてもらっています。その点、中身はちょっとずれるかも知れませんが、これは統一としてお願いしたい事項でありますので、その点の答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)ただいまのご質問です。

長塚以外の川久保、山川原の方と少し異なっているものの、長い歴史等もありますので、そこら辺も十分に検討をさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、労働費77ページから、消防費97ページまでの質疑に入ります。

質疑はありますか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

96ページの防災対策費の防災無線にかかわってですけども、ちょっと前にろうあ者の方にファクスで防災無線の内容を流してまいいということで動かしていただきました。それは流していただけるようになったんですけども、やはり私たちが朝昼晩と、同じことも何回も言われるわけですけども、違うとも言われると。そういつて聞いているような同じような内容のものではないと、やっぱり要点だけまとめたものであるということで、知り合いのろうあ者の方にもお聞きしておりますし、やはり人権尊重という点から言っても平等に防災無線の内容を知らせていただきたいということで、ファクスについて内容の充実を求めたいと思いますので答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今の防災行政無線の放送の関係でございますけれども、情報の提供につきましては非常に重要なところであるというように考えておりまして、今ご質問の件につきましてはできる限り前向きに実施を検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

次に、教育費97ページから、予備費の137ページまでの質疑に入ります。

質疑はありますか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

99ページに園児送迎業務委託料とあるわけです。ただ、この点は当然教育委員会所管全般で見させていただくんですが、先ほど保育園の関係でもちょっと出しました。一般質問でもたしか出ていたと思うんですが、やはり、山間地域等の子どもたちの、当然人数が多くないところ、また本町全体から見て小学校からの一定の遠方の地域、そうしたところでの子どもたちの送迎、小学生の送迎を考えるわけですが、幼稚園で使う送迎をうまくサイクルに合わせたりして、委託料を軽微な中でそうしたフォローができないかという考えを持っているんですが、とりあえず山間地域の方には特に要望が強いというふうに私自身も聞いていますし、あるんですが、取り立ててその点での解決策を何らか考えられているのかどうか。それが1つです。

もう1つは、防犯ブザーについて。

今年度の防犯ブザーの貸与ははかなり不評でありました。やはり、防犯ブザー、この役割はあえてここでも言わなくても皆さんご存じであるわけです。しかし不良品がわたっているならばやはり取りかえることは大事です。あえて不良品という言い方がいいのかどうかは疑念が出てくるでしょうが、子どもたちがおもちゃにして遊んで壊しているとかいう要素を言われたりもするわけですが、しかし、私が見た限りでは、引き抜かなきゃならない、引き抜いてこそはじめて鳴るものが押し込んで鳴るというような現実が現実にあるわけですから、やはりこれはあくまでも不良品とみなざるを得ない。やはり単に競争力によって購買をされるわけですが、よいものをどう与えるかという観点はずいぶん必要であります。ですから、まず1つは不良品であるというものについては業者にその責任を負わせる。確かに安く譲渡をしたというのか、商品として渡したといういろんな問題があるのかもわからないけれども、しかし、商品を渡した以上は業者の責任であるというふうに認識すべきで、そこはひとつチェックをしてほしい。ただ、チェックをする上において、これから4月に新入生が入ってくるわけです。じゃ、数が多いのか言えば、そう多くないわけですから、教育委員会委員さんにもチェックをもらって、本当に不良品チェックをするぐらいのことをやって提供されてはどうかということで、本当にこういう防犯ブザーが効果をなすかどうかも含めて、やはり教育委員さんの目にもとめていただけるとありがたいなというので、2点について質疑をしておきます。

そして、次に114ページの設計コンペというものが報償費に出ています。これは幼稚園費で出ていますから、これをいつごろ実施される予定なのかをお尋ねしたいと思います。

ここで当然、一定いろんな説明がなされるわけですから、このときに十分な議論が今ない中で、認定こども園の構想も、申しわけないですがひとり歩きをしような状況の中にあります。議論が十分でないからそういう言い方をしました。ですから、幼稚園の設計コンペにそうしたものを意図的にも説明をなされるのかどうか、答弁をいただいております。



す。やはり十分な議論がない中で、行政指導でこれが動けば、今日まで保ってきた保育園の保育にかける子どもたちへの対応の形態を崩していくということ。なぜそれを言うのかといえば、中心にそうしたものがくれば、当然その体系は崩れていきます。それが、その体系崩しが行政の手で行われるということになれば、非情なことです。だからその点について質疑を行っています。

132ページ、先ほど入りの方で言いました。ふれ愛スポーツ公園のナイターの照明について、210万円がナイター用の照明負担分だというふうに聞きました。それでは、ここで上がっている光熱水費1,160万8,000円というふうに見込んでいるわけです。平成18年度は631万8,000円でした。その差額が528万8,000円の増額です。これの増額の状況、その点で答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)認定こども園に係る設計コンペのことについて、私の方からご答弁をさせていただきます。幼稚園の設計費については、今、認定こども園の提案をさせていただいているところですが、まだ全く煮詰まっておりません。関係者と十分協議し、みんなの意見を聞きながら可能性を探っているという段階ですので、認定こども園の設計コンペを早々と出すということはいたしません。十分協議をした上で、そして結論はどちらになるのかまだわかりませんし、それを見た上でコンペに出すということを考えています。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)小学生の通学バスの件でございますが、本会議でも何回か子どもの登下校の安全上の観点から、そうした要望も出されているところでありますが、お聞きの山間部および遠距離地域の子どもの安全について、特に今の状況がより安全になるような方策は必要だというふうに今考えています。しかしながら、バスによってこれをカバーしていくということについては、現在、県下の情勢もちょっと調べていますし、やるという方向を出しているというわけではございません。このことについて検討をするというようなことはやっぱりやっていかんなんだろうというふうには思っていますが、現在の状況は、課題であるというふうにはとらえているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)防犯ブザーのご質問でございますけれども、当然不良品につきましても業者の責任として取りかえていただくということで、このことにつきましても当然と考えております。また、不良品のチェックということでございます。17年度、18年度につきましては、入学式の当日保護者の方々にお渡しさせていただいたときに、鳴る、鳴らない、またライトがつく、つかないといったチェックをしていただいたというふうな状況でございました。今年度19年度につきましては、議員ご指摘のような形で何らかの対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)体育施設の光熱水費の528万8,000円増額しておりますので、その内容についてご説明を申しあげたいと思います。

主な原因はふれ愛スポーツ公園のナイター照明でございます。平成18年度のふれ愛スポーツ公園の光熱水費については、電気代だけですけど13万2,000円見ておりました。本年度が548万円でございますので、差し引き524万8,000円、ふれ愛スポーツ公園の方で電気代が増になっております。先ほど申しあげました528万8,000円が合計ですので、ほとんどがふれ愛スポーツ公園のナイターの照明料ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

当然、園児送迎の委託にかかわるバスになれば大変な対応をせざるを得ないので、ただそれを含めて、私は前向きに検討しなければならぬと言っている。ただもう一つは、学校の授業が7時間も可能にするような、今、文科省の方で議論がなされている。当然小学生の下校時刻が来年度ぐらいから、それが今議論されているわけですから、来年度から実施された場合には、より地域の子どもの対応は、また安全という立場から、先ほど防犯ブザーの問題言いましたが、安全の立場から、より地域は安全策を求められてくる。ここがもう逃れられない事態にくる。そのことを思えば、非常に我々は文科省に振り回される事態がくるわけですが、そのことを思えば前向きには検討するんだけど、あえて私は業者委託をしているんだしたら、そこにもう少し議論をして、1人2人の子どもたちを送迎する道が生まれてくるんじゃないかと。議論をすれば、細かいワゴン車とか、何らかの形を。その委託料の中に、そう膨らまないで対応していただけるんじゃないかという考えを持っています。当然今、前向きに考えていると言われたんですが、検討をしなければならぬという言い方をされたんですが、検討ではなくて本当に前向きに議論をしなければならぬ、来年のそうした変化に対して後手になるということ、私は、来年というのが再来年になる。

平成20年度の対応が後手になるという考え方を持っています。しかし、前向きに議論を本当にさせていただくという事でお願いをしたい。当然防犯ブザーも、今言われたように1回のチェックでは無理です。やっぱり2回、3回のチェックをしていかないと、本当に安心して防犯ブザーを渡すことはできません。ただ、答弁は子どもの安全策としての、低学年になり得るかもわからないけども、バスもしくは何らかの方策をしていくという答弁をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)今、お話いただきましたように、これからの教育制度が変わるというようなことも予想されるわけでございます。今言われました、授業時間がふえて下校時刻が今より遅くなる、そういう予想もされるところでもありますし、もう1点、これもご承知かと思いますが、今、放課後子どもプランというのがございまして、学校の授業が終わった子どもたちを夕方まで預かるという制度を広めようと国の方はしているわけです。そうなった場合の下校は希望制でありますので、そのプランが、そうすると、今のように全員が少なくとも同じ学年の子は一緒に帰るというような状況は崩れるおそれがある。そういうようなこれからの変化というものも見据えた検討をしなければならないという要素もございます。

子どもの安全というのは、何よりも大切な事項でございますので、検討課題やというふうには思っておりますが、ちょっと事前に調べましたところによりますと、例えば秦荘地区の山間部の子どもでも30何名いますので、小型車とかタクシーとかそういう対応ではちょっとしきれないような状況が予想されますし、現在の幼稚園バスを有効利用できないかというようなことにつきましても、時間帯の問題等もありますので、帰りに重なるいうことは少ないというふうには思っていますが、それらいろいろこれからの状況を見据えて総合的にやっぱり考えていかなければならない。一たん、これ実施に踏み切れるようになった場合、ずっと続くであろうというふうにも思いますので、そうしたことを予想しながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。

質疑をさせていただきます。

132ページ、負補交の方なんですけれども、町スポーツ少年団活動補助金としての252万円が計上されておりますが、このスポーツ少年団についての各種団体についての交付金額を教えてくださいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)町スポーツ少年団の補助金について申し上げます。

各団補助金ですけれども、17万円を12団体みております。それから、指導者の皆さん方のお礼が4,000円掛ける100人という形で見させていただいています。それから、団の事務局費として8万円を見させていただいているものでございます。よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹です。

私がお聞きしているのは、各種団体に、野球、サッカー、バレー、剣道、柔道等に補助金を出していると思うんですが、その各種団体の補助金についての金額を教えてください。

それと、野球につきましては、旧の愛知川、旧の秦荘というようにチームが分かれております。サッカーにつきましては合同でやっているということで、その野球に対して、またサッカーに対しての補助金の金額が違うという話を聞いておるのですけれども、それについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君)それではお答えします。

ただいまお話ししました17万円1団体ということには、すべての団体変わりません。しかしながら、今お話ありましたように、サッカーにつきましては、18年度には一つになっていただきましたので、その分だけ加算するという事で、18年度は17万円、17万円じゃないにその辺はちょっと金額は忘れましたが、全額を見ないという形でさせていただいて、来年度からはもう17万円という形でサッカー1団体になります。1団体は17万円ということに変わっておりませんので、よろしくお願いします。先ほどのサッカーですが、5万円ぐらいの増額をしたと思いますので、まずそれについての金額はまた後ほどお教えします。

○議長(久保田九右衛門君)7番小川君。

○7番(小川勇君)7番小川です。

99ページの学校給食のあり方検討委員会の謝礼という22万5,000円、これについてお尋ねしたいと思います。

この検討委員会は何人で構成されているのか。そしてから、昨年の11月から発足されたと聞いております。きょうまでに何回、委員会を開催されているのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)給食のあり方検討委員会の委員につきましては、13名ということで構成をさせていただいております。

回数でございますけれども、18年度、試食も含めて3回開催させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(久保田九右衛門君)7番小川君。

○7番(小川勇君)もう少し聞かせていただきたいと思ひます。

それでは、今後まだ検討委員会が終わったとは聞いておらないので、まだあると思うんです。これからの見込みをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)19年8月をめぐって、検討委員会の考えを教育長に示していただくということを予定させていただいております。したがって、4月以降、8月までの間に数回、予定をしていくということで考えております。よろしくお願ひします。

○議長(久保田九右衛門君)7番小川君。

○7番(小川勇君)この学校給食については、私もたびたび質問を申しあげておる中でございますけど、実は、どの町民の保護者を見ても、中学校においては1町の中学校において均衡とれた形でない。これはもう同じ一つの町で、同じ一つの教育委員会の中にある、こんな不自然の形をいつまでも引きずっているということは大変私は遺憾なことやと思うんです。早く結論を出して、そしてから早急に答申していただいて、次の段階に町民の皆さんに説明できるようにしていただきたいということを特に申しあげるところでございます。8月の早うに聞いておりましたら答申を出すという話でしたが、できたらもう1日でもというのですか、早くして、やっぱりこの19年度に何らかのアクションプランを立てていただいて、こういうふうにはもう強く望んでおりますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

最後に、一般会計全般についての質疑に入ります。

一般会計の歳出全般です。よろしくお願ひします。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

79ページの農業振興費にかかわって補助金の拠出ですけども、まず、何をにおいても、今国が進めているその施策、農と水と環境、これが本当に愛荘町の農業を守っていける施策かどうか、当然、これを今進めていく上で所管としてはかなり農家の方からのいろんな声を聞いているはずで。それについて、この事業進捗においてどのような見解を持っているのか、答弁をいただきます。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)農業振興費の中の農地・水・環境保全向上対策事業につきまして、予算計上は世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会負担金ということで計上しておりまして、町が4分の1、それから県が4分の1、国が2分の1負担をして、それぞれこの事業を進めていくというものでございまして、この事業の進捗状況でございますが、現在45農村集落中、34集落がやっていると、お取り組みを現在計画書を策定してもらっております。最終34集落になろうということ踏んでおりまして、この事業につきまして、当課の考え方でございますが、依然として厳しいこの農業情勢にありまして、しかも、この農村集落がだんだん崩壊しつつあるというこの環境の中で、この事業でもやらなければいけません。ましてやこの事業、地元負担がないという事業でございますので、この交付金を丸々使って100%補助ということで地域活動を何とか盛り上げて、農村それから農村全体、それから世代をつなぐ世代交流もろもろ、かつてありました農地を主とする農村社会の何とかいいところを復元できないかということでこの事業に取り組みたいと思っておりますのでございまして、この事業をきっかけに、依然厳しいこの農村情勢を何とかよい方向に向かわせていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

当然、国の方針がそつめる中で、本町としてとついつつに対応していくのか、行政としてとついつつ支援かしていけるのかというのは、一定の限界もあり得ることはあり得ます。しかし、今言われたように、こうした制度にのってでも本町の農業を守る道、それがないかのように言われるわけですが、しかし、集落の環境破壊、崩壊がこれによってより促進されるという、逆効果をつくり出すということが想定されています。あえて、こうした取り組みが今、全体としては農地離れを意識的に政治の力でつくり出しているような趣があるわけです。結局は、後継者をつくらせない。法人化への流れ。その向こうにあるのは、もっと莫大な法人が農地を支配しようという、そうすれば食料が自分たちの手の中に入ってしまう。こうした流れを我々は本当に見ておかないと、ただ単にその農業施策なんだというのじゃなくて、その向こうにあるものを見ておかないと。

しかも、それを後押ししている経団連の会長自身がみずから、今日本とオーストラリアの連携協定交渉をやって、もっと進めようというふうな大企業、しかも大資本のところ言っているその意図、単に製品を買ってもらうから農産物を何とか譲歩していこう、そんな手ぬるいような考え方じゃないんです、ここは。そんなギブ・アンド・テイクの議論を彼らはしていません。農業そのものを破壊しようとするような事態が、今我々の手の届かないところで起こっている。これが本当に残念ながら、自民党政治や、自民党や公明党やら民主党がこれをつくり出した、この流れを。ウルグアイ・ラウンドのところから大きくさま変わりさせたわけですよ。ですからあえてここで質疑をしたいのは、じゃ、集落の環境崩壊をこうしたものでとめたい。私は逆に言えば、この制度をもっと愛荘町の農村地域に生かせるように工夫をしてほしい。制度にのっかるだけではなくて、5年間の補助制度があるわけですから、割にこれをまたどう使うかいうのも非常に苦労されているような向きもあります。ですから、今言うように、補助金で動けるのだったらそれを思いきりどう活用できるかは、やはり所管の方の仕事だと思います。しかもそうした考えの中で1つだけ、今言いました日本とオーストラリアの協議をしているその協定、それをどのようにとらえられているのかだけ答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)この事業は、あくまでも各集落の自主的な計画策定によって進めてもらっておりますので、うちとしては、あちらの集落はこういうよいメニューを考えてはるということで、それぞれよいところ悪いところ、それぞれ言いながら各集落の計画策定を支援しているところでございまして、ぜひこの事業の交付金を使って有効に使ってほしいと。そして、活動を展開してほしいということを申しあげておりますので、決して集落の環境崩壊にはつながらないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、オーストラリアとの農産物等の懸念でございすけれども、これは現在、大豆とか小麦、オーストラリアは大干ばつでございまして、大きく石高が減少する見込みでございまして、それをまともに日本が一定輸出がふえるということは、どうも政府の見解あたりを見ていますと、まともに農産物の輸出が増になるということとはとらえていないようでございまして、当然、オーストラリアをあてにしているということは当然あると思うんですけれども、その大干ばつ、気候環境によって左右されるものでございすので、日本の自給率を考える上でベースにはしておりますけれども、それを大きく踏み出していくという考えは政府もないように思っておりますし、私もそのように予想しております。以上でございす。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。

全般的にうことで質疑をさせていただきます。

職員手当等についてお伺ひいたします。時間外勤務手当、18年度と19年度予算の計上を比較させていただくと、19年度は増額になったと思いますが、増額になった根拠を教えてくださいたいと思います。

また、職員が14名退職されるにあたって、それだけの時間外の手当が増額になる理由は、やはり職員の1人あたりの時間外の負担があるのではないかとこのように考えられますが、その辺についても答弁をお願いしたいと思います。

〔「ちょっと時間ください」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後2時06分

再開午後2時20分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

総務主監。

○総務主監(細江新市君)ただいまの時間外勤務手当の予算の関係でございす。ご質問にありましたように、前年度と比べますと250万円余りの増になってございす。18年度におけますところの現在の現計予算額ですけれども、

補正をお願いいたしまして4,087万円というような現在の18年度の予算額になってございます。それと比べますと200万円弱の増というような状況でございます。19年度につきましては、ご承知のように、県議会議員また参議院議員の選挙の執行を予算計上させていただいております、その時間外手当も予算計上させていただいております。合わせますと約900万円近く時間外手当を計上しているというような状況でございます、そういうものも含んでおりますので、若干比べますと増になっているというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹です。

再度、質問をさせていただきます。

平成18年度の合併当初で時間外がふえるのも理解はできます。しかしながら、19年度、今増額になる金額もお聞きしましたが、職員1人あたりの時間内で終わる時間が、1人あたりの職員に対する時間が大変な無理が生じているのではないかと。本来ならば時間内で終わらなければならない業務を時間外までしなければいけないということは、職員がそこまで大変な苦勞をしているという部分が考えられますし、また、いろんな時間外でしなければならない1人あたりの職員の仕事の配分というのですか、そのリスクが大変大きくなっていると理解するのですが、その辺について職員の方はどう考えているのか、また答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)時間外手当の関係につきまして、庁内全域を眺めますと、やはりご質問のとおり、一部の課あるいは一部の部署におきまして、やはり多いところ、また少ないところ、不均衡が生じているというようなところで、大きく業務によっては時間外がふえておりまして、職員の健康管理についても十分配慮をしていただくように管理者会議等では周知をしているところでございます。

しかし、そういういろんな分野の業務の中で、やはり均衡したような組織体制というのが大事ではないかなというふうに感じているところでございます。きょう追加議案でお願いしている組織関係もございますけれども、以前も申しあげておりましたように、新年度からはグループ制の導入を図ってまいりたいというふうに考えているところでございまして、その辺も大きく改善が図られればというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。11番森野君。

○11番(森野榮次郎君)一、二、お尋ねをいたします。

先ほど辰巳議員の農村まるごと集落対策事業に対するお答えならびに小川議員の矢守地先の沿岸の水路等にかかわってのご質問等と関連するわけでありますが、19年度予算で調和のとれた土地利用の推進というところで、都市計画マスタープラン、土地利用計画策定事業という項目で1,600万円組まれております。なお、農業振興地域整備計画策定事業で105万円、このような予算を上げていただいているわけでありますが、これらの予算と今ほど申しました農地・水・環境の事業ならびに特別養護老人ホームにかかわる地域整備の計画と、すべて関連する一連のものであるという理解を私はしております。

特に、先ほど農林商工課長の答弁を伺っておりますと、農業の起死回生の事業であるから積極的に取り組んでいきたいというようなお答えをちょうだいしておりますが、私自身が思っておりますのは、当初うたわれていました農地・水・環境整備という名称、その後の農村まるごと保全というあたりを考えますと、農業そのものよりも、このままの状況が推移すれば農村そのものが崩壊するのではないかとというような危機感から、昨年内に新たに県なり農水省の方で新規事業として取り組まれたというような理解をしております。町当局も積極的にその事業内容の説明等もお図りいただいているわけでありますが、今の課長答弁にありましたように、農業そのものの事業であります、農業のその以前にあります農村そのものがどうなるのかという危機感が全面に出ている事業であり、さらに、そういう観点から農家、非農家を問わず、地域ぐるみでこの問題に取り組もうという、私は、発想であるというふうに理解をしている。するなれば、特別養護老人ホームの建設予定地であるあの辺につきましても、区々たる水路なり農道の整備はもちろ必要であります、あの地域全体を含めて矢守なり、大字市なり、豊満を含めての農村としてのあり方をどういうふうに考えていくのかという基本的な発想で、業者の方は当然お進めいただいていると思うし、さらにまた、周辺集落はあげてその検討に取り組んでいただいていると、このような理解をしておったところであります。

既に、9月に予算を策定させていただいてから半年以上たっているわけでありますから、その辺、落ち度なくお進めいただいていると思いますが、にもかかわらず、先ほど来の答弁を聞いていますと、いまだ何かごちゃごちゃしているような感じがする。

さらに、農村まるごと整備対策という名称でうたわれている事業で全集落が加盟されていないのは理解するとしましても、先ほど議長自身にお尋ねしたように、2月末で締め切りの事業が、現在3月中旬でありながら、東円堂という字について、今もって折衝中であると。2月の下旬に当字で私の字で農談会が持たれ、このまま放置していると大変だ



その行政の原点到つていふのはこの八幡は経緯のラテ述べてくつていふはと忘つてゐることをいふにせう。

それから、一集落の締め切ったにもかかわらずということがございましたけれども、この集落につきましてはかつて手をあげておりましたけれども、やっぱり難しいということで断念された経緯がございまして、さらに最近やっぱりあげたいと、やっていくというような申し出がございまして、今月中に計画策定が間に合ったら、当然、町は拒みませんと。それで、県も協議しました結果、当然間に合えば採択していくという条件つきでやっておりますので、そのかわり集落にはもう連日連夜詰めていただかないと間に合いませんよということをお願いしておりますので、条件つきで認めた。まだ計画策定に入ってくださいということは申しあげております。

それから、特老の問題でございますけれども、農業用水排水に支障が出れば、当然それなりの改善措置はとってください、とりますということと交わっておりますので、その支障があれば、当然改善措置をとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) 11番森野君。

○11番(森野榮次郎君) 大変適切と言えば適切であるし、とりようによってはどうでもよいようなお答えをちょうだいしましたが、西沢課長、あなた今のお答えの中で、崩壊はしていないとか、崩壊するとかいふようなことを言っていました。崩壊って何が崩壊するの。まず、急傾斜地が崩壊する話ではないんだけど。何が崩壊するの。決して崩壊はしませんと、何が崩壊落ちるのかと思ってびっくりしたんですが。農村の崩壊が食いとめられるという意味なの。[「そうです」の声あり]

○11番(森野榮次郎君) 大変ご心配をいただいて、農村地域に居住しております者としては、ありがたいご配慮であると思います。

おっしゃるとおり、町長がお答えいただいた中にもあったように、最初エコファーマーの部分で出発して、百姓だけの問題であるというような認識でどの集落もスタートしていらっやしたと思います。途中で1階建ての部分が大変問題になってきたと。補助金額も非常に大きくなったと。その辺はご指摘のとおりというふうには理解いたしますが、ただ、私がここでこの新年度の新しい2つの事業でつなぎ合わせて申しあげたのは、これらの事業の部分的に先行して今ほどのようなまると対策事業であるとか、あるいは特老の問題が先行して行われているのだけれども、町のこういう今これから立ち上げようとしている事業計画の中にやはりしっかりと位置づけて、そういう中で十分検討してお進めいただきたい。そういうふうなことはどうなっているのかということが、しよせんはお尋ねをしたかったわけでありましたが、まだやっていないから、恐らくまだわかりませんだろうと町長はお答えになるだろうと思っておりますから、あえてお答えは求めませんが。

以上のような先行する部分と事業の趣旨を十分踏まえていただかないと、今ほどお尋ねした中で西沢課長に若干人をばかしたことのような言い方をしましたが、崩壊するというような言葉が出たからそれを取り上げたわけでありましたが、まず農村の崩壊云々というよりも、この事業の趣旨は、農村の環境が碎けちゃ困ると。だから、非農家であろうと、老人であろうと、子どもさんであろうと、農村のこの良き環境を大事にさせていただくために担当3,300円の補助金をつけてやっていきたいと思いますというふうには策定された事業だと、私は理解をしている。たった6,000円の金をもらって百姓が息がつけるというような性質の事業ではないというふうに理解していますから、崩壊するということについては、農村の良きふるさとの環境が崩壊するのではない、それを食いとめたいと、その崩壊というお言葉をお使いいただくとした場合には、その辺をやはり明快に事業の趣旨を踏まえてお答えをいただきたいというふうに思いますが、私の解釈が間違っていたらご指摘をいただきたい。

以上であります。

○議長(久保田九右衛門君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) すみません。崩壊懸念があるということで、一部惑わすような言葉でございまして、先生のおっしゃるとおり、農村の現在の環境を維持向上していくと、そして保全していくということでこの事業は成り立っているものでございまして、目的もそのようでございます。よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑ありませんか。6番本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番本田秀樹。

質問させていただきます。

旧の愛知川町時代には、ISO9000シリーズを取得されていたと思います。愛荘町となりまして、今後ISO9000シリーズの方の取得をされるのか、お聞きしたいと思いますので答弁をよろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) これにつきましては、旧の愛知川時代に取得をいたしております。そのときにもいろんな議論が議会の方でもございまして、14000、9000、どうするのかというような話でございました。14000の方は環境問題でありますが、これについてはまだ確定していません。職員が目標を達成するために頑張っているというふうに思っています。



越えてのフューチャリティに、これに備えていなければならぬ。一定、職員が目標を持つべきなのは議論の余地はない。そして、その目標が目標が目標を持って、それに向かっていろんな環境問題について取り組んでいくというようなことで9000の方に切りかえた経緯がございます。

しかし、合併をいたしまして、これは今後も引き継いでいくというような経緯になってございますけれども、現状では総合計画の中の行財政改革の中で議論をいただく考え方を持っておりまして、今後はやはり地方自治体におきましてもこのような行政評価、いろんなことからやはり取り組んでいかなければならないなというふうに考えておりますので、そこで議論を深めさせていただいて、総合計画に記載をしていくかどうかちょっとわかりませんが、そういう方向にはやはり向いていかなければならない時期ではあるというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄です。

85ページの負補交の一番下の欄の、国民宿舎解体費負担金950万円とあります。これは旧秦荘町が長年の国民宿舎を建てられたというのか、それを近江鉄道に委託されて経営されていたというふうに考えております。それで、この前に国民宿舎を廃止ということになったので解体という運びになったんですけど、この950万円が近江鉄道と円満な話し合いでこの950万円が出されたものか、秦荘町が一方的なものか、どういう形でこの950万円が出てきたものか、ちょっとお尋ねしたいです。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、国民宿舎金剛輪寺荘の廃止に伴います解体費補助金についてお答えを申し上げます。

まず、結論的にいきますと、近江鉄道との円満な解決策ということではございません。若干、町と近江鉄道の間でボタンのかけ違いといえますが、考えの相違がございまして、これから話し合いの過程になるかと思えます。

ご案内のとおり、国民宿舎金剛輪寺荘につきましては、昭和54年3月に建築に着手したということは過日お話をさせていただきました。その点で、国民宿舎の建設に関する覚書というのを交わしまして、その覚書といいますのは、いわゆる国民宿舎を建てるための建設用地と、いわゆる建設用地は借地なんです。資金の償還期間、いわゆる起債でもってそういう資金に充てる。それは20年間でもって償還するというための覚書でございまして、基本的に国民宿舎の建設資金の償還を完済した時点、いわゆる償還開始年度より20年後になった場合に、速やかに国民宿舎の所有権を無償で近江鉄道に移転するというような形になっております。いわゆるちょうど平成12年6月だったと思うのですが、その時点で本来20年が経過しております。その時点で所有権は近江鉄道に移転することになっております。しかしながら、ご案内のとおり、公の建物は保存登記をしません関係もありまして、実質上の登記上の所有権の移転という行為はなされておられません。したがって、その金剛輪寺荘そのものをいわゆる冠、いわゆる公営の国民宿舎という形でやってきました関係で、その20年経過した時点で移転いたしますと民営の国民宿舎になります。民営の国民宿舎になりますと、どうしても経営上集客に問題があるということで、20年を経過した時点から2年間、この覚書を延長しまして、後々どうするのか。いわゆる建て直すのか、あるいはもうそのままだったらどうかという中で議論がなされまして、2年間で結論が出なかったということで、平成14年の3月か6月でもって、もうその覚書の期間は満了しております。したがって、その時点で、実は覚書上は所有権が移転しているということになっております。

それと相まって、実は先ほどありましたように、経営の関係につきましては、旧の秦荘町が近江鉄道に経営を委託してきたという関連がございます。そして、その20年後、いわゆる覚書と同時に経営委託も本来解消すべき問題ではございましたけれども、今申しあげましたような関係で民営国民宿舎、公営国民宿舎等の関係がございまして、集客に問題があるということで毎年毎年更新をまいりました。そして、そのことがございます関係で、今議会でもって条例廃止をさせていただきましたが、それも条例廃止をせずして今日まで来ております。

そうした関係もございまして、近江鉄道いづくにつきましては、今現在は、金剛輪寺荘は町の建物じゃないかというような考え方を持っております。だから、町の建物1町が解体せないかんの違うかというような話の中で、今、私どもと近江鉄道の中でちょっと話の食い違いが出ておる。その経過につきましては十分相手にも言うておりますし、お互い、双方の弁護士、いわゆる近江鉄道の弁護士もそれぞれの見解を持っております。しかしながら、この覚書をとっていきますと、既に国民宿舎の所有権そのものは近江鉄道に移転しているというように解せざるを得ない状況になっておりますので、私どもといたしましては、基本的に100%近江鉄道さんが解体するんですよ、主導権は近江鉄道さんにあるのですよということを言い切っております。しかしながら、過去の経営の中で旧秦荘町が観光資源ということで潤った時代もあったということもございまして、一定、解体に当たっては負担もやむを得ないのじゃないかというところから3分の1という数字を一方的に出したところもございまして、決して相手との間で和解のもとで3分の1

をしたわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。今後、近江鉄道と話をしていきたいというように思います。

○議長(久保田九右衛門君)4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)説明ありがとうございました。わかりましたので、余り後手後手としないように、ちょっとお願いしておきたいというふうに思うのでございます。どうも。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)はい、13番瀧すみ江。

議案34号平成19年度愛荘町一般会計予算に対して反対を表明します。

平成19年度愛荘町一般会計予算において、子どもの入院した際の医療費完全無料化の小学校卒業までの拡大、第3子以降出産育児一時金支給を町独自で15万円の上乘せをするなどの子育て支援施策の拡大、幼稚園バスの全域運行、議会放映システム整備、部落解放同盟愛知郡協議会補助金の削除などの町民の目線に合致する新たな取り組みに対しては評価するところでです。

しかし、部落解放同盟愛知郡協議会補助金が削除されたとはいえ、固定資産税の同和減免は引き続き廃止されておらず、行政の言う税の平等性とは矛盾したものとなっていますし、コミュニティづくり実行委員会活動補助金は、同和特別扱いをいまだに続けていることを証明しています。また、部落解放人権政策確立要求郡実行委員会負担金は昨年より増額されています。不公平、不公正な同和行政にきっぱりと終結できない町の姿勢を批判します。

昨年、障害者自立支援法の実施、介護保険法の改悪、税の負担増などの国の政策の影響を受け、町民の暮らしは大きく落ち込みました。地方自治体の仕事は、町民の健康と福祉を守ることです。国の悪政から町民を守るために地方でどのようにフォローするかを考えなければならないのに、それについての町独自の施策が見られません。また、合併して1年になります。合併による弊害は、高齢者の社会活動支援に欠かせない巡回バスの取りあげなど、きめ細かな住民サービスの後退としてあらわれています。愛荘町当初予算案の概要の中にも書かれていましたが、サービスは高く、負担は低くと言われるのであれば、早急にその対策に取り組むべきであります。

先ほど質疑・答弁のやりとりもありましたが、秦荘幼稚園建設事業にかかわって、認定こども園構想が出ていますが、軽率な押しつけは許されないことを訴えます。

また、町長はスマートインターチェンジ整備事業と企業誘致への優遇策を積極的に進める考えを示していますが、十分検討、協議の上、行財政運営を圧迫するような、すなわち税金のむだ使いにならないように慎重に考えられることもあわせて訴えて、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。3番森君。

○3番(森隆一君)一般会計予算に対しまして、賛成討論をいたします。

議案第34号平成19年度愛荘町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

村西町政になって2年目の予算編成になるわけですが、大変厳しい財政状況の中で平成19年度予算に取り組まれた執行部のご努力に対し、敬意をあらわすところであります。全体的に見て、政策課題ごとに適切な財政構成となっており、均衡のとれた予算編成であると高く評価いたします。

具体的には、新町まちづくり計画に掲げる6項目の主要施策を踏まえ、町民とともに創意と工夫で新しいまちづくりに積極的に取り組まれている跡が伺えます。歳入では、財源不足を公債費や基金の取り崩しなどで補てんされており、将来に不安を残す要素も見受けられますが、中長期的な視点に立って、財政の安定化に努めることは十分に認識されているものと承知いたします。

予算執行にあたっては町民のため、財源は町民の血税である、このことを念頭に置き、適切かつ効率的な行財政運営に努められることを期待し、一般会計予算についての賛成討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君)着席してください。賛成多数です。よって、議案第34号平成19年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第35号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第36号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

滞納者の問題が本当に今、日本全体でもいろんな意味での滞納問題、未納問題が騒がれています。それで、本町の滞納者の状況について質疑をします。

滞納者の年取まどういうふうになっているのか。当然、守秘義務にあたりますから、当然そういう世帯数等でお答えをいただきたいと思います。

また、滞納者の中にひとり親世帯家庭がどれだけあるのか。また、先ほどの一般会計の当初予算の中での質疑で明らかになってきた、その収納状況において、非常に厳しい状況がパーセンテージで出されました。そうしたことも含めて実態を答弁いただきます。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後3時02分

再開午後3時04分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長(小杉勝二君)ただいまの質問にお答えいたします。

18年度につきましては、まだ年度途中でございますので把握しておりませんが、17年度決算におきましては、現年度課税分につきましては398世帯、そして、滞納繰越分については292世帯ということで、合計690世帯の方が滞納をしております。

また、ひとり暮らしの世帯ですけれども、これについては現在のところ把握しておりません。

また、滞納の分析でございますけれども、外国への出国、あるいは県内外への転出、行方不明等につきましては13%、そして、納付誓約におきます納付者が41%、そして後日、そしてまた不在の世帯が45%を占める状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

滞納や未納が決して意図的でないということを、とりあえず、まず理解をしていただきたい。当然、もし意図的にあるとするならば、それなりの対処の仕方は出てくようかと思いますが、しかし、そうした本当に一部に、もしそうした心得のない者がおられて、それがすべてに被保険者の責めに問われてくること自体が非常に問題になってきます。それで、お尋ねしますけれども、今の収入状況、もしくは収納契約といいますが、分納契約を行った者に対して、その誠意を買って資格証明等の発行をしないということに対して答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後3時07分

再開午後3時07分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)ただいまのご質問でございますが、滞納されておられる方にもいろいろご事情もございますし、本人あるいはまた家族と十分話し合いをさせていただいて、生活困窮者等には配慮をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これよりは討論に入ります。

討論はありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

この国民健康保険事業特別会計について、特に、その後の議案についてもそうでありますが、社会保障にかかわったこの特別会計については、国の姿勢そのものがまず問われてくる。その姿勢がもろに地域の地方自治体の各種社会保障にかかわった特別会計が育かされている。その育かし方が、また被保険者、加入者にその命まで奪われるような風潮をつくり出している。幸い本町においては、そこに配慮を持たれて、決定的な事態にはまだなっていません。

しかし、国の方針は、本当にそこ自身を憲法に保障された理念すら奪い取っていく姿勢を示しています。ですから、私は何が何でもそうした一般会計の分野から見ても、町民の命と安全、暮らしを守る予算が本当にはないのかといえ、私はフォローしていくだけの財源はあるというふうに考えます。ですから、地方自治のそうした社会保障にかかわった特別会計については、やはり当面は地方自治、その分野でフォローをしていくこと。同時に、国に対して地方の会計を税源移譲という形で玉虫色にして、結果としては吸い上げていっている事態、こうしたことをきっぱりと批判していく。同時に、責任を果たさせる。国保でいけば45%の責任をしっかりと求めていく。そうして、地域の特別会計を保持していく。このことが本当に求められています。いろんなたぐいであっても、結果としては、この今の政治の中で地域を守ることが今ほど求められている時代はありませんし、本当に福祉の心が今求められています。福祉の心のない、また、命まで守ろうとしない、この今の政治に対して厳しく批判し、そのもとでも地域の役割をしっかりと果たしていただくことを求めて、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。2番上林貞君。

○2番(上林貞君)2番上林です。

平成19年度愛荘町国民健康保険特別会計予算に対しまして、賛成する立場から討論を行います。

近年における高齢化の進展等により医療費は増嵩の一途をたどり、国民健康保険の運営は全国的に非常に厳しい状況とされています。このような中において、本町の国民健康保険においても収入不足が本町の一般財源で補

んするなど、厳しい運営がされているところです。

また、平成18年度は旧町ごとの不均一課税となっていました。国保運営協議会で協議を重ねていただき、平成19年度においては、税の均一化と平準化が図られます。また、税の公平性を期するため、長期の保険料滞納者については短期被保険者証や資格証明書を発行するなど、収納率の向上を図る取り組みも検討されております。

このようなことを踏まえ、平成19年度予算については、歳入歳出とも適正にて妥当な積算がなされており、健全な運営に努められていることを認め、賛成討論といたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔替成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第37号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」の声あり」

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔替成者起立〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第38号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)はい、13番瀧すみ江。

合併後の使用料の統合ということで、協議会など立ち上げられているかどうかちょっと今存じ上げてないんですが、それについての状況について答弁を求めています。

○議長(久保田九右衛門君)下水道課長。

○下水道課長(田原 秀郷君)ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

合併協議会によりまして、3年をめぐりに使用料の新料金を設定するというふうになってございます。まだ、審議会の方は立ち上げてはございません。19年度早々に何とかこう立ち上げをさせていただきたいと、このように考えております。

そして、県の方の上位事業の方の計画の改定もありますので、そこら辺と調整を図りながら審議会の方も進めていきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

「なし」の声あり

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「な」の音あい」

〇議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第39号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第40号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

〇議長(久保田九右衛門君)暫時休憩をします。

休憩午後3時17分

再開午後3時31分

〇議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を始めます。

## ◎報告第2号の上程、報告

〇議長(久保田九右衛門君)追加日程第1、報告第2号平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

〇総務主監(細江新市君)それでは、報告第2号でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書について、別冊のとおり報告をさせていただくものでございます。

お手元に別冊の資料を配付させていただいております。これにつきましては、去る3月1日に開催をされました滋賀県市町土地開発公社設立団体協議会におきまして承認をされまして、3月7日付で送付をされてまいりましたので、報告を申しあげるものでございます。

別冊1ページをごらんいただきたいと思います。

平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書ということで、1番目は基本方針でございます。

2番目としましては事業関係、(1)については土地の取得および造成の関係でございます。これにつきましては、団体から新規事業の申し出はございません。年度内におきまして新規事業の申し出があった場合には、これに対応した予算措置を行うということになってございます。

また、(2)番の土地の管理・処分につきましては、ここにあげてございますように、償還が満了する土地について、当該団体申し出の団体に譲渡するということになってございます。平成19年度処分予定、面積にしまして1万91㎡、元金利息を合わせますと3億693万円ということになってございます。また、2ページにつきましては、資金調達ということであげてございます。借入れ利率につきましては1.325%以内ということになってございます。

また、大きい3番目の会議の開催については、理事会、設立団体協議会、監査会を開催する予定になってございます。

次、3ページにつきましては、収支予算でございます。これにつきましては3億3,062万円と定められてございます。予算の事項別明細につきましては、以降5ページから8ページに掲載をされております。先ほど申しあげましたように、事業関係につきましてはございませんけれども、ほとんどの歳出予算につきましては、事務費関係の予算計上になってございます。

次に、9ページでございます。資金計画につきましては、ここにあらってございますように事業資金といたしまして平成19年度末借り入れ残高見込み9億2,645万円というようなことになってございます。

また、10ページにつきましては、資金調達ということで、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

以上、報告をさせていただきました。

○議長(久保田九右衛門君)これで報告第2号平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを終わります。

### ◎報告第3号の上程、報告

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第2、報告第3号専決処分の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第3号の専決処分の報告についてということで、地方自治法第180条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

専決処分書、町長の専決処分事項の指定の規定により、工事請負契約の変更について、平成19年3月6日に次のとおり専決処分をさせていただきました。

1、契約の目的につきましては、平成18年度工事第36号、役場進入路道路改良工事でございます。2、契約変更の金額。変更前の契約金額4,729万7,250円、変更後の契約金額4,811万5,200円。3、契約の相手方、滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地5、竹山建設株式会社、代表取締役竹山真実。

以上、報告をさせていただきました。

○議長(久保田九右衛門君)これで報告第3号専決処分の報告についてを終わります。

### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第3、同意第1号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、同意第1号につきまして説明させていただきます。

この案件につきましては、愛荘町教育委員会委員の任命について同意をお願いするものでございます。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条の規定によりまして、5人の委員で組織をし、同法第5条によりまして、その任期は本来4年であります。

昨年3月に合併後の教育委員会委員を任命いたしました。これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令におきまして、市町村の合併があった場合における特例といたしまして、最初に任命される委員の任期については、4年委員、3年委員、2年委員、1年委員とこう定められておるところでございます。

那須淳子委員は、1年委員として任命をされまして、平成19年3月28日をもって任期満了となるところであります。今般、同意をお願いしておりますとおり、引き続き那須淳子氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。



これより同意第1号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、同意第1号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第4、議案第41号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)それでは、議案第41号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

地方分権が本格的に進展する中で、町といたしまして、県や国との役割分担を明確にしながら、複雑多様化する行政ニーズにこたえ、町に求められる役割を果たし、町民の満足度を向上させるためには実質的、主体的な事務事業の点検、見直し、あわせて行政組織の見直しを行い、一層効率的な行政システムを構築する必要があります。このようなことから、現在および将来にわたる町行政を取り巻く諸情勢を勘案し、町民が期待する行政サービスを最も適切かつ効果的に提供することができる行政組織を基本とし、各課間や課内での事務配分のあり方等につきまして見直しを行ったところでございまして、愛荘町行政組織条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中「広報広聴課」を削り、同条「住民課」の次に「環境対策室」を加えます。

第2条中政策調整室の項に次の2号を加えるということで、5号、広報および広聴に関すること。第6号、男女共同参画社会づくりに関すること。

同条中広報広聴課の項を削る。

同条中総務課の項に次の3号を加える。10号、秘書に関すること。11号、国内および国際交流に関すること。12号、防災行政無線放送に関すること。

同条中管理課の項に次の2号を加える。5号、電子計算組織の管理運営に関すること。6号、統計および調査に関すること。

同条住民課の項中第6号から第10号までを削る。

同条中住民課の項の次に次の1項を加える。環境対策室。1号、上水道に関すること。2号、浄化槽に関すること。3号、廃棄物、清掃等に関すること。4号、公害防止および環境衛生に関すること。5号、墓地および火葬場に関すること。

同条愛知川サービス室の項中第3号から第7号までを削る。

同条秦荘サービス室の項中第9号から第12号までを削る。

同条人権政策課の項中第4号を次のように改める。4号、環境改善、小集落地区改良事業の残事業に関すること。

同条同項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。5号、同和対策事業の財産の管理および処分に関すること。

同条中農林商工課の項に次の1号を加える。11号、土地改良事業の計画、促進および施工に関すること。

同条中建設課の項に次の1号を加える。8号、道路、橋りょう、河川、砂防および急傾斜地対策に関すること。

付則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第41号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第5、議案第42号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、議案第42号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

近年、行政に対する住民の監視は、とみに高いものになってきております。その行財政のあり方について、さまざまな角度からチェック機能を発揮し、住民サービスの維持向上並びに健全な行財政運営に努めることが求められてきております。

このようなことから、本町におきましても、監査機能の専門性、独立性の強化と監査に対する町民の信頼性の向上を図りますため、平成18年度から税理士の資格を有する代表監査委員を選任し、民間企業の感覚を行政に取り入れるなど、監査機能の充実強化を図っているところでございます。

税理士としての報酬は平均的に顧問料として毎月3万円ないし5万円程度とされているところから、今回、それに準じ、当該識見監査委員のうち会計士または税理士の有資格者が選任された場合について、その報酬を月額3万円相当、年額にして36万円に改正をさせていただこうというものでございます。

別表に、その識見有資格者として年額36万円を追加し、備考欄にこの有資格者とは、公認会計士および税理士の資格を有する者をいうということで改正をさせていただこうとするものでございます。

議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第42号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議提第1号～議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第6、議提第1号愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程第7、議提第2号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8番珠久清次君。

〔8番珠久清次君登壇〕

○8番(珠久清次君)議提第1号愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および会議規則第14条の第2項の規定により提出する。

それでは、提案の内容につきまして説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が昨年6月に公布されたことによりまして、今回、愛荘町議会委員会条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条第1項に次のただし書きを加える。ただし、開会中においては、議長が指名することができる。

同条第3項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

ここで第6条は委員の選任をうたっているものであり、従前は、常任委員、議会運営委員及び特別委員の指名あるいは所属変更につきましては、議長が会議に諮ることになっておりましたが、今回の法改正によりまして、閉会中は議長権限で可能になったことをうたっているものでございます。

第11条を次のように改める。第11条委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。第2項議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

ここでの第11条は、委員長、副委員長、議会運営委員および特別委員の辞任についてうたっているものでありますが、従前では、議会運営委員および特別委員の辞任につきましては、議会の許可が必要でありましたが、今回の法改正によりまして、閉会中は議長権限で可能になったものでございます。

続きまして、議提第2号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提案内容につきましての説明をいたします。

このたびの法改正に伴いまして、今回、愛荘町議会会議規則の一部を次のように改正するものでございます。

第14条に次の1項を加える。第3項、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

この第14条は、議案の提出についてうたわれているものでありまして、法改正前は議会に議案を提出できるのは一定の議員による場合だけであったが、このほか委員会による議案の提出も認められることになり、これによって第14条に3項を設け、委員会の議案提出に係る手続規定を定めるものでございます。

また、第73条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第73条第2項中の改正は、自治法の第109条の2に項のずれが生じたものに伴ったもので、内容が変わるものではありません。

以上、2議案とも付則としまして、この規則は、平成19年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより議提第1号愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議提第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議提第1号愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議提第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議提第2号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議提第3号の上程、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第8、議提第3号議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣したので報告します。また、この規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定しました。

#### ◎諸題第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第9、諸題第1号労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください(諸願書)を議題とします。

お諮りいたします。諸題第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、諸題第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。1番辰己保君。

〔1番辰己保君登壇〕

○1番(辰己保君)諸題第1号を提案させていただきます。

この諸題は労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてくださいという諸願書です。

朗読をもって提案とさせていただきます。

労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください。

愛荘町議会議長久保田九右衛門様。

諸願者、大津市梅林1丁目3-4、滋賀公務・公共業務労働組合共闘会議議長松本利寛。大津市島の関7-8、滋賀県労働組合総連合議長代行西山佳子。同、大津市島の関7-8、国民春闘滋賀県共闘会議議長西山佳子。

諸願趣旨。

昨年12月27日の労働政策審議会第72回労働条件分科会において、厚生労働省は「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(報告)」をとりまとめました。この中では、年収が一定以上の労働者には何時間働いても残業代が出ない制度である「自己管理型労働制(いわゆるホワイトカラー・エグゼンプション)」や、不当解雇でも一定の金銭を払えば解雇ができる「解雇の金銭解決制度」、そして、労働者が反対しても就業規則を変えれば労働条件を変更できる制度などが打ち出されています。

労働運動総合研究所(代表理事・牧野富夫日本大学教授)の試算では、年収400万円の労働者が月80時間の残業をした場合、ホワイトカラー・エグゼンプションが導入されると、カットされる産業代は140万円(総収入の26%)にも上るとされています。また、課長職の平均年収と言われる700万円でも、246万円(総収入の26%減)の残業代がなくなることになります。

こうした制度の導入は、あまりにも働く人たちの健康と生活に否定的な影響を与えると懸念せざるを得ません。それ故に審議会の場でも労働者委員から強い反対の意見が述べられています。

2月7日の報道では、政府与党は今国会の法案提出を一部見送る決定をしたそうですが、経済界や厚生労働省の要求は強く、参議院選挙後の臨時国会では法案が上程される可能性が強いと思われます。働いても働いても生活が成り立たない「ワーキング・プア」と呼ばれる人たちが激増するなど、いま、格差の拡大が大きな社会問題となっています。また、一方で少子化対策という面からも働き方の見直しが求められています。ところが上記のような労働法制度の改悪では、こうした問題の解決どころか、いっそう労働者に長時間労働を押しつけ、格差の拡大と家庭生活の破壊を招くことは明らかです。

そこで、これらの労働法制改悪の動きをとめ、正規雇用が基本の雇用システムづくり、最低賃金の大幅引き上げ、「均等待遇」の実現などのために、国にもけて意見を上げていただくよう要請するものです。

どうか皆さんの健全な、真摯なご審議で議決をいただきますようお願い申しあげまして、提案とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成少数です。よって、請願第1号労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください(請願書)は、不採択とすることに決定しました。

## ◎閉会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成19年3月愛荘町議会定例会を開会いたします。

閉会午後4時00分

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)今議会閉会に当たりまして一言御礼申し上げます。

今議会は、提案させていただきました条例の制定及び改正案件が14件、人事案件、損害賠償案件など3件、一般会計及び特別会計の補正予算4件、平成19年度一般会計予算及び特別会計予算7件、追加提案を合わせまして合計28案件につきまして、慎重審議の上、すべて可決いただきまして、まことにありがとうございました。

可決いただきました19年度愛荘町予算の執行に当たりましては、2万人町民の福祉向上のため、執行部一丸となって邁進する覚悟でございます。議会中においただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意、これらの執行に当たってまいりたいと考えているところでございます。

さて、昨今、物質的豊かさから、今心の豊かさを求める人が増えてきたと、あるアンケートで見たことがございます。19年度の新しい執行体制の中で、教育委員会に文化行政の一環として文化振興課の設置を予定しているところでありますが、合併いたしまして2万人の町となり、合併してできる新しい分野として、図書館、博物館、町史編さんの人材を活用し、町民の皆さんの誇りとなるような格調高い町の創造に向け取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。文化は宗教とともに人間が長年にわたり形成してきたさまざまな生き方、暮らし方の集大成であり、人が人らしく生きていく上で必要な人間社会にしかない洗練されたものと思っております。文化は人を豊かにするとされておりますが、歴史はよくくれたこの町には、人とともに豊かな地域の資源がございます。これらの資源を生かすことによって住民の皆さんが楽しみながら、見たり、聞いたり、つくったり、演じたりして生きがいを感じていただける、そんな品格ある町、小さくともきらりと光る町の創造に取り組みたいと考えておるところでございます。

いよいよ今年度もあと2週間となりました。長年、町政発展のためご尽力いただき、今年度末で退職される職員の皆さんの労をねぎらいますとともに、今後もそれぞれの立場から町の発展にご支援いただきますことをお願いする次第であります。

また、議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご支援をお願いいたしまして、3月議会閉会に当たりましての御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君)閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年3月定例会を3月1日に開会をさせていただき、16日間の会期を持たせていただきました。その間、5日には定例会、2日目のご審議、7日からは各常任委員会協議会、特別委員会協議会を連日開催していただき、新年度予算について熱心にご協議をいただきました。本日、最終日を迎え、今期定例会に上程されましたすべての議案をあらゆる角度から熱心にご審議の上、議決していただきましたことに対しまして、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、特に定例会、委員会協議会を通じまして、各議員より出されました予算に関する意見等に十分配慮され、今後の予算執行や行政運営に活かされるようお願いするところであります。

議員各位、理事者各位におかれましては、今後とも愛荘町発展と住民福祉向上のため、特段のご尽力をいただきますようよろしくお願いを申しあげ、開会のごあいさつとさせていただきます。

皆さん大変ご苦労さんでございました。